

決算審査特別委員会記録

令和４年 第３回議会（ 定例会 ・臨時会）（開会中・ 休会中 ・閉会中）			
会議日時	令和 ４年 ９月 ８日 午前 ９時３０分開会 令和 ４年 ９月１２日 午前１０時１０分閉会		
場 所	各種委員会室		
出席者数	委員定数９名中 ８日 ９名・９日９名・１０日９名 出席		
出席人員	熊木 恵子	本間 秀正	内田 恵子
	西股 裕司	志賀浦 学	石川 康弘
	加藤 真悟	川幡 宗宏	細川美喜男
上記以外の出席者	側瀬 敏彦		
欠席人員	０名		
説明のため 出席した者	各課長以下		
付議事件	・令和３年度各会計決算認定について ・令和３年度南幌町病院事業会計決算認定について		
傍聴者	９日０名・ １０日０名・ １３日０名		
会議の概要	別紙のとおり		

上記記録は事実と相違ないので署名する。

令和 年 月 日

決算審査特別委員長

決算審査特別委員会会議録

(1日目 R4.9.8 9:30~15:04)

議会事務局長 それではただいまより決算審査特別委員会開会したいと思います。開会に当たりまして、熊木委員長よりご挨拶をお願いいたします。

熊木委員長 皆さんおはようございます。本日から3日間の日程で、決算審査特別委員会を開催します。何分にも不慣れですが、スムーズに進行できるよう努めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

第3回定例会において、本決算審査特別委員会が設置され、認定第1号 令和3年度各会計決算認定について、認定第2号 令和3年度南幌町病院事業会計決算認定についての2議案が審議付託されております。決算審査特別委員会の日程は、本日9月8日・9日・12日の3日間の日程で、別紙審査順序のとおり順次審査を行ってまいります。コロナ禍でありますから、説明員は各課主幹以上の職員に出席いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。各委員、説明員に申し上げます。委員が質問を行う場合には、挙手をして、委員長の許可を受け、議席番号、氏名を告げてから発言してください。また、質問事項については、決算書などのページを示し、要点を簡潔明瞭に発言してください。説明員が答弁する場合には、委員長の許可を受け、職名を告げてから簡潔明瞭に答弁するようにお願いいたします。私語は慎むようお願いいたします。なお、効率的な議事の運営に努めてまいりますので、委員各位におきましても御協力をお願いいたします。傍聴者がいないので、そこは割愛します。本日の出席人員は9名全員であります。直ちに会議を開会します。

それでは、審査順序の1番目、第1款議会費について審査を行います。それでは説明をお願いいたします。

議会事務局長 議会事務局長。決算書29ページをお開きください。決算書資料では2ページの上段をごらんください。議会だよりの発行概要について記載しておりますのでお目通し願います。

決算書に戻ります。1款議会費1項1目議会費、支出済額 5,072万8,198円です。右の備考欄をごらんください。事業名、議会運営経費では、議員報酬、手当、旅費、政務活動交付金など議会運営に係る経費と、議会だよりの発行に係る経費などをあわせ、4,998万1,234円を執行いたしました。8節旅費の不用額につきましては、コロナ禍により道内政務調査を始め、道外視察、研修等についても未実施となったことによる執行残64万2,000円となっております。なお、緊急的な空知議長会の中央要望ということで、11月と3月に議長・局長対応のうえ上京しております。次に、下段19節負担金補助及び交付金の不用額については、政務活動費交付金の不用額91万7,000円がその主な内容となっております。なお、執行額13万8,040円については、コロナ禍により活動が大きく制限されたことからリモートによるセミナー参加に係る費用となっております。以上の不用額を除き、ほぼ予算どおりの執行となっております。

次に下段、事業名、事務局経費では事務局運営に係る経費として74万6,964円、ほぼ予算どおりの執行となっております。以上で1款議会費の説明を終わります。

熊木委員長 説明が終わりましたので質疑を行います。(なしの声)

ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは質疑を終了いたします。

次に、審査順序2番、第2款総務費について審査を行います。同時審査としてふれあい館管理費の説明についてもあわせてお願いいたします。

総務課長 それでは、総務費の説明を行います。総務費に係る主要施策につきましては、成果説明書の2ページから5ページにかけて記載しておりますので、あわせてごらん願います。

決算書30ページ中段、2款1項1目一般管理費、支出済額1億4,800万8,270円。ここでは、一般管理経費として、委員報酬、旅費、次ページになります。町長交際費、消耗品費、通信運搬費、職員健康診断料、庁舎日直業務、顧問弁護士、総合健康診査、財務書類作成、空知町村会負担金などの経費2,057万2,513円を執行しています。

次に、32ページ、電算機器管理運営経費として、消耗品費、通信運搬費、情報系及び基幹系システム保守、町例規類集データベース年間更新、社会保障・税番号制度システム整備の委託、次ページ、電算機器の借上、電算機器管理用備品購入などの経費、7,030万241円を執行しています。

次に、33ページ中段、職員研修事業として、職員特別旅費、道央廃棄物処理組合への職員1名派遣に伴う駐車場借上料など、職員研修の経費として、10万2,314円を執行しています。

次に、次ページにかけまして、ふるさと応援寄附事業として、謝礼品、事務手数料、寄附業務委託料など、5,275万1,469円を執行しています。なお、令和3年度の寄附実績につきましては、6,491件、9,746万6,158円となっております。

次に、次ページにかけまして、地域おこし協力隊設置事業として、ふるさと応援寄附事業に従事する地域おこし協力隊員に係る、報酬、共済費、備品購入費などの活動経費として、428万1,733円を執行しています。以上です。

まちづくり課長 次に35ページ中段になります。2目文書広報費、支出済額397万9,316円。不用額109万8,684円。不用額は、10節需用費、印刷製本費で、入札による契約単価の減によるものです。

あわせて、成果説明書2ページ中段をごらんください。広報・広聴活動事業では、毎月発行する広報なんぼろの発行経費として、188万3,420円。広報編集に係る経費として広報編集ソフト使用料28万896円。新たな情報発信として、町外及び町内向けに開始したLINE公式アカウントの運用経費53万9,000円。町ホームページ運用に係るシステム借上料及びページの一部改修などの管理経費として、82万5,000円。ほかに、UHBの地デジ広報サービスによる

情報発信の経費として、45万1,000円を執行しています。以上です。

総務課長 次に、下段3目財産管理費、支出済額3億378万7,864円。ここでは、庁舎等管理経費として、37ページにかけまして、役場庁舎の管理に係る経費、2,790万6,467円を執行しています。

次に、37ページ下段から次ページにかけまして、公用車管理経費として、公用車並びに町有バス等の運行管理に係る経費956万4,344円を執行しています。

次に、38ページ中段から次ページにかけまして、財産管理経費として、町有財産に係る修繕、火災保険などの管理経費、北町コミュニティセンター改修工事費、各種基金の積立金など2億6,630万893円を執行しています。

次に、39ページ下段、指定管理者制度推進事業として、全48施設の指定管理について、学識経験者を含めた選定委員会の開催経費として1万6,160円を執行しています。以上です。

まちづくり課長 次に、39ページ下段からになります。4目企画振興費、支出済額9,276万2,377円。不用額819万3,623円。次ページ、不用額は、10節需用費で、新型コロナウイルスの感染状況により、移住体験住宅において長期にわたり受け入れができなかったことによる燃料費・光熱水費の減、オンデマンド交通の燃料費の実績によるもの、12節委託料で、エリアマネジメント推進事業において誘客交流拠点施設整備事業に係る地方創生拠点整備交付金の不採択に伴い、当初予定しておりましたプロモーションの1年延期、及び新型コロナウイルスの感染状況により、体験ツアーが実施できなかったこと、13節使用料及び賃借料で、新型コロナウイルスの感染状況により、移住体験住宅において長期にわたり受け入れができなかったことによる寝具使用料の減、オンデマンド交通の配車システム使用料の実績によるもの、18節負担金補助及び交付金で、新型コロナウイルスの感染状況により、移住促進事業の移住イベント、学生地域定着支援推進事業、姉妹町交流事業の研修補助金並びに児童交流事業等において事業の中止によるもの、みどり野団地等販売管理事業のきた住まいるヴィレッジの住宅内覧会の確定によるものが主な要因です。また、繰越明許費の16節公有財産購入費の8億1,024万円は、子ども室内遊戯施設の建設工事、18節負担金補助及び交付金の1,550万円は、子育て世代住宅建築費助成事業の助成金の交付を、それぞれ令和4年度に繰越して実施する事業費になります。事故繰越の14節工事請負費の2億7,390万円、18節負担金補助及び交付金の4,290万円、合計で3億1,680万円は、令和3年度に繰越して実施予定していた高度無線環境整備推進事業の事業費を工事の遅延により、令和4年度に再度繰越して実施するものになります。

あわせて、成果説明書2ページ中段をごらんください。移住促進事業では、本町への移住促進とみどり野団地の販売促進を図るため、移住体験事業及び「北海道住宅フェア2021」の出展、ファイナンシャルプランナーとタイアップした「なんぼろマイホームセミナー」の開催など54万8,764円を執行しています。なお、移住体験事業については新型コロナウイルスの感染状況から、受け入れ期間が短期となり、1組2名の実績となっています。

決算書40ページ中段、みどり野団地等販売管理事業では、みどり野団地の広告宣伝活動、きた住まいるヴィレッジ事業の住宅内覧会及びイベントに伴う経費、公社管理用地草刈業務の委託料として1,769万8,078円を執行しています。なお、みどり野団地の分譲については、77区画、うちきた住まいるヴィレッジが隣地購入を含め2区画の実績となっています。

次に、決算書40ページ下段から次ページにかけて、成果説明書3ページ上段になります。生活路線等交通対策事業では、新たに令和3年10月から本格運行しましたオンデマンド交通「あいるーと」の8月と9月の試験運行を含めた運行経費として、997万2,637円、9月まで運行していました町内巡回バスの運行経費として、165万9,712円を執行しています。「あいるーと」の10月からの運行実績は、平日の週5日運行で、運行日数120日、利用者数3,706人で、1日平均30.9人の利用となっています。

次に、決算書は41ページ中段になります。姉妹町交流事業では、新型コロナウイルスの感染状況から、当初予定していた姉妹町多良木町との児童交流及び表敬訪問が中止となり、多良木町物産展をビューローにおいて8月6・7日と10月8・9日と3月12日の3回開催し、開催経費にかかる交付金として、推進委員会に27万3,425円を執行しています。

次に、決算書次ページにかけて、企画振興経費、成果説明書、企画一般では、企業版ふるさと納税の寄附に係る収納業務の委託経費として166万6,000円を執行しており、寄附金の収入実績は7社、1,280万円となっています。ほかに、南空知ふるさと市町村圏組合負担金及び空知地域創生協議会負担金など62万9,000円を執行しています。

次に、協働まちづくり推進事業では、まちづくり活動支援事業補助金81万2,696円を執行しており、交付は農猿の1団体となっています。

決算書、次ページにかけて、知名度向上対策事業では、南幌町の知名度を向上させるための委託経費として131万8,535円を執行しています。なんぼろ知名度向上業務として、昨年度実施したテレビCM動画を活用したプロモーション動画の編集制作、ラジオ番組PRとして、大山伸介氏がパーソナリティーをつとめるHBCラジオ「みんなの北海道」、コミュニティFM「20局連動番組」の番組提供などを行い、知名度の促進を図っています。

次に、成果説明書4ページになります。学生支援推進事業では、令和3年度の新規事業として、ふるさと納税を活用した学生等を支援する「学生・若者支援プロジェクト」の学校等へ助成経費として469万8,779円を執行しており、寄附金収入実績は124件、513万4,731円となり、7校に対して418万5,306円を助成しています。

学生地域定着支援推進事業では、江別市・南空知の8つの自治体と江別市内の4大学などで構成する学生地域定着推進広域連携協議会の負担金として20万6,200円を執行しています。なお、新型コロナウイルスの感染状況から大学生を受け入れる事業がほとんど中止となりまして、南幌中学校への冬季休業講習ボランティアの1事業となっています。

次に、子育て世代住宅建築費助成事業は、子育て世代の移住定住を図るため、住宅を新築される子育て世代の方に最大200万円を助成する経費として4,325万円を執行しています。なお、実績としては助成金の申請となる認定は68件、建築後の交付決定は前年度認定した繰り越し分もあわせて27件となっています。

次に、誘客交流拠点施設整備事業では、昨年のウッドショック等による建築費の高騰に対応した施設の縮小に伴う、子ども室内遊戯施設整備の基本設計修正業務費として396万円を執行しています。

決算書、次ページにかけて、エリアマネジメント推進事業では、子ども室内遊戯施設を中心としたまちづくりに向けた、まちづくりサロンと地域団体との意見交換会の開催経費として251万9,438円を執行しています。

次に、観光周遊策推進事業では、町内の観光誘客及び周遊を促すため、観光案内看板や公共施設案内看板、デジタルサイネージ等を効果的に配置する整備計画の策定経費として330万円を執行しています。

次に、北海道日本ハムファイターズ応援大使事業では、2022年北海道日本ハムファイターズ179市町村応援大使の市町村に決定したことに伴いまして、PR活動経費として13万2,000円を執行しています。

次に、決算書44ページ中段から次ページにかけまして、5目企業誘致推進費、支出済額3,728万3,074円。不用額127万7,926円。不用額は、8節旅費で、新型コロナウイルスの感染状況から道外への企業訪問が実施できなかったこと、10節需用費で、南幌工業団地の完売によりパンフレットの増刷を取りやめたこと、11節役務費で、企業アンケート調査の実績によるもの、12節委託料で、南幌工業団地の分譲に伴う用地分筆が1件に留まったことによります。企業誘致推進事業では、企業の新たな投資の意向調査として、サテライトオフィスについての調査にかかる経費、南幌工業団地分譲にかかる用地分筆の確定測量業務費、及び誘致企業である日立建機日本株式会社と株式会社大伸の2社への企業立地等奨励金の交付などを執行しています。なお、南幌工業団地の分譲実績は、賃貸を行っていた既存企業3社へ4,537.34平方メートルの分譲となっています。以上です。

総務課長 続きまして45ページ中段になります。6目公平委員会費、支出済額1万300円。公平委員3名分の報酬を執行しています。以上です。

住民課長 45ページ下段から次ページにかけてごらんください。7目交通安全対策費、支出済額319万6,456円。交通安全対策推進事業では、交通安全指導員設置に係る経費、交通安全活動経費、高齢者運転免許証自主返納支援事業委託料、交通安全運動推進協議会への補助金などを執行しています。以上です。

総務課長 続きまして、46ページ中段、8目防災諸費、支出済額760万5,648円。防災対策事業として、食料品・寝袋・段ボールベッド・トイレ用品など12品目の備蓄用消耗品の購入、防災行政無線に係る保守点検及び非常用蓄電池交換業務委託料、次ページにかけまして、ポータブル発電機、大型ストーブなどの13品目の備蓄用備品の購入などの経費を執行しています。

次に、9目職員給与費、支出済額8億733万4,916円。次ページにかけ

て、職員給与費として、特別職及び一般職、会計年度任用職員、あわせまして97名分の給料、各種職員手当、共済費を執行しています。

次に、10目諸費、支出済額796万3,043円。防犯対策推進事業として、行政区等における街路灯などの設置、維持・管理に係る経費、生活安全推進協議会への補助など493万8,853円を執行しています。

次に、行政区長活動経費として、全19名の行政区長・町内会長への報酬及び費用弁償181万5,206円を執行しています。

次に、総合賠償補償経費として、全国町村会総合賠償補償保険料50万3,546円を執行しています。

次に、次ページにかけて、諸経費として、各種団体等への負担金・補助金として70万5,438円を執行しています。以上です。

まちづくり課長 次に49ページ中段になります。11目総合計画費、支出済額73万113円。あわせて成果説明書、5ページ中段をごらんください。総合計画策定事業では、第6期南幌町総合計画・後期基本計画の策定に係る策定審議会委員11名の報酬、アドバイザーの謝礼、計画書印刷の経費として71万1,513円を執行しています。行政評価システム事業では、行政評価委員会の開催に伴う経費として委員報酬1万8,600円を執行しています。以上です。

税務課長 49ページ下段になります。2項1目税務総務費、支出済額2万1,562円。税務総務費経費として、固定資産評価審査委員会の開催に伴う、委員の報酬及び費用弁償を執行しています。

次に50ページ、2目賦課徴収費、支出済額724万2,766円。町税等徴収業務事業として、町税の徴収、収納管理業務全般に要する経費として1万2,144円を執行しています。次に、租税教育事業として、小学5年生を対象とした標語コンクールの記念品1万7,806円を執行しています。次に賦課徴収経費として、51ページにかけて、町税の賦課徴収業務に要する経費として721万2,816円を執行しています。22節償還金利子及び割引料では、過年度還付金及び加算金として、個人及び法人の申告による還付金が発生した場合に対応するためのものですが、不用額が132万3,627円となっています。以上です。

住民課長 51ページ下段から次ページにかけてごらんください。3項1目戸籍住民基本台帳費、支出済額2,037万1,454円、繰越明許費273万3,000円。繰越明許費は、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続きのワンストップ化を推進するため、住民基本台帳ネットワークシステムの改修を、全額国の補助を受け、翌年度に繰り越して実施するものです。戸籍住民経費では、戸籍、住民基本台帳、印鑑登録に係る事務、パスポート交付事務、個人番号カード関連事務に係る経費を執行しています。なお、52ページ備考欄、上段、12節委託料では、戸籍総合システム更新委託料が前年度と比較して増加しています。個人番号カードの交付実績は、令和3年度956枚、総交付枚数3,057枚、交付率41.1%となっています。以上です。

総務課長 続きまして52ページ下段、4項1目選挙管理委員会費、支出済額8万2,736円。次ページにかけまして、委員4名分の報酬及び費用弁償などを執

行しています。

次に、2目衆議院議員選挙費、支出済額685万5,102円。次ページにかけまして、昨年10月31日に執行されました、衆議院議員選挙に係る経費を執行しています。以上です。

議会事務局長 54ページ中段の5項統計調査費につきましては、産業振興課で後ほど説明することとなります。同じ54ページ下段になります。6項1目監査委員費、支出済額121万5,170円です。監査委員運営経費では、監査委員2名分の報酬、旅費及びその業務に係る経費を支出しております。なお、不用額につきましては、任期中1回の全国研修会に係る特別旅費を計上しておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大により中止となったことによるものです。以上です。

総務課長 続きまして同時審査科目の説明を行います。決算書の88ページをごらんください。成果説明書につきましては16ページになります。決算書88ページ中段、5款1項6目ふれあい館管理費、支出済額778万7,241円。ふれあい館管理経費として、管理清掃業務に係る2名分の委託経費をはじめ、管理運営に必要な一連の経費を執行しています。以上で説明を終わります。

熊木委員長 それでは説明が終わりましたので、質疑を行います。

川幡委員 総務関係で6問質問したいと思います。まず1問目、ふるさと応援寄附事業。成果説明書の2ページになります。9,450件分の返礼品報償費があります。そして寄附金収入が6,491件の9,746万6,158円ということですが、寄附金収入の件数と報償費の9,450件というのは、約3,000件違うんですけど、この内容はどうなっているのか。これが一つ質問です。

次に、地域おこし協力隊設置事業。成果説明書2ページです。特産品コーディネーターがどのような品物を特産品としたのかお聞きしたいと思います。

次に、成果説明書2ページの、みどり野団地販売管理事業。一般販売77区画という、この意味合いを教えてくださいたいと思います。この77区画の中には、子育て世代住宅建築費助成事業が入っているのかどうか、この辺も内訳を知りたいので教えてくださいたいと思います。

次に、成果説明書3ページの、協働のまちづくり推進事業。まちづくり活動支援会議でどのような活動が行われているのか教えてくださいたいと思います。

次に、成果説明書4ページの、子育て世代住宅建築費助成事業。住宅建築助成金認定申請が68件、交付決定が27件と、この意味合いをちょっと知りたいので教えてくださいたいと思います。

最後に、成果説明書4ページの観光周遊策整備計画策定業務がどのくらい進んでいるのか。このことについては、南幌町の観光の看板だとかも入っていると思うんですけど、近隣市町村との連携業務があるのかどうか、この辺もお聞きしたいと思います。以上でございます。

財務グループ主幹 まず、ふるさと応援寄附事業の関係でございます。寄附金収入実績と報償費の件数の差でございますが、こちらにつきましては、令和2年度のうちもろこし先行予約分を令和3年度に発送したことから、件数の差が出ているところでございます。

続いて、地域おこし協力隊の関係でございます。特産品コーディネート活動ということで、地域おこし協力隊につきましては、ふるさと納税に係る新たな返礼品・特産品の新規開拓等が業務の一つとなっております。いろいろ事業者との調整をしながら進めているところでございますが、令和3年度につきましては、新たな特産品というところは形にはなりませんでしたが、今年度、若葉のしずくとアイスクヤロルのコラボによりまして、アイスクリームのほうを成果として進めているところでございます。以上です。

地域振興グループ主幹 3点目のみどり野団地の販売管理の関係と、5点目の子育て世代の住宅の関係で少し関連がありますので、一括してお答えをさせていただきますと思います。

まず初めに、みどり野団地の販売管理の関係につきましては、令和3年度における契約の件数が79区画ということで、件数的には68件となっております。御承知おきのとおり、本事業については、建築後に本町への転入をしてから助成金の交付となりますので、実績といたしましては、4ページ目に記載をしておりますとおり、子育て世代の建築費の助成金については、27件、4,325万円ということになっておりまして、この残りの41件分については、令和4年度に助成金の交付ということになります。従いまして、販売実績の区画数と、子育て世代の建築費助成金の部分については、数字が若干相違していると、記載内容が相違しているということについては御理解をいただきたいと思っております。また、美園地域を中心として、現在販売が非常に好調ということもございまして、令和4年度に入っても、8月31日現在ですけれども、63件74区画の販売を行っております。平成8年の段階で112区画の販売ということで行っておりましたけれども、順調にいけば令和4年度中は、単年度で100区画を超えてくるのではないかなというように見通しも立てており、このまま進んでいきたいというふうに考えております。以上です。

企画情報グループ主幹 まず4点目の協働のまちづくり推進事業についてお答えさせていただきます。まちづくり活動支援会議の内容ということだったんですけれども、こちらにつきましては、まちづくり活動支援事業に申請をいただいた場合に、まず、事務局のほうで内容を精査しまして、その内容を支援会議にかけます。その時に申請者の方からプレゼンをしていただき、質問等をしていただきまして、その内容が適正かどうか、費用の内容が適正であるかどうかといったようなことを審査していただくといったことを、こちらの委員会のほうで実施しております。

それと6点目の観光周遊策の関係でございます。進捗状況ということだったんですけれども、現在デジタルサイネージのほうにつきましては、現在5社を相手にプロポーザルの準備を進めております。今週いっぱいではプレゼンの資料が届きまして、今月末にプレゼンを行う予定で、その後、選定事業者が決まるというような流れとなっております。そのほかの看板につきましては、随時内容を進めているんですけれども、詳細な建てる場所などを、今もう一度現地を見ながら進めているところで、もう少し時間がかかるかなと思っております。それと近隣との連携ということだったんですけれども、デジタルサイネージの運用においては、さっぽろ連携

中枢都市圏ですとか、空知管内の他自治体等と連携しながら、それらの情報もデジタルサイネージに表示しながら、地域の周遊を促すといったことも検討してございます。以上です。

熊木委員長 答弁が終わりましたけれども、いかがですか。

川幡議員 1点目のふるさと応援寄附の関係の差はわかりました。次の地域おこし協力隊とみどり野団地の販売、この内容もわかりました。

協働のまちづくり支援活動については農猿だけだったんですけれども、一般の方はコロナの関係でかなりできなかったと思うんですよね。これは仕方ないと思うんですけれども、ぜひいろんな事業について相談に乗っていただきたいと思っています。これは要望です。

観光周遊については、これは町内の観光を連携する、回りにやすくするという考え方だと思うんですけれども、遊水地が全部でき上がった段階で、サイクリングロードなんかも当然考えられると思うんですけれども、その辺は他市町との連携が必要だと思うので、その辺はよろしくお願いいたします。これは要望でございます。以上です。

熊木委員長 今、2点要望を出されましたけれども、答弁を求めるものはないですか。

川幡議員 ありません。

熊木委員長 それではほかにありませんか。

内田委員 成果説明書2ページの移住体験事業参加実績が1組ということで少なかったんですけれども、内容と感想をお聞きしていると思うのでお願いいたします。

2点目は、4ページのエリアマネジメント推進事業。まちづくりサロン、地域団体との意見交換の内容について教えていただきたいと思います。

3点目は、成果説明書5ページの、災害対策本部設置運営訓練の結果で、持続可能な活動にするために、このコロナ禍で新たに気づいた点などはなかったかお聞きします。

最後に、決特にはそぐわないかもしれませんが、今、南幌町で起きた、いよいよ南幌町にきたなという特殊詐欺対策については、どのように話し合われているのかをお聞きします。以上です。

熊木委員長 4点ですね。

地域振興グループ主幹 1点目の移住体験事業の参加者の実績の内容と感想についてお答えさせていただきます。先ほど、課長のほうからも説明がございましたとおり、令和3年度については、新型コロナウイルスの影響によりまして、非常に残念だったんですけれども、1組2名の受け入れのみでございました。内容と感想ということでございますけれども、まず、北海道への移住に興味のある、近畿圏に在住をしております70代の御夫婦が、昨年本町の移住体験事業を体験していただいております。内容については、コロナの影響もあって少し行動履歴を把握しなければいけないということから、若干、把握はさせていただいていたんですけれども、町内では、温泉の利用、そしてゴルフ場の利用、ぼろろ図書室をはじめとする、町

内の各公共施設の利用、そして、飲食店のテイクアウトが主だったんですけれども、その利用もしていただいております。この方については、将来的に北海道への移住を、お子さんと2世帯でしたいということで検討をされている方でございまして、事前に様々な情報収集をした中で、南幌町をお選びいただいております。体験終了後にアンケート調査を行いましたけれども、やはり、コロナ禍の影響で、地域の行事が無く非常に残念だったというお声もありました。ただ、自分の趣味であったゴルフ、そして温泉も利用できて、自然豊かな農作物も非常においしかったということで、自分らしく暮らせるまちであったということで好意的な感想もいただいております。その一方で、鉄道や地下鉄がないと、やはり首都圏からこちらに来る方の、要はその不便さという部分で、車の利用が不可欠だということについても感想として御意見がございました。終了後に、10月からあいる一とがスタートしておりますので、このあいる一との情報提供ですとか、情報の発信も行っているんですけれども、御家族の都合もあって、まだ移住には正式にはつながっておりませんが、今後においてもこういった体験者の生の声をもとに、移住体験事業を引き続き進めていきたいと考えております。以上です。

企画情報グループ主幹 エリアマネジメント推進事業の内容ということでお答えいたします。令和3年度エリアマネジメント事業につきましては、こちらもコロナの影響によりまして回数を2回しか実施することができませんでした。内容としましては、11月に地域団体へのヒアリングということで、まちづくりを考える有志の会、こちらから7名参加していただきまして、意見交流・意見交換等を行わせていただきました。それと、12月にまちづくりサロンということで、あいくるにおいて町民14名の方に参加していただきまして、ゲストスピーカー講師による話題提供をした後に、グループごとに、地域コミュニティで支え合う南幌町といったテーマで話し合いをしていただいております。以上でございます。

総務グループ主幹 3点目の、災害対策本部設置訓練に伴うコロナ禍においての今後ということでお答えさせていただきます。この災害対策本部設置訓練におきましては、避難所設置訓練も一緒に行っております。この避難所設置訓練においては、令和2年度にコロナ対策用品といたしまして、テントと段ボールベッドを購入し、それを組み立てるといったような訓練もしてございます。今回、災害対策本部設置訓練をした成果については、まず、大規模災害発生時の初動時における災害対策本部の基本的な行動を確認することができました。本部では、情報収集、各対策本部からの各班への連絡、報告体制の確立、本部長会議における情報共有が図られたと思います。職員の異動によって非常配備体制が毎年変更となるため、配置のあった班の任務・行動は、訓練において確認していくことが必要であると考えておりますので、今後も災害対策本部設置訓練におきましては、2年に1回のペースで行っていきたいと考えております。なお、感染症対策といたしましては、受付の段階において、乳幼児・要介護者・ペットの区分けなど、そういった感染症対策も必要であるという反省もございました。以上です。

環境交通グループ主幹 4点目の特殊詐欺の関係でございますが、こちらにつきましては南幌町の生活安全推進協議会ということで、警察関係の方を含めた地域の

代表、各種団体などで構成されている団体において、事業活動の中で特殊詐欺や架空請求だとか、車上荒らし等について町の防災無線で注意喚起を行っているところでございます。また、啓発チラシ等を作成しまして、各金融機関やコンビニなどに掲示の依頼や、注意喚起を行って何かあればすぐ警察のほうにということで啓発活動を取り行っております。また、栗山地区防犯協会ということで、南幌・栗山・長沼・由仁の4町と、3農協、南幌・空知南・長沼を含めました防犯協会というところがあります。そちらのほうでも毎月、地域安全ニュースということで、町の広報誌の折り込みの中にそのような注意事項と啓発事項の内容等の記載をさせていただいて、配布しているところでございます。以上です。

熊木委員長 今4点、お答えいただきました。

内田委員 移住体験住宅の内容をお聞きしてよかったなと思うんですけど、今、本当にコロナ禍ということで、見送られるということが結構あるんですけど、数字の決算も大事なんですけれど、コロナ禍ゆえに、メンタルの部分を深く掘り下げて、これからどうしようかということへつなげていくことが大事なのかと思っています。それで、この移住体験住宅が今度新しく2棟できるわけですから、北海道移住に興味があるならば、ぜひお勧めしていただきたいなと思うところです。

エリアマネジメントについては、まちづくりを考える会。こういう積極的な、コロナ禍においても力強く考えていただける、そしてゲストの方もお招きしてやっていただいたということはよかったと思いますし、今後もまた続けていただければなと思っております。

そして災害対策本部設置運営については、昨日、幼稚園で事故がありました。子どもが亡くなるという。こういったことは、やっぱり確認がどこかで途切れるというか、そのことで改めてこの対策本部は、今説明あったように気づきがあったということが聞けてよかったと思っています。是非小まめに、団員の方というか、もう高齢化になってきて、どこかで何か許してしまうというか、もらしてしまう。そういうことがないようにやっぱり続けていただきたいと思います。

それと、次の特殊詐欺なんですけれども、14区の老人会で警察の方からの説明もありました。そして、広報等にも折り込みなどは入っているんですけど、お年寄りの方に読みますかと聞いたら、あまり読まないということで、何年も前だったんですけど、確か寸劇をおもしろおかしくやっていただいて、そのことがすごく頭にあるものですから、どこかでまたそういう、おもしろく短くわかりやすいような、そういう対策でも考えていただければなと思って質問いたしました。以上です。

熊木委員長 今4点の中から要望と、最後のところで、以前寸劇などをやっていたということで、そのようなことを検討とかがされるのかどうかということの1点でよろしいですか。これについてどうでしょう。

環境交通グループ主幹 先ほど申し上げました栗山地区の防犯協会で、毎年コロナ前は4町持ち回りということで、地域の安全運動、住民大会などというものを行っております。そちらのほうでおそらく、寸劇的な警察の方が指導していただいて、啓発活動をしていただいたということだと思っておりますけれども、そういうようなものもコロナが収まった状況をみまして、また活動が再開されるということで

我々も期待しているところなのですが、今は中止されているということで、その辺についても状況次第ということになってございます。以上です。

熊木委員長 よろしいですか。それでは、次の質疑はございませんか。

西股議員 それでは何点かお聞きしたいと思います。まず成果説明書2ページの、広報・広聴の関係。ホームページの関係なのですが、これ、一部改修等しているんですが、これに対する町民からの声などは、見つらいだとか、そういうような意見というのは聞いていないでしょうか。

それと続きまして、成果説明書の3ページ、オンデマンドの関係なんですけど、登録者数と配車システムの利用度の関係、これはどのようになっているかということをお尋ねします。

それと同じく3ページの、知名度向上対策の中で、南幌PR事業との連携、これ、何かいいことがあったかどうかという、今までやった中でどのような意味があったかということをお尋ねします。

続きまして、4ページの学生支援事業の関係。当初より大きなボリュームになっているようなのですが、その効果というのがどのようになっているんだろうかということでお尋ねしたいと思います。

それと、成果説明書5ページの戸籍の関係で、システムクラウドを使っているということなのですが、この安全性の関係と、これは電算機器の関係で、北海道のほうの自治体情報セキュリティークラウド運用業務というのがあるんですが、そちらのほうを使われているみたいなのですが、これとまた全然違うところのセキュリティーの関係を使っているかということをお尋ねしたいと思います。以上です。

企画情報グループ主幹 まず1点目の、ホームページの改修についての町民の声ということなんですけれども、ホームページについて使いづらいですとか、そういった町民の声というのは当グループのほうには届いておりません。

2点目の、あいる一との登録者数とシステムの利用度ということだったんですけれども、あいる一との登録者数につきましては、令和3年度末で338名の登録がございました。その後、直近の数字になりますけれども、7月末で395名。大体月15名程度ずつ増えてきているような状況でございます。それと、配車システムの利用割合ということなんですけれども、令和3年度の実績としましては、電話での申し込みが93%、ネット・スマホ等の申し込みが7%となっております。こちらにつきましても、若干ずつではございますが、ネット・スマホでの登録が増えまして、7月末では電話が87%、ネット13%といったことになってございます。

それと、知名度向上PR事業との連携効果ということなんですけれども、最近の知名度向上イベント等に出ていった時には、今力を入れているところが町外向けのLINE、こちらの登録者数を増やしていこうということで、ガラポン抽選会ですとか、そういったことで登録を促すといったことに力を入れてございます。それによりまして、南幌町に興味を持っていた方に直接情報を届けることができるということで、その中で移住であったり、イベントであったり、様々な情報を出しやすくなっているのかなというふうに思っております。

それと4点目、学生支援の状況ですけれども、こちらは当初クラウドファンディングで目標額500万円ということで、昨年の12月と3月の2度に分けて、学校のほうに支援金を交付しております。その関係で12月と3月にそれぞれ寄附額にあわせて補正を行っているということで、ボリュームが上がってきているように見えるかと思います。こちらの効果なんですけれども、この事業を通じて登録していただいた北海道文教大学さん。こちらのほうと包括連携協定を結ぶことができました。それによりまして、今年度社会教育等におきましていろんな事業も進んでおりますので、そういったことは最大の効果かなと思っております。それと、交付金を交付した学校のほうからも大変いい取組でよかったというような声をたくさんいただいております。当然寄附した方からも、こういう取組はほかにはないので、いい取組だと思いますといったような意見をいただいております。以上です。

戸籍年金グループ主幹 戸籍総合システムの更新についてです。国の推進する自治体クラウドや導入するシステムがクラウド化の流れにあることから、自庁型からクラウドサービスにシステムを更新しています。接続回線については、北海道総合通信網ほっとネットを使用しています。こちらについては、LGWAN回線などにも使用しており、北電グループが提供する安定した専用回線として使用しています。クラウド化のメリットについてですが、国の基準となるデータセンターを使用することから、耐震及び免震構造で災害対策がとられている。自家発電装置及び無停電電源装置を備えている。2要素認証による入退室管理と監視カメラを備えている。技術者が常駐していることから、サーバーの不具合や故障に対しても、迅速に対応できることとなっております。デメリットについては災害などにより、物理的に回線が断裂した場合については、使用不可能となります。庁舎にサーバー群を設置しないことから、電気料の軽減、また、維持管理に係る職員の対応についても、軽減が図られております。令和2年度より、戸籍事務については、マイナンバー制度導入を目的とする、令和元年度の戸籍法改正に伴い、所要の整備を実施しています。令和3年10月からは、戸籍附票の自動連携が既に開始されています。続いて令和5年10月からは、市区町村システムの連携により、戸籍の届出時における戸籍証明書の添付の省略、令和6年3月からは、本籍地以外の市町村の窓口でも戸籍証明書の請求を可能とする広域交付、また、マイナンバー制度に基づく情報連携が予定されていることから、引き続き安全で安定したサービスの提供をしたいと考えております。北海道情報セキュリティクラウドとの関連ですが、北海道自治体セキュリティクラウドについては、全道の各市町村が、インターネットに接続する出口、接続口の名称で、今回導入しているクラウドとは別物になります。南幌町の戸籍総合システムのメーカーについては、富士フィルム、旧富士ゼロックスのシステムを使用しておりまして、データセンターも富士フィルムのデータセンターということになっております。以上です。

熊木議員 今回回答が終わりましたが、どうでしょう。

西股委員 再質問させていただきます。広報の関係なんです、議会の中では、割と不評だということで度々言わせていただいているような状況だと思います。町民からの声が聞こえないという部分については、やはりその情報収集のやり方とい

うのがちょっと違うのかなと。やはり全町的にアンケートなり何なりをとりながら、どうしたらいいのかという部分を拾っていくということも必要なんじゃないかなというふうに思います。

それと、オンデマンドの関係は若干伸びてきているということですので、10月から2年目に入るわけですから、その中でやはりいろいろ改善できる部分は改善していけるような形で進めていっていただきたいなと。ちなみになのですが、今年7月に鳩山町という所を視察してまいりました。そこで、料金の決め方ですとか、運行方法ですとか、いろいろ聞いてきたのですが、運賃が200円なんです。この200円をどうやって決めたんですかということについては、全町的なアンケートをとって、その中で一番多かったというか、要望の多かった金額を運賃にしたということです。そして住民からの声に基づいて、土日の運行が今年から始まったと。そして町外へもこのオンデマンドを使った中で、いろんな条件があるのですが、始まっているというようなことがありますので、ここのいろんな所の情報を集めながら、できるものをやっていっていただきたいなというふうに思います。

知名度向上と学生支援については、今後も継続的に進めていっていただきたいなと思います。

それと、戸籍総合システムについて詳しく説明していただきましてありがとうございます。非常に難しく、私もわからない部分が多いのですが、サーバーがないということなので、何かあった時には使えない部分もあるかもしれないのですが、安全性からいえばやはりこういう形のほうがいいんだろうなというふうに思いますので、今後もひとつよろしくお願いしたいと思います。以上です。

熊木委員長 それでは、1点目と2点目について、回答というか、何か検討していることとかがあればお答え願いたいと思います。

企画情報グループ主幹 ホームページについてなんですけれども、確かにこちらのほうからの発信で情報収集、皆さんの使い勝手というようなことは今までやっておりませんでしたので、これがアンケートになるのかどういう方法がいいのかはわかりませんが、皆さんの声を聞けるような方策は、何か検討しなければいけないのかなと思いますので、今後検討したいと思います。

それとあいる一についてですけれども、その視察の話につきましては、以前西股議員からも伺っておりまして、こちらにつきましては3月に同乗してのアンケート、それとLINE等を使つてのアンケートをいただきまして、おおむね皆さん利用については満足していただいているということでした。料金についても、高いという意見はほぼなく、今の値段でということだったので、適正なのかなというふうに考えております。その中で、やはり非常に便利に使っていただいているんですけれども、さらに便利にということでは土日の運行ですとか、町外といった要望は、確かに若干でございますが、あります。土日運行につきましては、事業者と検討して近々には難しいかなと思いますけれども、検討の土台には上がるのかなと思います。ただ、どうしても町外に行くと今の路線バス事業者との兼ね合いもございますので、かなりハードルは高いのかなというふうに考えております。どちらにしましても、先ほど言われましたとおり10月から2年目に入ります。よりよいものを目

指していろいろと検討を進めていきたいと思っております。以上でございます。

熊木委員長 今お答えいただきましたが、よろしいですか。(はいの声)

では、ほかにもございますか。

志賀浦委員 4点ほどお聞きします。まずホームページの件なんですけど、改修費用は、管理費とこの改修というのは別個なのかどうか、その辺を教えてほしいと思います。また、別だったらこの内訳も聞きたいなと思います。それと今、西股委員が言ったように、双方でちょっと意見が違おうと思うんだけど、議会だけが使い勝手が悪いということでこう批判しているのかなというのを、ちょっと考えを聞かせてほしいのと、あと、ホームページの更新の中で、写真の入れ替えとかができないという話を聞いたんですよね、職員が。管理会社でなかったらできないのかどうか。今、実際問題うちの事務局も、私たちの書類が出せないという不便があったおかげで、今1ページ目に書類をアップしてもらっています。ということは、使い勝手が悪いからこうやってアップしていくわけですよね。その辺の改修は、簡単に職員ができるのかどうか、その辺も教えてください。

あと2つ目、空き家・空き地情報バンクについて、これは私の記憶が違いかどうかかわからないんですけど、登録件数と契約件数というのは増えているのかなという認識はあるんですけど、どういう広報の仕方をして、バンクに登録しているのか。向こうから来るのだけをずっと待っているのかどうか。今、空き地もそうですけど空き家も結構増えてきているので、早くこれ埋めていかないと景観上も防犯上もよろしくないのかなと思うので、その辺の取り組みの内容があれば教えてください。

あともう1点は、成果説明書4ページ、誘客施設の基本設計修正業務。これはきっと縮小した際に、建て主側、南幌町側がお願いしているから修正業務が発生したんだと思うんです。それはいいとして、基本設計というのは規定があるのかどうか、建築費の何%ですとか、その辺があったら教えてください。あと、基本設計はきつともって一級建築士が入って設計していると思うんです。それなのに、実施設計であんなに大幅に変わるとなるとどうも解せないんですよね。前回の全員協議会でも聞いたけども、なかなかいい答えが出なかったんだけど、こんなことってあり得るのかと。こんなことがあり得るんだったら、こんなにお金を払う必要はないんじゃないかなと思うんですよね。396万円。その辺の見解も教えてください。

あと、日本ハムファイターズ応援大使事業なんですけど、令和3年度決算で応援大使PR名刺作成とぼんと書いてきたんですけど、私たちは1年近くこれを知らなかったですよね。台紙を見たこともない。何でこういうのは大々的に広報しないのか。台紙があったら見せてほしいし、もう時間はないけども、自分たちも出る時にPRできるわけだから、なぜ議会に教えないのか、その辺の理由も教えてください。

熊木委員長 では4点についてお願いします。

企画情報グループ主幹 1点目のホームページにつきましてですけれども、こちらの成果説明書のホームページの管理・一部改修82万5,000円につきましては、管理と改修が含まれたものでございます。令和3年度の改修につきましては、令和2年度に行った大規模改修の際に、インターネットエクスプローラー、こちら

のブラウザで閲覧することができなかったものですから、インターネットエクスプローラーを使われている方はほぼいないんですけれども、そういった方がホームページを見られなくなりますので、その人に対してトップページから別なブラウザをダウンロードできるように改修したものでございます。こちらが6万6,000円でございますが、これについては全て管理経費となっております。令和3年度の一部改修についてはそれのみとなっております。それと先ほどの書類・写真等が更新できないというお話だったんですけれども、その辺の仕様につきましてはおそらくできるのではないかなというふうに思っているんですけれども、大幅にページを変えるですとか、そういった場合には委託業者のほうでお願いしなければならない部分があります。日頃の、通常の更新の範疇に入るものだと思うので、ちょっとできないという話は今まで聞いたことがなかったので、申し訳ありませんが確認させてもらってよろしいでしょうか。休憩の間に確認します。

地域振興グループ主幹 2点目の空き家・空き地情報バンクの把握の方法でございますけれども、6月に固定資産税の納付書が発布されます。その封書の中に、空き家・空き地バンクの登録の関係についての文書を同封させていただいております。これは全員です。それで、あわせて既にこちらのほうで把握をさせていただいております、住宅建設されていない団地内の土地の所有者に対しまして、別途空き地バンクの活用について文書で送付をさせていただきまして、未利用地の活用という観点から、登録を促しております。志賀浦議員御指摘のとおり、年々空き地バンクの登録件数については増えてきております。令和3年度におきましては、新規で空き地バンクの登録が13件ございまして、うち8件が契約の成立に至っております。令和4年度に入りましても、土地の部分については既に10件ほどの空き地バンク登録の問い合わせをいただいている状況で、土地に関してはみどり野団地の販売促進もあわせた上で非常に好調な状況になっております。ただ、御心配いただいております空き家の関係なんですけれども、空き家空き地バンクの中においても空き家については1件、アパートについても1件という登録はあるんですけれども、なかなか登録につながっていないということでございます。何件か御相談は受けたりするんですけれども、どうしても今、所有者が施設に入って処分ができないというお声もある中で、空き地空き家バンク使って賃貸というお話も、こちらのほうから勧めてはいるんですけれども、なかなかそこに至らないというようなケースもあります。空き家を放置しておくというわけにもいかないものですから、こちらとしても様々な情報の把握をしながら、バンクへの登録推奨なども引き続き行っていきたいと思っております。以上です。

まちづくり課長 3点目の基本設計の関係、こちらにつきましては、基本設計の修正という部分では、これまでも全員協議会、一般質問などでもお答えしたとおり、昨年のウッドショックの影響分ということで、当初の建物の面積が1,194.11平方メートルということで、もしそのままの大きさで建った場合は、昨年の段階では約5,500万円ほど事業費が上がるという積算になりました。それを、遊戯エリアの目的や施設の目的に影響がないように、全体の規模を縮小させて、結果的には194.22平方メートル縮小して、面積では999.89平方メ

ートルという形で吸収して、その範囲内で収めるということで設計を変更したということになります。当然基本設計の中には、構造計算ということも入ってきますので、そちらの経費として396万円ということで昨年は対応したという形になります。そして、これまでも御説明したとおり、その中で今年の3月に事業契約を締結しまして、その後ウクライナの軍事侵攻、急激な円安という影響で、実際に実施設計を進めていく中で、事業費の積算という形になった時に、今回、原油価格、物価高騰等の工事費の高騰ということで、今回上程させていただきまして、それに基づく事業費の増加分ということで上程させていただいたところでございます。以上でございます。

地域振興グループ主幹 最後4点目になります。ファイターズ応援大使事業の関係でございます。まず初めに、先ほど御質問していただいた内容の前に、成果説明書の4ページの決算額の内容について少しお話をさせていただきたいと思います。道内179自治体の最終年ということになりまして、本町は1月から12月までファイターズの応援大使ということで決定をしております。まず、決算額の内訳といたしまして応援大使の懸垂幕、役場にも掲げさせていただいておりますけれども、その懸垂幕に係る経費が13万2,000円。それと、応援大使のPR名刺の作成ということについて、決算額で所要をしております。この応援大使のPR名刺というのは、応援体制2名が使うPR名刺ということで、我々の使う名刺ではなくて、あくまでも応援大使の選手が使う名刺としての経費を、令和3年度の決算額といたしまして所要をさせていただいております。また、我々職員もあわせて現在、応援大使の写真の入った名刺を活用させていただいておりますけれども、これについては全て日本ハムファイターズさんへの企画申請書の提出、そして許可をいただいた上で取り進めさせていただいております。これは著作権等の関係もありますので、残り少ない期間となりますけれども、もし、議員さん等でも御活用いただけるのであれば、申し出いただければ、こちらのほうからファイターズさんのほうに協議、申請等を上げていきたいというふうに思っております。以上です。

志賀浦議員 とりあえずホームページの関係、確か議会でも今、トップページの写真を差し替えるという感じでちょっとやっていたんですけど、広報委員長のほうで一生懸命やったんですけど、金額が掛かるということで、二の足を踏んでしまう。何でそういうふうになるのかなというのがちょっとわからないんですけど、その辺を教えてください。そういう契約になっているのかどうか、その辺がよくわからないんですよ。管理費と、その一部改修との兼ね合いとか、そういうところに金額が発生するのかという、その辺をよく理解できるように教えてください。とりあえずは、職員がある程度差し替えられる方法というのがないのかということですね。それがないということであれば、もう本当に不自由ですよ。

あと、空き家空き地バンクのほうはわかりました。もう一生懸命頑張ってもらって、何とか空き地を減らしてもらえれば、それだけ美観がよくなるので。空き地を減らして建物が建ってもらえば移転者も増えるし、美観もよくなるので一生懸命頑張ってください。そこはわかりました。

それと設計業務の話、内容的には理解はしているんです。けれども、何とか設計

変更で1,000平米を切ったおかげで、余計な施設の設備は要らなくてよくなったなと思って安心はしているんですけども、なぜこの基本設計で構造変更、構造計算できる人はやっていて、前回の全員協の時で、柱で窓がどうのこうの、構造上は持たないとかっていう説明があったように思うんだけど、一級建築士が構造計算しているのに、何で実施設計でそんなわけのわからない説明をするのかなと。窓を取って壁にしちゃったほうが安いからするのかという話ですよ。どうも説明と内容がちぐはぐなんですよね。だからその辺でもし考え方があったら教えてください。

日ハムの部分はわかりました。応援大使が使う名刺だということで、去年か、一昨年かな。由仁町は一生懸命皆さん、日ハムの応援大使の名刺をつくって、一生懸命配っていましたよね。僕はああいうのを想像していたんですけども、役場職員なり、議会議員なり皆。要は、台紙だけを許可をもらってたくさん刷ってしまって、それに自分たちが名前を入れていけばいいんじゃないかなと思うのですが、私は以前由仁の町長から名刺もらった時にすごいなと思ったんだけど、うちでもやらないのかなと思いながらも、あと1か月くらいで終わりですよ。昨日上沢選手も勝ったからうれしい限りなんですけど、宣伝する材料がなくて本当に悲しいなと思っているんですけども、内容はわかりましたので説明はいいです。

熊木委員長 では、2点について説明をお願いします。

企画情報グループ主幹 ホームページの関係ですけども、もしかするとトップページの改修ということで、その画面の中にデザインとして入っている写真の差し替えであれば、おそらくページの改修になるのでお金が掛かるのかなと。今回議会ページについては、今年度改修しておりますので、トップページのほう、通常の記事の中の写真ですとか、施設の紹介の写真ですとか、そこに付随する書類、ダウンロードする書類ですとか、そういったもののリンクについては通常の更新の中でできるかと思います。その違いではないかなというように考えております。以上です。

まちづくり課長 設計の関係ですが、基本設計につきましては、あくまで概算的な設計になります。実施設計に進む段階で、使用する部材、いろいろな詳細を詰めていきます。そういう部分で最終的に、若干の変更は、実施設計の段階で、実際に建築物を構築するための設計になりますので、そういう若干の見直しということは発生することになります。そういう部分で御理解いただきたいと思います。以上です。

熊木委員長 今、説明がありましたけれども、御理解いただけますか。

志賀浦議員 まずホームページ。要は手を加えていくということは、使い勝手が悪いということですよ。トップページから次のページに行って、そこからすぐに進めない。探しても探しても行けない状況がある。だから、次のページの所、議会なら議会のページの所に書類をアップしてもらっている。今まではいろんな条例関係でも何でもぽんぽんぽん入っていましたよね、前のホームページは。それが今はできない。ということは、使い勝手が悪いって私たちは言っているんですよ。お金がかかる、かからないだけではなくて、そういうのを一生懸命考慮してからやってくれないと。町民から意見が上がらないんじゃないかと、町民はきっともう

諦めているんですよ。探しても行けないので、だから諦めていく。たまに電話がかかってきますよ。どこどこの書類が見られないんですよ。前に公民館の資料を見たいんだけどって言って、自分が試してみて、こういう順番を教えてやらないといけない。そんなこともあります。それをだから言っているのも、今の状況で、お金がかかるかからないじゃなくて、もうちょっとしっかり直していけないんですかという話なんですよ。

それと、さっきの構造計算の話ですが、説明の中で、構造計算をして持たないから壁にしましたとか、いろいろありましたよね。ああいうのは基本設計の中で材料を変えようなんて言っているけど、基本設計の中でわかる話ですよ。それも計算できない、構造計算もできない建築士が基本設計をやるんですか。屋根から壁から何からとばんばん変えていって、それで皆さんに理解してくださいと言う方がおかしいと思うんですよ。だから、金額がかさむからここを変えましたとか、屋根の勾配から防水屋根にしましたとか、そういうことをある程度一つずつ、例えば単価を入れて、この単価だからこれで例えば資材調達ができないからとか、いろんな理由はあるんだけど、構造が持たないからとか簡単に説明したっておかしいですよ。壁にしたって、どんと壁にして、窓にして、窓の外から見えないやつを見えるようにしました。その後づけの説明ですよ。資材単価が高いから変えたんですってはっきり言えばいいじゃないですか。そうは思わないですか。ちょっとそれを分かるように教えてください。

熊木委員長 2点、ホームページのことについてと、誘客交流施設基本設計のことについて、再度説明をお願いいたします。

企画情報グループ主幹 ホームページの件ですけれども、先ほど、西股議員の御質問の中でもありましたが、我々のほうではそういったお話は伺っておりません。ただ、議員おっしゃるように町民の方が諦めているのかどうかというのも、我々は今のところ把握しておりませんので、そういった所につきましては、先ほどの答弁にもありましたが、そういった情報や皆さんの声を聞くということをまず進めたいと思っております。それで使い勝手が悪いから更新をしていくのかということなんですけれども、使い勝手が悪いというよりも、今回につきましては、去年は先ほども説明しました、インターネットエクスプローラーの関係で1点改修をしました。今年度につきましては議会ページのほうの改修ということで伺っております、そちらの改修を行いました。それと去年、議会の皆さんからページが探しにくいということで、トップページに検索窓とサイトマップ、こちらのほうを先日設置いたしました。この後予定しているのは、観光協会の情報がいろいろとばらばらに載っていて見づらいというような意見が庁舎内であり、集約したいという意見がございまして、それに伴う改修のほうは予定しております。日々の更新については情報が新しくなった際に更新しているもので、特に不具合があつてというものではございませんので、御理解いただければと思っております。どちらにしましても、実際に皆さんがどういうふうにホームページに対して御意見を持っておられるのかということにつきまして、何らかの方法で情報、声を聞くことを進めたいと思います。以上です。

まちづくり課長 子ども室内遊戯施設の関係ですが、基本設計をベースに実施設計を行っていきませんが、実施設計を進めるなかで、全員協議会でも御説明させていただきましたが、遊戯エリアのほうの計画を具体的にしていきます。そういう部分と、体験エリア、交流エリアについても軽食ができる部分をつくったり、そういう部分で進めていく段階で、実際そういうような若干の変更をしていくことになってございます。そういうことから、基本設計が全て建設を立ち上げる設計にはなかなかならないというんですか。途中でそれに基づく、最終的な構造計算をして、積み上げ、まあ設計図ですね。そちらを講じた中で、そういうような若干の変更を皆様にお示ししたということになります。以上です。

熊木委員長 よろしいですか。途中なんですけれども、ただいまから11時15分まで休憩といたします。

(午前11時02分)

(午前11時15分)

熊木委員長 それでは休憩を閉じ、会議を再開します。質疑を再開しますので、質疑のある方はどうぞ。

石川委員 成果説明書の3ページ、オンデマンド交通の関係でお伺いいたします。先ほど同僚議員が質問して、オンデマンドについていろいろ答弁いただきましたけれども、この中で決済の関係で、現金と、それからポイントカードの2種類で支払いの形をとっていたかなと。もう一つ何かあったかなと思っているんですけども、実際の利用率としてはどちらが多いのか。そしてここにありますように、システム利用料ということで28万9,000円ほど取られているんですけども、これはカードを使うことによって手数料として支払われているのか、その辺りをお聞きしたいと思います。それと、これは追加なんですけれども、先ほど申し込みの方法として、ネットが13%、あと電話がというような形でしたが、いろいろ、このオンデマンドに関しては、地図を画面として映しながら、いろいろお客さんが効率よく通るようなルートをつくっていくというふうな形でされていて、それも見せてもらったんですが、実際に混乗といいますか、相乗りされている率というのはどういうふうな形になっているのか、その状況についてもお伺いしたいと思います。

熊木委員長 1点ですか。オンデマンドについてお願いします。

企画情報グループ主幹 まず決済の割合ということで、支払い方法につきましては子どもの無料と、福祉課での福祉ハイヤーの利用券、住民課の免許返納した方へのハイヤーチケット、それとWAONカード、こちらがキャッシュレスになります。それと現金の4つが支払い方法として利用しているところでございます。全体の割合ということなんですけれども、パーセンテージでいきますと、直近7月末の数字で御報告させていただきます。福祉ハイヤーが3.9%、免許返納利用券が5.9%、WAONカードが7.9%、残りの78.8%が現金、無料の方3.5%を含めて、こういった割合となっております。WAONカードですとかそちらの利用率は、若干増える傾向にありますが大体7から8%ぐらいの間で推移しております。やはり高齢者の方が多いというのもあるかと思いますが、現金決済をされる方が8割程度いるということで押さえてございます。それと成果説明書の決済

システム利用料につきましては、このWAONカードの利用に関わる利用料でございまして、こちらは利用金額によって若干上下するような形となっております。それと、相乗りの率なんですけれども、6月末のデータでいくと、相乗りされている方が31.9%で約3分の1、それから単独で乗っている方が68.1%といった形になっております。こちら先日もこの配車システムの未来シェアさんが、勉強会に関連する会社の方と一緒にビューローの事務室を視察していただきました。この時にも今の新和さんのオペレーターの方とお話ししまして、こういった所が直らないのかとか、こういうふうな調整はできないかというようなお話もその場でされまして、その後も相互に連絡を取り合いながら、例えば待合の時間ですとか、何分以上だと乗り合いにするだとか、何分以内だったら直接行ったという、そういった設定がいろいろあるんですけれども、そういったものを今調整しながら、より皆さんの使いやすいものにとということで、システムの効率化を目指して調整を日々進めている状況でございます。以上です。

石川委員 まず、キャッシュレス決済システムとして約30万円の利用料という形で支払っていますけれども、先ほど利用料金に応じた比率としてということでしたが、約8%ぐらいしか利用していない中で、これだけの利用率というのは、ましてや、令和3年度分だけですよね。結構利用率として高いようなイメージもあるんですけれども、何%くらい使用料という形で支払われることになるのでしょうか。利便性だとか集金する立場としては便利なのかもしれませんが、実際運用している町側としても、その利益率としては、話もよく聞かなくちゃいけないですけれども、利用料が高いような印象を持たされたりするんですけれども、その辺りお伺いしたいと思います。やっぱり相乗りとして一番利用される行き先としては、温泉とか、何かそういったある程度特定できるところというのはあるのでしょうか。そんなところもお聞きします。

企画情報グループ主幹 システム利用料ですけれども、利用の金額・割合から見ると若干高く見えるのかもわかりませんが、こちらはビューローのほうでWAONカードにお金をチャージしたりですとか、そちらのシステムも含めてこの金額なものですから、特段高いものではないのかなという印象は我々のほうでは思っております。もともとこちらのあいる一と自体がコロナの補助金等もありまして、非接触型ということでこのWAONカードですとか、こういったキャッシュレスシステムの導入というのは必須だったものですから、これは必要経費として要るものかなと思っております。それで、行き先でございますけれども、直近のデータでいきますと、自宅から乗って行き先として1番多いのがエーコープになっております。2番目があいくる、その次が町立病院、その次が南幌温泉。こういった所が主に使われている場所だと思われます。以上です。

熊木委員長 よろしいですか。それでは次に、質疑ございませんか。

細川委員 2点質問いたします。まず1点目なんですけれども、成果説明書の5ページ、防災対策事業の防災備蓄用消耗品について質問します。消耗品については、多分計画に基づいて購入・備蓄していると思いますが、段ボールベッドについては、令和3年度末現在で何人分備蓄されているのか。今後、最終的に何台ぐらい

用意する予定なのか、1点お聞きします。それともし可能であれば、16品目ということになっているんですけども、この他の13品目はどのようなものを整備されているのか質問いたします。

次に2点目です。決算書30ページに該当すると思うんですけども、決算書に内容が載っていないので、その項目の関連ということで質問したいと思います。内容的には職員の制服及び作業服の関係なんですけれども、現在職員の制服及び作業服については廃止となり、自由とされて長い年月が経過しています。これについては、多分市町村合併の時に自立ということで、経費削減で助成の廃止に伴って自由にしたんじゃないかなと思うんですけども、近年職員の定年退職に伴う新規採用者が増えているということと、また、子育て世代住宅建築費助成に基づきまして、転入者が増えてきている状況です。こんな折に住民が声をかけやすいように、すぐ職員だったら分かるように制服や作業服を統一していくべきではないかと思うんですけども、そのような検討があったのか、それから、職員からの意向とかそういったものはなかったのか質問したいと思います。

熊木委員長 2点ですね。それでは防災備蓄品のことについてと、職員の作業服です。

総務グループ主幹 1点目の、災害用備蓄品の段ボールベッドの個数については、現在21個準備をしてございます。なお、この段ボールベッドにつきましては、今後も順次整備していく予定で計画を作る予定でございます。なお、計画については、実は平成30年から今年度までの5年間の計画となっておりましたので、来年からまたさらに5年の計画を策定するので、その中で段ボールベッドの整備についても付け加えていきたいと考えております。

2点目の、制服・作業服についてですが、今、委員御指摘のとおり、女性職員は制服ではなく、また、作業服についても自由な形で、自己負担で購入しているという状況でございます。制服の貸与については、現在役場といたしまして、CO2削減の一環としてナチュラルビズを実践しております。季節を問わず体温調整がしやすい、自分に合った服装で業務を行っているということと、作業服におきましても、今は色や素材など選択肢が多く、安価なものがありますので、破れた時や汚れの場合、買い替えもしやすいということから、特に職員からの要望がない状況でございますので、公費負担は考えておりません。また、町民の方から町職員かどうかといったことで、わかりづらいといった御意見もないのですが、今後そういった御意見があった場合には検討していきたいと考えております。

それと、防災備蓄品の中で13品目の中身を御説明いたします。粉ミルク・白米・レトルトカレー・さんまの缶詰・飲料水・寝袋・食器セット・段ボールベッド・トイレ用品・マジックパネルといったような内容になってございます。

細川委員 まず1点目の防災事業の消耗品の関係なんですけれども、現在段ボールベッドが21個ということで多分まだ足りないと思います。今お話があったように来年からまた新たに計画をつくるということですので、その段階である程度数増やしたほうがいいんじゃないかと思います。これは意見ということでお願いします。

それから2点目の、職員の作業服と制服の関係でございますけれども、こちらにつきましては、やはり住民感覚としては、訪ねて来られた時に、ある程度統一された服で来ていただいたほうが安心して話もできるかと思います。そういった中で助成等は考えてないというお話でしたけれども、やっぱり新規採用が増えてきている今の時点で、自己負担で全額出しなさいというのも、入った当初はかなりきついと思います。そういった中では、やはり今おられる職員も通して一部助成をしながら、統一するような形をとっていったほうがいいかと思うんですけれども、これも意見として今後検討いただければと思います。以上です。

熊木委員長 今の2点目のことですが、検討していただきたいということで、何かこれについて説明とかできることがありますか。

総務課長 ただいまの細川議員の、職員の作業服・制服につきましてでございますが、先ほど担当主幹のほうから説明をさせていただきました。今後においては職員、職員組合も含めまして、そういった要望があれば検討させていただきたいと思っていますし、今後、こういったようなものもいいのかも含めて、職員の意見等があれば、今後検討をさせていただくということで、御理解をお願いします。以上です。

熊木委員長 よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

加藤委員 成果説明書2ページの、広報・広聴活動に、公式SNSアカウントによる業務ということで、主に公式LINEのことかなと思うんですけれども、更新が最近あまり多くないような感覚でいるんですけれども、これは町民の方や登録者に送る条件といたしますか、何か規約があるのか教えていただきたいのと、あと、町内で事業が行われる時にも何件か送信されていると思うんですけれども、それについても要望があれば送信できるのか、何か条件があるのであれば教えていただきたいと思います。

それともう1点、成果説明書3ページ、オンデマンド交通についてなんですけれども、これも要望というか提案なんですけれども、この事業というのはやっぱり町民の足を守るために非常に大事な事業だと思うんですけれども、ただただ税金で賄っていくだけではなく、例えばラッピングの更新時期とかでも全然構わないんですけれども、例えば企業からの広告等を車に載せて、そこで少しその広告料としてちょっといただいて、この事業の運営の維持に充てていけばいいんじゃないかなと思います。提案といたしますか、検討してみたいかなということ、考えを伺いたいと思います。

熊木委員長 2点ですね。それでは広報・広聴についてと、オンデマンド交通の関係です。

企画情報グループ主幹 まず1点目の公式LINEの関係でございますけれども、特に詳細に条件を今決めているというわけではございません。各課等から上がってきたものを企画情報グループのほうで確認をして、問題がなければ流すといったこと。ただ、少し気をつけているのは、あまり件数が多過ぎるとブロック等をされるという懸念もあるので、その辺はあまり頻繁にならないようにということは心掛けております。それと、町内事業ということで、最近、野祭はもちろん流しまして、その前に改善センターのほうでやっていた癒しフェス。あちらのほうも町民の集まるイベント

ということで流させていただいております。この基準については、基本的には完全なる営利目的ですとか、そういったものについては公式LINEには載せません。あくまでも町のPRですとか、南幌町に人が集まっていただけですか、町民の方が行って喜べるような事業であれば、有益な情報としてどんどん流していきたいというふうには考えております。こちらも詳細な基準等は今のところ定めてはおりません。

それと2点目、あいる一との広告収入といったお話でございます。今広報、ホームページ等に広告も載せておりますし、こういった広告収入というのはこれから考えていかなければいけない部分なのかなと思っております。それで、今年度導入を進めておりますデジタルサイネージの中にも、仕様として広告枠を入れられるようにということで進めております。そういったことで、こういった部分につきましては今後考えていかなければいけないところなのかなと思っております。あいる一につきましても、ラッピングになるとやはりまだ新しいですし、小学生が選んだラッピングでもあるのでちょっとまだ難しいかなと思いますけれども、車内広告ですとかそういったものが可能であれば、今後も検討していきたいというふうに思っております。以上です。

熊木委員長 よろしいですか。そのほか皆さんから質疑はございませんか。

本間委員 1点だけだったんですけれども、ふるさと応援寄附の関係で、何日か前の新聞で、南幌町の位置というのが出ていたと思うんですけれども、令和3年でいくと1億にいなかったわけなので、周り近隣をみても、相当な金額をやっぱりふるさと納税をしているということもあるので、これは決算なんですけれども、やっぱり新しくいろんなことを考えて、先ほど3年は地域おこし協力隊もその辺は何もなかったという、新しいことはやっていないんですけれども、4年以降、今年も含めて来年に向けて、いろいろやってほしいなというふうに思っています。この間うちの会社に電話が来て、南幌のふるさと納税に野菜を上げてみませんかという連絡が来ました。職員とまた相談させてもらいますと答えたんですけれども、結構そういった、多分そちらのほうの業者さんは動いているのかなというふうに思うので、そういった部分も使いながら、やっぱりふるさと納税を増やして行ってほしいなという思いがあるので、その辺の考えを伺いたいと思います。

それと、さきほど細川委員が言っていた防災の関係の13品目があつたんですけれども、最後にいつの場面でもいいですから一覧にして渡してくればありがたいなと思いますので、その辺をお願いしたいと思います。

熊木委員長 今2点ありました。ふるさと応援寄附金のことについて、その内容と、何か新たなものを考えているかどうかということと、もう1点は防災についてです。

財務グループ主幹 ふるさと納税の関係でございます。先日、新聞のほうで報道されまして、空知管内でみますと、本町につきましては下から数えたほうが早いというような状況となっております。ただ、令和元年、平成30年の数字をみますと、4,000万、5,000万ぐらいの寄附金で推移をしていたところです。それが、今一億円弱というところで、どんどん浸透してきてはいるのかなというふうに考えてございます。今後も、特に広告なのですが、効果的な広告を分析・検証しながら進めたいと考えております。特に、今年度につきましては、ふるさと納税をしようとし

ている方へのピンポイントの広告ということで、楽天になるんですが、ポータルサイト内で広告を展開してございます。内容といたしましては、例えばとうもろこしと検索すると、南幌町が一番最初に出てくるというような広告を打っております。その広告によりまして、ふるさと納税をしようとしている多くの方に見ていただけるような形で進めておりまして、その一つの成果だと思うのですが、8月末現在では、昨年度に比べまして930万ほど増えているような状況となっております。また、野菜の新たな返礼品ということでお声がけをさせていただいたのですが、新たな返礼品ということで、いろいろなセット商品ですとか、町内の返礼品を出していただいている事業者同士の特産品をセットにしたものですとか、いろいろと地域おこし協力隊が中心になりながら検討をしているところでございますので、今後も、いろいろと事業・広告等を進めながら、積極的にやっていきたいと考えてございます。以上です。

総務グループ主幹 2点目の防災備蓄品の一覧表については、消耗品と資機材も購入してございますので、一括した一覧表を御提出させていただきます。以上です。

本間委員 一覧のほうはよろしくをお願いします。

あと、ふるさと納税の関係なんですけれども、いろいろ今やってもらって少しずつ増えているというのも分かるんですけども、特にリピーターの確保、今までずっと買ってくれているというか、出してくれているという方をどうやって確保していくか、さらにそれを増やしていくかという努力もお願いしたいと思いますので、これは要望になりますけれども、そういったことでよろしくをお願いしたいと思います。

熊木委員長 要望ですね。ほかに皆さんから質疑はございませんか。(なしの声)

それでは、ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは質疑を終了いたします。午前中の審議内容が終わりましたので、午後1時まで休会といたします。

(午前11時43分)

(午後 1時00分)

熊木委員長 休憩を閉じ、会議を再開します。

最初に、午前中の審議の中で、南幌町防災備蓄品の一覧表のことについてお話がありました。担当のほうから説明をしていただきます。

総務グループ主幹 先ほどの本間委員からの一覧表の件について、皆さんの机の上に置かせていただいております。その中で細川委員から御質問がありました、段ボールベッドの個数ですが、大変申し訳ありません。数え間違えてしまいまして、今の一覧表の、ページを振っていませんが、後ろから5ページになります。中段ほどに、防災倉庫が保管場所になっております。その中で、段ボールベッドということがあるかと思います。その個数を先ほど21とお答えしましたが、その段ボールベッドの少し下にいきますと、感染対策用品の中で、段ボールベッドを120個購入してございます。ですので合計は141個の在庫となり、今後購入予定という御説明をさせていただきましたが、今、一定量を整備してございますので、この段階で一旦整備は完了という形で御報告させていただきます。以上です。

熊木委員長 このことについて何か質問ありますか。(なしの声)

それでは、審査順序の3番目、第3款民生費について審査を行います。説明をお願いいたします。

保健福祉課長 決算書の55ページ上段をごらんください。3款1項1目社会福祉総務費、支出済額9,193万353円。実績は、決算書資料の5ページ中段からとなりますのであわせてごらんください。

社会福祉協議会運営補助事業では、事務局職員2名分の人件費の一部補助並びに町から業務委託を行っている福祉サービス事業に係る経費366万1,000円を執行しています。

高齢者事業団運営補助事業では、事務局職員の人件費に対する一部補助180万4,000円を執行しています。

次の、民生委員児童委員活動経費では、協議会に対する活動支援補助金など182万2,800円を執行しています。

国民健康保険特別会計繰出金では、一般会計からの繰出金7,176万2,000円を執行しています。詳細は国保特別会計決算で説明します。

難行動要支援者避難支援事業では、管理システムに対する費用18万4,800円を執行しています。

56ページをごらんください。地域福祉施設管理事業では、中央寿の家解体工事に対する費用748万円を執行しています。

社会福祉総務経費では、戦没者追悼式の開催経費、各福祉関係団体への負担金や灯油価格高騰に対する支援としてあったか灯油支給事業で402世帯に支給した経費など、521万5,753円を執行しています。

決算書56ページ下段から57ページにかけてをごらんください。2目障がい者福祉費、支出済額3億2,817万9,357円。実績は、決算書資料の5ページ下段から7ページ上段までとなりますのであわせてごらんください。

地域生活支援事業では、障がいのある方への日中一時支援や日常生活用具の給付などに係る経費として493万9,944円を執行しています。

57ページ下段をごらんください。福祉ハイヤー利用料金助成事業では、障がいのある方が利用するハイヤーの初乗り運賃に対する助成金63万2,130円を執行しています。

58ページをごらんください。人工透析患者等通院交通費助成事業では、人工透析治療のために公共交通機関などを利用されている方に交通費一部助成金30万5,100円を執行しています。

精神保健福祉事業では、自殺予防対策事業に係る経費75万7,241円を執行しています。

障がい者自立促進交通費助成事業では、就労継続支援事業所などへ公共交通機関を利用している場合の交通費一部助成金38万1,280円を執行しています。

難聴児補聴器購入助成事業では、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度中等度の難聴がある児童の健全な発達を支援するために、補聴器購入費一部助成金5万466円を執行しています。

障がい者福祉経費では、次ページにかけて障がいのある方の自立支援に係る医療

や給付事業の経費として3億2,111万3,196円を執行しています。

59ページ下段をごらんください。3目高齢者福祉費、支出済額1億1,983万9,573円。実績は、決算書資料の7ページとなりますのであわせてごらんください。

高齢者在宅支援事業では、緊急通報装置設置及び除雪サービス、屋根の雪下ろし助成事業などに係る経費として466万5,275円を執行しています。

60ページ中段をごらんください。老人クラブ助成事業では、町内の単位老人クラブ17団体と連合会への補助金として88万5,500円を執行しています。

介護保険特別会計繰出金では、一般会計からの繰出金1億1,172万8,622円を執行しています。詳細については介護保険特別会計決算で説明します。高齢者福祉経費では、自宅で養護することが困難な高齢者の老人福祉施設入所措置費などの経費として256万176円を執行しています。以上です。

住民課長 続きまして、決算書61ページ上段になります。あわせて成果説明書の7ページ中段をごらんください。4目重度心身障がい者福祉費、支出済額1,974万1,871円。重度心身障がい者医療費助成経費では、重度心身障がい者の医療扶助に係る経費を執行しています。

次に、5目ひとり親家庭等福祉費、支出済額273万5,149円。ひとり親家庭等医療費助成経費では、ひとり親家庭等の医療扶助に係る経費を執行しています。以上です。

保健福祉課長 決算書62ページ上段をごらんください。6目地域包括支援センター事業費、支出済額303万3,410円。地域包括支援センター事業では、高齢者の介護予防サービス計画の作成や日常生活全般に係る総合相談窓口である南幌町地域包括支援センターの運営経費を執行しています。以上です。

住民課長 続きまして、62ページ中段から次ページにかけてごらんください。7目後期高齢者医療費、支出済額1億3,694万7,908円。後期高齢者医療事業では、特定健診に係る経費、広域連合への療養給付費負担金、保険料軽減措置に係る公費負担分と、広域連合への事務費負担金の特別会計繰出金のほか、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な事業に係る経費として、看護師・管理栄養士の人件費や消耗品費などを執行しています。詳細につきましては、後期高齢者医療特別会計決算で説明いたします。以上です。

保健福祉課長 決算書の63ページ中段をごらんください。8目住民税非課税世帯臨時特別給付金事業費、支出済額4,225万1,798円。新型コロナウイルス感染症が長期化する中で低所得の世帯等の生活を支援するために1世帯当たり10万円を支給したもので、全額国庫補助となっています。令和3年度分は400世帯に給付していますが、本事業は令和4年9月末までとなっているため、6,522万2,000円を令和4年度へ繰越明許費としています。

決算書63ページ下段をごらんください。2項1目児童福祉総務費、支出済額8,150万5,800円。実績は、決算書資料の8ページとなりますのであわせてごらんください。

学童保育事業では、南幌小学校内で実施しているなんぼろ児童会の運営に係る経

費 699 万 2, 350 円を執行しています。

64 ページ下段をごらんください。早期療育事業では、発達に心配のある乳幼児などの個別訓練や発達相談などに係る経費 19 万 1, 110 円を執行しています。

65 ページをごらんください。児童生徒等医療費助成事業では、本町独自の子育て支援施策事業として、高校生までの医療費の一部助成 1, 122 万 5, 660 円を執行しています。

児童福祉総務経費では、乳幼児等医療費助成事業や障がい児支援給付事業として障がいのある 18 歳未満の児童生徒が利用する放課後等デイサービスなどに係る経費 6, 309 万 6, 680 円を執行しています。

決算書の 66 ページ中段をごらんください。2 目児童措置費、支出済額 7, 821 万 5, 000 円。児童手当支給経費では、中学校修了までの児童生徒延べ 7, 084 人を対象に児童手当を支給しています。

決算書 66 ページ下段をごらんください。3 目保育所費、支出済額 2 億 1, 557 万 1, 912 円。実績については、決算書資料の 9 ページから 10 ページとなりますのであわせてごらんください。

保育所等運営補助事業では、67 ページにかけて、主に南幌いちい保育園と認定こども園みどり野幼稚園に通園している子どもたちの施設型給付や延長保育、一時預かり事業などに係る経費を執行しています。

67 ページ中段をごらんください。4 目子育て支援費、支出済額 1, 069 万 4, 449 円。実績については、決算書資料の 10 ページとなりますのであわせてごらんください。

地域子育て支援センター運営事業では、南幌いちい保育園への業務委託料として 723 万 2, 000 円を執行しています。

子ども・子育て支援事業では、養育支援訪問事業やファミリーサポートセンター事業に係る経費 31 万 2, 224 円を執行しています。

68 ページをごらんください。病児・病後児保育事業は、4 月から開始しており運営費として 315 万 225 円執行しています。

5 目子育て世帯生活支援特別給付金事業費、490 万 9, 535 円。新型コロナウイルス感染症が長期化する中、低所得の子育て世帯の生活を支援するために児童一人当たり 5 万円を 32 世帯 62 人に支給したもので全額国庫補助となっています。実績については、決算書資料の 10 ページに記載のとおりです。

決算書 68 ページ下段から 69 ページをごらんください。6 目子育て世帯臨時特別給付事業費 8, 454 万 3, 536 円。新型コロナウイルス感染症が長期化する中、子育て世帯の生活を支援するために 0 歳から高校生のいる世帯に対して対象児童一人につき 10 万円を 471 世帯 820 人に支給したもので、全額国庫補助となっています。実績については、決算書資料の 10 ページに記載のとおりです。

以上で民生費の説明を終了いたします。

熊木委員長 それでは、説明が終わりましたので質疑を行います。

西股議員 予算書の 68 ページ、それと資料のほうの 10 ページにある、病児・病後児保育事業の関係で、まず委託料が 245 万 3, 000 円かかっているという

状況なんです、利用者数は7から8人というような感じなんです、これはずっと見ていなきゃならないのかなという部分の、ちょっとこのやり方というか、どういような状況で保育を行われているのかという部分についてお聞きしたいのと、保護者からどういようなイメージを持ったのかという部分についてお聞かせ願いたいと思います。

健康子育てグループ主幹 西股委員の病児・病後児保育事業の委託料についてお答えします。病児・病後児保育の委託料なのですが、こちらは町立病院に場所の提供と、あとは医者と看護師の連携代ということで、委託をかけております。その中には、暖房費とかそういうのも含まれての、案分の委託料となっております。そしてずっと見ていかなければならないのかということですが、こちらについては、病院の中に専用の保育室というのを設けておりますので、月々あたりの委託料として支払いをしております。ですので、利用人数が少ないからといって、減ることにはならないということになってございます。また、保護者の方からなんですけれども、確かに、利用人数は8名と少ないのですが、このほかにも電話の相談や、あるいは受診してみて、やはりまだ病児・病後児保育の対象じゃないということでお断りしたケースもございますので、相対としては、保護者の方からは安心が得られているということで考えてございます。以上です。

西股委員 委託料の関係についてはわかりました。今、お聞かせいただいたんですが、まだあまり認知されていないのかなと、広まっていないのかなというように感じがします、その辺をまたいろんな広報ですとか、そういうものを利用した中で広めていっていただきたいなというふうに思います。以上です。

熊木委員長 答弁は要らないですか。それでは次に、質疑ございませんか。

志賀浦委員 成果説明書の5ページです。避難行動要支援者の事業の中でお聞きしたいのですが、今56名が対象になっていると思うんですけど、この支援者の対象要件みたいなものがあったら教えてほしいのと、避難場所があいくるかなとは思っているんですけども、最近豪雨水害がすごく全国的に発生していて、川の氾濫の前に内水だとか、そういうのでかなり大変だなと思って、今までよく言われたように、雨の時は2階に避難していればいいという感覚の言い方をされていたと思うんですが、そんな状況ではないと思うんですよね。それで今、まずこの避難行動要支援者を輸送する人員というのは確保されているのかどうか。あともう一つ聞きたいのは、例えばほかの障がい者施設であるとか、特養であるとか、そういう所の人たちはどういふふうに避難すればいいのかと。施設で避難するのが1番ベターなのかなと思うんですけど、その中で指定をしなくても避難したままでいいのかどうか、その辺の見解を教えてください。

福祉障がいグループ主幹 避難行動要支援者56名の避難の誘導方法等について御回答したいと思います。南幌町の地域防災計画の下位計画としまして、南幌町避難行動要支援者避難支援計画を策定しまして、その中で災害時に自ら避難することが困難で、避難に支援を要する者として全体名簿を作成しまして、この56名が支援を要する者とされております。この支援を要する者の対象要件としましては、障がい者として、身体障がい者につきましては、身体障がい者手帳1・2級の手帳の

交付を受けている独居世帯。知的障がい者につきましては、療育手帳Aの交付を受けている独居世帯。精神障がい者につきましては、精神障がい者保健福祉手帳1級の手帳の交付を受けている独居世帯。要介護認定者につきましては、要介護認定において要介護3・4・5級の認定を受けている独居世帯。また、北海道が把握している難病者となっております。これらの要支援となる方が、実際に避難を要する場合、災害が発生した場合につきましては、避難支援計画におきまして、避難所までの誘導手段として、基本的には近くにお住まいの家族、または、近隣住民の手を借りるという方法ですが、そのほかに避難支援関係者である民生委員さんが関わる場合につきましては、避難状況を踏まえつつ、避難誘導に努めることとされております。しかしながら、実際に災害が発生した場合につきましては、地域住民や民生委員等の避難支援関係者に対する負担はかなり大きく、課題となっている状況です。全国的にも要支援者に対する避難については課題とされておりまして、令和3年の5月に災害対策基本法が改正されまして、自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等の個別避難計画の作成が、市町村の努力義務とされまして、地域の実情を踏まえながら、個別避難計画の作成に取り組むこととされております。本町につきましても個別避難計画の作成に向けまして、内閣府より9月末に開催されます全体の研修会及び個別の研修会に、総務課防災担当と保健福祉課職員で参加を予定しておりまして、制度の理解、取組事例を参考に、有識者からの助言、また、市町村間との意見・情報交換を行いながら、総務課防災担当、保健福祉課並びに社会福祉協議会と連携をしまして、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、個別避難計画の作成に向けて検討してまいりたいと考えております。以上です。

志賀浦議員 かなり困難だということは今わかったんですけども、実際困難だと思うんです。例えば身障者、それから要介護者とか、いろいろ要件は言ってくれましたけども、頼るのは近隣の人とか、そういう御家族とかという話ですよ。56名を避難させるのに、何人付き添うといたら、その3倍ぐらいの人数になると思うんですけども、それが、例えば避難場所としてあいくるで間に合うのかどうか。水がついてきている時に、あいくるに水がつけば、2階にしか行けないわけですよ。そのような状況を想定しているのかどうか。先ほど最後に言っていたんですけど、各施設とかに避難所指定はできないのかどうか。そういうことをすることによって、きつともって56名のほかに200名近い人が避難しなくちゃいけない状況になるんだと思うんです。例えば病院関係、介護関係、それから、施設関係いろいろいると。そういうところに協力を仰ぐとかすることのほうが早いんじゃないかなと私は思うんですよ。その場合には指定をしてあげて、ある程度の備蓄をしてあげないと指定にもならないと思うんです。例えば、介護施設であればデイサービスを使う所の広い場所があると。ほかの所は体育館を持っている所もある。そういうことを考えると、無理して避難しなくても1番近い所に行けるんじゃないかなと思うんですけど、そういう計画を立てるといえるのか、そういうシステムを考えていることはあるのかどうか、その辺を教えてください。

保健福祉課長 ただいまの志賀浦議員のお話なんですけれども、従来からめぐみ学園などとの協定の話も出ているわけなんですけれども、水害となった時に浸水地

域にもなっているということもあって、少し話が進んでいない状況にあります。少し話は戻りますが、56名の方の避難でございますが、全ての方が福祉避難所に該当するわけではなく、避難場までは行けないけれども避難所に到達すれば、一般避難場での生活が大丈夫という方もかなりいらっしゃいます。それで、水害があれば警戒レベルの3になった時点で、高齢者等の避難が始まるということになっておりますので、少し時間はあるのかなと考えております。ですから、職員ですね。あいくる職員が社会福祉協議会も入れましたら30名ほどおりますので、そこでまず浸水の危険の高いところからお声をかけるということは可能ではないかなというふうに考えております。また、施設におきましては、施設独自で避難のガイドラインをつくっておりますので、それは、今、義務づけになってきております。万が一という時には、協定先の病院等とも協定を結んだりしておりますので、そちらとの連携も図れるようには施設で準備をしているところでございます。いずれにしましても、福祉障がいグループ主幹のほうからありましたように、個々人の避難経路をしっかりと把握しまして、またどなたが支援していただけるのかというマッチングですね。そちらをやっていくための研修を受けて、早急に取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

志賀浦委員 いろいろと説明ありがとうございます。実際問題があるということは認識していただいているからいいんですけど、早急に新しいものができるのであれば、この何年かは防災訓練もやっていないですから、本当にそういう避難弱者に対しての救済する方法を早く確立して、周知していかないといけないと思うので、今一生懸命取り組んでいる状況なので、これからも一層よろしく願いいたします。答えは要らないです。

熊木委員長 要望ということですね。ほかに質疑ございませんか。

細川委員 成果説明書の6ページなんですけれども、人工透析患者等通院交通費助成について3点質問します。前年度の決算資料と比較しまして、実利用者が2人の減、助成額は2万5,700円の増となっておりますが、まず1点目の質問ですけれども、この患者さんの該当者ですね。数が減っているのかをもし掌握されているのであれば、令和2年度と令和3年度の該当者数、もし可能であれば、今年度の年度初めの数も教えていただきたいというのが1点です。

2点目が、この助成を受けている方なんですけれども、実質12人の実利用者がいるということなんですけれども、大体どの町に行かれているのか教えていただきたい。

それから3点目なんですけれども、もしこの該当者を把握しているということであれば、この方たちに、申請の時期に助成事業がありますよというような通知を出しておられるのかどうか、質問いたします。以上3点お願いします。

福祉障がいグループ主幹 ただいま御質問のありました、人工透析患者等通院交通費助成の件につきまして御回答します。まず1点目の令和2年度と令和3年度の人数の比較につきましては、令和2年度につきましては、透析12名、難病2名の14名の申請がありました。令和3年度につきましては透析11名、難病1名の12名となっております。

次の利用者がどの町に行って利用されているかにつきましては、利用者の多くにつきましては、野幌クリニックが8名、恵庭クリニックが5名、江別の溪和会が4名、北広島市のH・N・メディックが3名、江別市立病院が2名となっております。

この方たちの申請の御案内についてですが、人工透析対象者30名に通知を行いまして、実際にはその中で申請があった12名の対象という形で、交付をしているところでございます。以上です。

細川委員 回答ありがとうございます。質問の2点目と3点目については了解しました。

それで1点目なんですけれども、人工透析の患者さんの総数ですね。もしわかっていればということだったんですけれども、その分についてお願いしたいと思うんですけど、実質の総数です。

福祉障がいグループ主幹 実際の人工透析をされている患者数につきましては、30名となっております。以上です。

細川委員 30名ということで今お話聞いたんですけれども、30名というのは、令和3年度の数字だと思うんですけれども、前年からみて比較するのに、令和2年度と令和4年度の数字を控えていたら教えていただきたいと思います。

福祉障がいグループ主幹 令和2年度につきましては、ちょっと今数字がないのですが、令和4年度が32名なので、ほぼ横ばいの数字となっております。以上です。

細川委員 ということは、前年からみれば2名ほど増えているという形だということで理解していいということですね。ありがとうございます。以上です。

熊木委員長 ほかに質疑はございませんか。(なしの声)

ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは質疑を終了いたします。

それでは審査順序の4番目、第4款衛生費について審査を行います。説明をお願いいたします。

保健福祉課長 決算書資料、69ページ中段から70ページをごらんください。4款1項1目保健衛生総務費、支出済額827万2,710円。実績については、決算書資料の10ページ下段から11ページとなりますのであわせてごらんください。

母子保健事業では、妊婦及び乳幼児の健診や妊婦あんしん支援金、特定不妊治療助成などの経費を執行しています。

決算書71ページ上段をごらんください。2目予防費、支出済額1億1,303万7,636円。実績については、決算書資料の11ページ中段から12ページとなりますので、あわせてごらんください。

成人保健事業では、各種がん検診や健康教育・健康相談事業に係る経費1,599万2,793円を執行しています。

72ページ上段の感染症予防事業では、各種予防接種や感染症予防対策に伴う経

費 1, 570 万 9, 682 円を執行しています。

次の新型コロナウイルスワクチン接種事業では、73 ページにかけて、あいくるでの集団接種や医療機関での接種等に係る費用として 8, 125 万 1, 891 円を執行しています。

74 ページ上段の予防経費では、狂犬病予防対策に係る経費 8 万 3, 270 円を執行しています。以上です。

住民課長 続きまして決算書 74 ページ上段をごらんください。3 目環境衛生費、支出済額 1, 924 万 4, 448 円。環境衛生経費では、墓地管理、生活環境の保全対策に係る経費 22 万 4, 448 円を執行しています。

次に、南空知葬斎組合負担金では、組合への負担金 1, 902 万円を執行しています。なお、令和 2 年度、3 年度の年次計画で伏古斎苑改修工事を実施しており、令和 3 年度は、火葬炉 2 基、動物炉冷暖房空調設備更新に伴う施設整備事業負担金として、1, 270 万 9, 000 円を執行しています。

次に、下段、4 目病院費、支出済額 3 億 1, 375 万 2, 000 円。詳細は、病院事業会計決算で説明いたします。以上です。

保健福祉課長 75 ページをごらんください。5 目保健福祉総合センター管理費、支出済額 8, 473 万 6, 632 円。保健福祉総合センター管理経費では、あいくる全体の維持管理運営に係る経費を執行しています。なお、利用状況等の実績につきましては、決算書資料の 12 ページ下段に記載のとおりです。増額の主な理由は、照明設備改修工事等の実施に伴うものです。以上です。

住民課長 続きまして決算書の 76 ページ、中段から次ページにかけてごらんください。あわせて成果説明書の 13 ページ中段をごらんください。2 項 1 目塵芥処理費、支出済額 1 億 1, 612 万 5, 460 円。ごみ処理対策事業では、不法投棄された処理困難物の処理等に係る経費のほか、南空知公衆衛生組合及び道央廃棄物処理組合の負担金を執行しています。なお、南空知公衆衛生組合負担金は、前年度に実施いたしました、破碎処理施設改修工事に係る負担金分が減少しております。道央廃棄物処理組合負担金は、令和元年度から焼却処理施設建設事業に着手しており、計画どおりに、令和 3 年度からは建築工事が進められ、令和 6 年 4 月の供用開始を予定しています。

次に、77 ページ上段、2 目し尿処理費、支出済額 1, 212 万 4, 989 円。し尿等処理委託事業では、北広島市へのし尿処理事務委託に係る経費を執行しています。

3 目合併処理浄化槽整備事業費及び、次の 3 項上水道費につきましては、下水道事業特別会計での同時審査となります。

以上で、4 款衛生費の説明を終わります。

熊木委員長 説明が終わりましたので、質疑を行います。

内田委員 成果説明書の 12 ページですけれども、感染症予防で、抗体検査が 68 名とあるのですがこの説明と、その下段で、新型コロナウイルスワクチン接種で 3 回目の人数が減っていることの意味というのでしょうか、わかれば教えていただきたいと思います。

健康子育てグループ主幹 まず、成果説明書12ページの、抗体検査68名というのは、これは風しんの追加的対策の抗体検査で、コロナとは違いまして、対象者に風しんの抗体検査をしているということでございます。

また、新型コロナワクチンの3回目の接種が少ないというところでございますが、こちらにつきましては令和4年3月31日現在の数で、令和3年度の集計となっております。この時点では高齢者が中心になって接種をしていた時期でございまして、令和4年に入りまして一般の16歳から64歳が4月5月とピークになって接種を受けている状況でございます。以上です。

内田委員 ありがとうございます。コロナは今年がピークで、その後というか、これからなんですけれども、新聞等では新たなワクチンとか言われているんですけれども、以前8月22日にそういった説明があった時に、従来型のワクチンを早めに接種するようにという説明でした。町民の方からはそういうものに対しての、質問や問い合わせというのはあるんでしょうか。

それと、4回目接種の接種者の拡大は行わないとあるんですけれども、これはもう普通のインフルエンザというふうに捉えるような体制に入っているということでしょうか。これから国のほうでは、感染症の分類は5類インフルエンザと同等にするというようなことを聞きましたけども、そういうような情報、早めの情報があれば教えていただきたいと思います。

健康子育てグループ主幹 まず、住民から問い合わせの質問があるかということですが、一般的なワクチン接種については質問がございしますが、打つ方の健康相談とか、そういう部分の質問はございしますが、全体としてのワクチン接種のことについての質問はさほどありません。

そして4回目の接種を拡大しないという国の方針のこととございますが、従来型のワクチンにつきましては、4回目の拡大はしないということでしたが、オミクロン株につきましては、10月以降、12歳以上を想定しまして、1・2回目接種を終えた方について接種をするということで方針が決まっております。ただ、南幌町のほうとして、ワクチンがいつ入ってくるかによるんですけれども、早急に対応を考えていくところでございます。また、コロナがインフルエンザと同等になるのかということとは、これは国の専門委員会が判断することとございますので、町としては、そういう情報はまだ入ってきていないところでございます。以上です。

内田委員 最後に、では有料化についてもまだわからないということですね。

健康子育てグループ主幹 そちらにつきましても、そういう話は一切ございません。

熊木委員長 よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

西股委員 まず、説明書の12ページ、感染症の関係で、コロナの影響でインフルエンザのワクチン接種というのはどのような感じになったのかということで、増えているのか減っているのかということをお教えいただきたいと思います。

それと、成果説明書13ページと、予算書の76ページの不法投棄の関係。76ページのほうには、監視カメラを設置して見ているということなんですけど、その効果はあったのかということと、啓蒙活動の中でどのような啓蒙をしているのか。看

板設置だとかそういうものがなされているのかどうか、若干調べてみたのですが、幹線道路を見ると、4か所ほどにはごみの不法投棄の看板はあったのですが、町の入口ですとか、そういうところにほかの町村ではあるんですが、南幌町では見受けられていないというような感じになっているんですが、この辺についての見解を教えてくださいなと思います。

健康子育てグループ主幹 感染症予防の高齢者インフルエンザのワクチン接種の関係と、これがコロナの影響があるかどうかというところでございますが、まず、令和2年度につきましては、コロナが流行った年でございます。流行りだした年でございましたので、インフルエンザワクチンとコロナの症状がとても似通っているということで、インフルエンザワクチンをまず打とうということで、例年よりも多い人数の方が受けていただきました。ただ、昨年度の令和3年度につきましては、その令和2年度以前の接種数とほぼ同数となっております。平成30年の時とほぼ同じような数となっております。以上です。

環境交通グループ主幹 2点目の不法投棄の関係でございますが、まずカメラ設置の効果ということで、カメラを2台、不法投棄の起こり得る場所に設置してございます。こちらの設置場所については、私どもが定期的にパトロールをして、実態に合った不法投棄が起こり得る場所を選んで、毎年場所を変えてカメラを設置してございます。カメラを設置した場合には、不法投棄の監視カメラ作動中ということで看板も設置してございますので、かなりの抑止効果は出てきてはございます。ただ、カメラについては2台、2か所ということですので、そのほかの場所について、まだ足りない部分はあるかと思えます。

2点目の不法投棄の関係の啓蒙活動についてですが、不法投棄の禁止啓発ののぼり旗を購入しまして、これを町内20か所、こちらについてもごみの不法投棄の多いような場所を毎年模索して選んで、そちらのほうに20か所設置してございます。あとは、町内においては町の広報紙だとか、また各行政区町内会にお願いしておりますクリーン作戦の実施によって、不法投棄の防止ということで、町広報等でお知らせをしているところでございます。看板については、実際のところ設置か所というのは少ない状態でございます。ただ、今後においてもあまりにもカメラ等で行き届かない場所については、看板の設置ということで検討してまいろうかと思っていますところでございます。以上です。

西股委員 ワクチン接種の関係についてはわかりました。ありがとうございます。

不法投棄の関係なのですが、のぼり旗のほうが、看板よりも効果があるのかなと。ただ、20本ではこの広い町のどこにあるのか、私はわからなかったです。それで、交通安全の旗というのは、ずらっと並んでありますし、また健康の関係についてはきららの所に10本くらい並んでいるような感じですのでわかるんですが、20本を分散してやってしまうと、広い町内ですから、全然わからないというような感じになっているので、これはもう少し効果のあるやり方を検討したほうがいいのかなというふうに思います。議会のほうでも、ごみの関係というか、まちをきれいにしようとするいろんな取り組みの関係を今検討していますから、そういうもの

も含めて、町としてやはり、そういう取組状況というのをもっともっとわかりやすくしていただきたいなというふうに思います。実際に走ってみると、きらら街道でも車から投げているごみというのが通り沿いにありますし、江別からの13号も結構不法投棄のごみというのが散乱しているような状況ですので、本当どこにカメラがあってどういうふうになっているかというのがわからないし、旗も全然どこにあるかというのがわかりづらかったというのが現状です。20か所といわず、100本ぐらい設置したほうがいいのかというふうに思いますので、考え方をお聞かせ願いたいと思います。

環境交通グループ主幹 のぼり旗が20か所どこにあるかという御意見なんですけれども、不法投棄自体があまり目の付かない所が多いということで、どうしてもそちらのほうに設置しているものですから、抑止のために設置しているということで、なかなか目に付かないのかなということではありますが、あまり数を多くした場合には景観上の問題も出てきますので、その辺を検討しながら、もう少し予算的に増やしていくということも、今後考えていこうかなと思っております。以上です。

住民課長 今主幹が説明したとおりなんですけれども、のぼり旗での啓発につきましては、やはり町に対する、特に観光施設等を誘客するような施設等に対する影響というの、多少なりともあるかなというふうに考えております。当然、町民の方への啓発というのも大事なんですけれども、やはり不法投棄される内容というのは、町外から来られている通行車両も多いのかなというふうに考えておりますので、その辺のバランスも考えながら、設置か所、数等については検討していきたいと思っております。以上です。

西股委員 一番思うのは町に入る所に、一つもそういう抑制するようなものがないということなんですよね。例えば江南橋を降りてくる時にも、そういう啓発するものがないと。ほかの町に行くとそういうのがたくさんあるというふうになると、やはり南幌町に入ってごみを捨てても大丈夫かなというような、悪いイメージを持つ方もいるかもしれないので、ですから、効果のある所に効果のあるものを設置していただけるような検討を加えていただきたいなということですので、それをひとつよろしくお願いしたいと思っております。

熊木委員長 要望でよろしいですか。では、ほかに質疑ございませんか。

細川委員 成果説明書の13ページなんですけれども、ごみ処理対策の処理困難物の処理について質問します。処理困難物の処理手数料の内訳にあります、テレビ、冷蔵庫、洗濯機他とありますが、これについては不法投棄のものと思われるんですけども、こちらについて1番多く廃棄されている場所というのは、限定されているのか、それともばらばらで置いてあったのか、その辺を教えてくださいのと、処理した後に、多分まとめて処理すると思うんですけども、また結局後にその場所に同じように捨てられたりしているのかどうか、現況だけ教えてくださいと思います。

環境交通グループ主幹 リサイクル家電品なんですけれども、これが処理困難物手数料として支払っている部分でございます。こちらの不法投棄で回収したもの

で、1年に1回まとめて処理をしているわけですが、その不法投棄の場所は先ほどとも関連するんですが、やはりばらばらな状態で、人目のつかないところに捨てられていると。それを回収してきているということでございます。それで、そういう所を担当として場所を押さえまして、翌年度にのぼり旗だとかカメラの設置だとかを検討して、抑止のほうを進めているというような状況でございます。以上です。

細川委員 内容的にはわかりました。先ほどの質問、西股委員の質問と重なっている部分があるんですけども、計画等についてはよくわかりましたので、それでせっかく処理した後ですね、やっぱり同じように、同じような場所に捨てられているかどうかということだけちょっと確認したいと思います。その辺は調査されているでしょうか。

環境交通グループ主幹 多く捨てられた場所に、その次の年にそういうような啓発を行いますので、続けて同じ場所というのはなかなかございません。ただ、またそれがそういう啓蒙・啓発関係がなくなった時には、また同じような状況の所に捨てられるという実態はあるとは思いますが。やはり木の陰、防風林の陰だとか人目につかないところが多いような状況となつてございます。以上です。

細川委員 お話のほうは理解できました。今、お話を聞いていると、やっぱり旗なり看板を立てた所は効果があったということで、やはりこれからも頑張つて継続していただきたいと思います。以上で終わります。

熊木委員長 ほかにございませんか。(なしの声)

質疑がないようですので、これで質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)
それでは質疑を終了いたします。次に行くんですけども、職員の入替えがありますので暫時休憩をいたします。2時10分から再開します。

(午後 2時04分)

(午後 2時10分)

熊木委員長 それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

審査順序の5番目、介護保険特別会計について審査を行います。説明をお願いいたします。

保健福祉課長 令和3年度介護保険特別会計歳入歳出決算の説明をいたします。はじめに歳入の説明をいたします。決算書の171ページをごらんください。

1款1項1目第1号被保険者保険料、収入済額1億5,925万4,300円、収入未済額109万6,021円。収納率につきましては、現年分が99.85%、対前年比0.01ポイントの減、滞納繰越分につきましては、11.82%、27.92ポイントの減となっています。

2款1項1目介護給付費負担金、収入済額1億2,299万9,284円。施設給付費の15%、居宅給付費の20%が交付されたものです。

2項1目調整交付金、収入済額4,440万6,000円。給付費及び地域支援事業費の約6%が交付されたものです。

2目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業、収入済額208万2,600円。事業費の保険者負担分の20%が交付されたものです。

172ページにまいります。3目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援、収入済額510万2,405円。事業費の保険者負担分の38.5%が交付されたものです。

4目事業費補助金、収入済額71万円。システム改修に伴う補助で人口規模に応じて交付されたものです。

5目保険者機能強化推進交付金、収入済額130万9,000円。地域包括ケアシステムや保険運営の安定化に資する施策の推進状況に応じて交付されたものです。

6目介護保険保険者努力支援交付金、収入済額94万4,000円。介護予防・健康づくり事業に資する取組の状況に応じて交付されたものです。

7目介護保険災害等臨時特例補助金、収入済額12万7,000円。新型コロナウイルス感染症に伴う収入減に対して保険料を減免したことによる補助金です。

3款1項1目介護給付費交付金、収入済額1億9,919万3,000円。施設給付費並びに居宅給付費の27%相当が交付されたもので、財源は各保険者の第2号被保険者が納めた保険料です。

次ページにまいります。2目地域支援事業交付金、収入済額358万2,000円。介護予防・日常生活支援総合事業費の保険者負担分の27%相当が交付されたもので、財源は各保険者の第2号被保険者の保険料です。

4款1項1目介護給付費負担金、収入済額1億803万7,900円。施設給付費の17.5%、居宅給付費の12.5%が道負担分として収入されたものです。2項1目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業、収入済額130万1,625円。介護予防事業費の保険者負担分の12.5%が道補助金として収入されたものです。

2目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援、収入済額255万1,202円。事業費の保険者負担分の19.25%が道補助金として収入されたものです。

174ページにまいります。5款1項1目利子及び配当金、収入済額841円。基金の利息でございます。

6款1項1目介護給付費繰入金、収入済額8,607万9,961円。施設給付費及び居宅給付費の12.5%の町負担分です。

2目地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業、収入済額126万4,931円。介護予防事業・日常生活支援総合事業費の12.5%の町負担分です。

3目地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援、収入済額231万396円。事業費の19.25%の町負担分です。

4目低所得者保険料軽減繰入金、収入済額1,134万1,900円。別枠公費による繰入金で、財源内訳は国2分の1、道4分の1、町4分の1で、国、道補助金は一般会計で受け、町負担4分の1とあわせて特別会計に繰入れるものでございます。

次ページにまいります。5目その他一般会計繰入金、収入済額1,073万1,

434円。歳出の総務費相当額を事務費として町が負担するために繰入をしています。

2項1目介護給付費等準備基金繰入金、予算計上をしていましたが、財源が確保されたことから繰入を行わなかったものです。

7款1項1目繰越金、収入済額4,640万3,986円。令和2年度からの繰越金です。

8款1項1目第1号被保険者延滞金につきましては、実績がございません。

2項1目第三者納付金、2目返納金につきましても、実績はございません。

176ページにかけて、3目雑入、収入済額6万9,200円。主に地域支援事業に係る利用者負担金です。

以上、歳入合計 予算現額8億1,532万7,000円。調定額8億1,089万8,986円。収入済額8億980万2,965円。不納欠損額0円。収入未済額109万6,021円でございます。

次に、歳出の説明をいたします。177ページをごらん下さい。1款1項1目一般管理費、支出済額321万5,857円。介護保険全般に係る事務処理経費を執行しています。

2項1目賦課徴収費、支出済額57万9,308円。保険料の賦課等に係る経費を執行しています。178ページにまいります。

3項1目認定調査等費、支出済額529万1,784円。介護認定調査を行う会計年度任用職員をはじめ、介護認定に係る経費を執行しています。

2目認定審査会共同設置負担金、支出済額232万5,029円。栗山町、由仁町と共同設置している審査会に係る負担金を執行しています。

次ページにまいります。4項1目計画策定委員会費、支出済額2万9,456円。第8期介護保険事業計画の進捗状況管理のために委員会を開催した経費を執行しています。

5項1目趣旨普及費、支出済額25万1,933円。第8期介護保険事業計画に基づいた介護保険利用の手引きを作成し全戸配布を行った経費を執行しています。

2款1項1目居宅介護サービス給付費、支出済額1億8,441万9,418円。訪問介護、通所介護、通所リハビリ等の給付に係る経費を執行しています。

2目特例居宅介護サービス給付費につきましては、実績がございません。以下、特例の名称が付くものにつきましては、認定前に給付を受けた場合の償還払いでございます。実績がありませんのでこれ以降の説明は省略させていただきます。

3目地域密着型介護サービス給付費、支出済額1億5,801万3,104円。グループホームや認知症対応型デイサービスなどの給付に係る経費を執行しています。

180ページにまいります。5目施設介護サービス給付費、支出済額2億5,103万1,449円。食費及び居住費を除く介護老人福祉施設等の入所給付に係る経費を執行しています。

7目居宅介護福祉用具購入費、支出済額89万1,221円。福祉用具購入の給付に係る経費を執行しています。

8目居宅介護住宅改修費、支出済額170万642円。住宅改修の給付に係る経費を執行しています。

次ページにまいります。9目居宅介護サービス計画給付費、支出済額2,861万6,095円。サービスを利用する際のケアプラン作成に係る経費を執行しています。

2項1目介護予防サービス給付費、支出済額1,864万6,059円。介護予防における通所リハビリをはじめとする各種サービスの給付に係る経費を執行しています。

3目地域密着型介護予防サービス給付費は実績がありません。

182ページにまいります。上から2つ目、5目介護予防福祉用具購入費、支出済額6万9,588円。福祉用具購入の給付に係る経費を執行しています。

6目介護予防住宅改修費、支出済額82万1,043円。住宅改修の給付に係る経費を執行しています。

7目介護予防サービス計画給付費、支出済額367万8,680円。介護予防サービスを利用する際のケアプラン作成に係る経費を執行しています。

次ページにまいります。3項1目審査支払手数料、支出済額60万4,885円。1万230件の手数料を執行しています。

4項1目高額介護サービス費、支出済額1,609万3,768円。要介護者の利用者負担限度額を超えた部分についての、払い戻しに係る費用を執行しています。

2目高額介護予防サービス費、支出済額2,344円。要支援者の利用者負担限度額を超えた部分についての、払い戻しに係る費用を執行しています。

5項1目高額医療合算介護サービス費、支出済額291万5,956円。介護と医療の両方を利用して、自己負担限度額を超えた部分についての、払い戻しに係る費用を執行しています。

次の2目につきましては、実績はありません。

184ページにまいります。6項1目特定入所者介護サービス費、支出済額2,112万4,626円。要介護者で所得の低い方の食費並びに居住費の自己負担分に係る経費を執行しています。

3目特定入所者介護予防サービス費、支出済額1万820円。要支援者で所得の低い方の食費並びに居住費の自己負担分に係る経費を執行しています。

次ページにまいります。3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費、555万1,490円。訪問型サービス事業と通所型サービス事業に係る経費を執行しています。

2目介護予防ケアマネジメント事業費、支出済額59万9,593円。介護予防・生活支援サービス事業に係る対象者のケアプラン作成にかかる経費を執行しています。

186ページにまいります。3目一般介護予防事業費、支出済額397万5,972円。快足シャキット倶楽部や水中運動教室、ボランティアポイント事業、サロン事業などに係る経費を執行しており、事業の一部を社会福祉協議会に委託をして

います。

2項1目包括的支援事業費、支出済額45万178円。介護支援専門員の研修等に係る経費を執行しています。

2目在宅医療・介護連携推進事業、支出済額3万3,900円。医療・介護を通じた地域における包括的・継続的なケアを目指して各職種間の連携を深めることを目的に研修会を開催した経費を執行しています。

次ページにまいります。3目生活支援体制整備事業費、支出済額360万2,000円。事業を推進するための生活支援コーディネーター配置などに係る経費を執行しています。

4目認知症総合支援事業費、支出済額19万8,371円。認知症のある高齢者に早期から係わりを持ち、適切な医療やサービスにつなげる事業で、主に認知症サポート医師に係る経費を執行しています。

5目地域ケア会議推進事業、支出済額15万3,666円。2回実施した地域包括ケア推進会議の委員報酬や自立支援に向けた個別会議の開催に係る研修会の経費を執行しています。

187ページから188ページにかけて、6目任意事業費、支出済額762万1,145円。介護者のつどいや配食サービス、シルバーハウジング生活援助員派遣事業など町の実情に応じて実施している事業の経費を執行しています。

188ページ中段、4款1項1目介護給付費等準備基金積立金、支出済額1,872万9,841円。詳細は備考欄のとおりでございます。

5款1項1目第1号被保険者保険料還付金、支出済額9万1,400円。内訳につきましては、申告による所得更生が主なものです。

次ページにかけて、2目償還金、支出済額1,993万1,934円。国費、道費、支払基金の令和2年度精算に伴う償還金です。

6款1項1目予備費、実績はございません。

以上、歳出合計 予算現額8億1,532万7,000円、支出済額7億6,127万2,555円、不用額5,405万4,445円です。

190ページにまいります。実質収支に関する調書の説明をいたします。1歳入総額8億980万2,965円。2歳出総額7億6,127万2,555円。3歳入歳出差引額4,853万410円。5実質収支額は、4,853万410円でございます。

次に、決算書資料の説明をいたします。25ページをごらんください。27ページまで項目ごとに件数並びに支出額を記載しております。令和3年度の介護保険事業の主な概要を申し上げます。25ページ中段の認定結果につきましては合計が431人で、前年度対比で261人増えてございます。増加の理由につきましては、認定期間が2年になっていることに伴い、令和3年度は更新対象者が多い年度であったためです。

25ページ中段の2. 保険給付費につきましては、(1) 居宅サービス給付費で対前年度比、件数は168件増えております。給付費につきましても約446万円の増加となっています。26ページにまいります。(2) 施設サービス給付費では、対

前年比、件数で59件の増となっております。給付費で約2,176万円の増額となっております。(3)介護予防サービス給付費では、対前年比、件数で154件の増、給付費では約51万円の増額でございます。保険給付費全体では、対前年度比で約2,544万円の増、3.837%の増加となっております。

27ページの上段をごらんください。③介護予防事業では、一般高齢者等に対する各種介護予防事業を実施しており、通年で実施している事業につきましては、新型コロナウイルスの感染予防対策を講じ、北海道や本町の感染状況を考慮しながら事業を実施しました。結果としましては、昨年度よりも回数や参加延べ人数が多くなっている状況にあります。

以上で、介護保険特別会計の説明を終わります。

熊木委員長 説明が終わりましたので、質疑を行います。

石川委員 この成果説明書の中で、最後の27ページのところについてお伺いいたします。包括支援事業の6番目、任意事業の中で、GPS8件と書かれています。昨年の資料を見ましても、昨年も8件だったんですけれども、要するに、徘徊して途中で迷子になってしまう人を探すためにという、そういったことのGPSなのかなというように解釈したのですが、付けている人というのは去年と同じような感じで数は変わらないのでしょうか。また、GPSを装着することで、何かその効果としてあったならば、差し支えなければお話を聞かせていただければと思います。

高齢者包括グループ主幹 任意事業のGPSの件でございます。昨年8件、今年も8件ということで記載させていただいておりますが、利用者におきましては、前年と今年と、皆さん同じ方ではいらっしゃいません。ただ、やはり利用されている方は施設に入られる方、また、残念ながら亡くなる方もいらっしゃいます。そういうことを含めまして、令和3年と2年は同じ方ではないということです。また、効果はあるのかという御質問でございます。あまりGPSを持った方で、徘徊といいますか、そういう方はいらっしゃらないのですが、私が高齢者包括グループに来てから、1回だけいなくなったということで、たまたまGPSをお持ちの方だったものですから、高齢者包括のほうでもパソコンで見ることができますので、一応どこら辺に行ったということはわかりますので、そこら辺を探したのですが、リアルタイムではなかなかないものですからすぐに見つかるということもなかったのですが、やっぱり探しているうちに見つかったということがあります。以上です。

石川委員 あくまでこのGPSを装着するというのは、本人なのか家族からの要請でつけるというふうな形なんですね。ただ、確か今年でしたか、1人迷子になったようなことが放送で流れたような記憶があったんですけども、その方はやっぱりGPSがなかったからだったのでしょうか。もし希望あれば、8台に限らず、もっと追加で貸し出しすることは可能なのか、その辺りもお伺いいたします。

高齢者包括グループ主幹 今8人御利用されていますが、御家族の御希望でまだ利用することは可能です。ただ、やはりこのGPSは常に持っていないと検索できないものですから、一応こういう小さなものをバックに入れておいてくださいとか、高齢者の方がいつも使うものに納めていただくのが基本なんですけれども、な

かなかうまくそれを持って出ていらっしゃるということがないものですから、現実的に難しいのかなという部分はあります。ただ、やはり高齢者認知症の方の御家族からは、やはりどうなんだろう、持ったらどうかという、不安な部分もありますので、私たちはこういうものを御利用したらいかがですかということは紹介させていただいておりますが、なかなか利用には至っていないということになっています。以上です。

熊木委員長 ほかに質疑ございませんか。(なしの声)

ないようですので質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは質疑を終了いたします。説明員が退席しますので、暫時休憩といたします。

(午後 2時40分)

(午後 2時41分)

熊木委員長 それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

審査順序の6番目、国民健康保険特別会計について審査を行います。説明をお願いいたします。

住民課長 それでは、令和3年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明をいたします。初めに、歳入から説明いたします。決算書の131ページをごらんください。

1款1項1目国民健康保険税、収入済額2億762万308円、不納欠損額107万5,541円、収入未済額5,242万6,450円。不納欠損の内訳は、滞納処分執行停止後、死亡等による無資力により即時消滅となったもの20件、1名、消滅時効38件、3名、収入未済額の内訳は、現年課税分231件、39名、滞納繰越分1,928件、99名となっています。収納率は、現年課税分が98.08%で前年度対比0.33ポイントの減少、滞納繰越分が12.98%で前年度対比2.8ポイントの増加となっています。

2款1項1目手数料、収入実績はありません。

3款1項1目災害臨時特例補助金、収入済額16万1,000円。新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免に対する補助金で、減免額の10分の6が交付されたものです。

2目国保業務システム改修補助金、交付実績はありません。

次ページ、4款1項1目保険給付費等交付金、収入済額6億2,552万3,253円。1節普通交付金として5億9,572万253円、2節特別交付金として2,980万3,000円がそれぞれ交付されたものです。

2項1目財政安定化基金交付金、交付実績はありません。

5款1項1目利子及び配当金、収入済額2,514円。基金積立金の利子収入です。

6款1項1目一般会計繰入金、収入済額7,176万2,000円。国の基準に基づく一般会計からの繰入金です。内訳は備考欄に記載のとおり、基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金、次ページ、出産育児一時金等繰入金、事務費繰入

金となっています。

2項1目国民健康保険事業特別会計基金繰入金、当初予算で計上していましたが、財源が確保されたため基金繰入実績はありません。

7款1項1目繰越金、収入済額1,687万2,456円。令和2年度国民健康保険特別会計からの繰越金です。

8款1項1目延滞金、収入実績はありません。

2項1目第三者行為納付金、収入済額29万6,146円。交通事故の第三者行為損害賠償納付金が3件です。

2目過誤払給付費返納金、収入実績はありません。

3目雑入、収入済額32万7,000円。特定健康診査一部負担金です。

以上、次ページになります。下段、歳入合計 予算現額9億5,895万6,000円。調定額9億7,606万6,668円。収入済額9億2,256万4,677円。不納欠損額107万5,541円。収入未済額5,242万6,450円です。

次に歳出の説明をいたします。次ページをごらんください。1款1項1目一般管理費、支出済額475万2,329円。国民健康保険全般に係る事務経費を執行しています。

2目連合会負担金、支出済額90万8,907円。北海道国保連合会への負担金を執行しています。

2項1目賦課徴収費、支出済額57万3,765円。納税通知書印刷や収納手数料などの経費を執行しています。

次ページ、3項1目運営協議会費、支出済額7万1,135円。国保運営協議会委員9名分の報酬などの経費を執行しています。

4項1目医療費適正化対策事業費、支出済額73万6,598円。特定健診受診勧奨や保健指導に係る職員時間外勤務手当、ジェネリック医薬品の利用促進に係る経費などを執行しています。

次ページ、5項1目収納率向上対策事業費、支出済額327万6,610円。一般事務報酬、職員時間外勤務手当などの保険税収納率向上対策に係る経費を執行しています。

2款1項1目療養諸費、支出済額5億2,086万3,019円。北海道国保連合会に対する、被保険者の療養に係る負担金、審査支払手数料などを執行しています。

2目高額療養費、支出済額7,461万1,283円。被保険者の高額療養費に係る保険者負担分の経費を執行しています。

次ページ、3目出産育児諸費、支出済額168万840円。1件当たりの交付金限度額は42万円で4件分を執行しています。

4目移送費、予算の執行はありません。

5目葬祭諸費、支出済額24万円。1件3万円で8件分を執行しています。

6目傷病手当金、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、新型コロナウイルス感染症に感染したことにより療養し、給与等の支払いを受けることができない

くなった場合において、一定期間に限り、傷病手当金を支給するものですが、支給実績はありません。

3款1項1目医療給付費分、支出済額1億9,574万4,000円。医療給付費に係る北海道への納付金を執行しています。

次ページ、2目後期高齢者支援金等分、支出済額5,477万7,000円。後期高齢者支援金等に係る北海道への納付金を執行しています。

3目介護納付金分、支出済額1,998万3,000円。介護納付金に係る北海道への納付金を執行しています。

4款1項1目共同事業拠出金、予算の執行はありません。

5款1項1目財政安定化基金拠出金、支出済額284円。激甚災害指定の平成30年胆振東部地震により被災した3町への基金交付金に対して、市町村負担分を拠出したものです。

6款1項1目特定健康診査等事業費、支出済額1,277万2,010円。特定健診、特定保健指導などに係る経費を執行しています。次ページ、備考欄下段、12節委託料では特定健診受診率向上対策として、健康ポイント委託業務、北海道及び国保連合会並びに市町村の共同事業で、特定健診等データをAI等により分析し、効果的・効率的な受診勧奨を行う「特定健診受診率向上支援共同事業」の経費を執行しています。

次ページ、2項1目保健衛生普及費、支出済額219万7,710円。医療費通知、各種検診などに係る経費を執行しています。

7款1項1目基金積立金、支出済額1,196万6,514円。基金の利子及び特別会計剰余金の基金積立金を執行しています。

8款1項1目財政安定化基金償還金、予算の執行はありません。

次ページ、9款1項1目保険税等還付金、支出済額39万6,800円。保険税月割の異動などに伴い12件分を還付したものです。

2目保険給付費等交付金償還金、支出済額54万1,418円。令和2年度道補助金、保険給付費等交付金の確定に伴い、超過交付分を返還したものです。

3目その他償還金、予算の執行はありません。

4目特定健康診査等負担金償還金、支出済額6万2,000円。令和2年度道補助金、保険給付費等交付金の確定に伴い、超過交付分を返還したものです。

10款1項1目予備費、予算の執行はありません。

以上、下段になります。歳出合計 予算現額9億5,895万6,000円。支出済額9億615万5,222円。不用額は5,280万778円です。

次に、次ページの実質収支に関する調書について説明をいたします。1歳入総額9億2,256万4,677円。2歳出総額9億615万5,222円。3歳入歳出差引額1,640万9,455円。4翌年度へ繰り越すべき財源はありません。5実質収支額1,640万9,455円です。6については該当ありません。

次に、決算資料、成果説明書の24ページをごらん願います。国民健康保険特別会計です。令和3年度の国民健康保険事業の主な概要を申し上げます。初めに、2保険給付費（1）療養給付費の状況です。被保険者数は、1,801人で、前年度

対比14人の減少となっています。1人当たりの費用額は、39万2,440円で、前年度対比8,809円の増加となっています。1人当たりの受診件数につきましては、15件で、前年度と同じになっています。保険給付費全体では、5億9,739万5,142円となっており、前年度対比で15万7,012円の微増となっています。

次に、3国民健康保険事業費納付金の状況です。北海道への国民健康保険事業費納付金は、2億7,050万4,000円となっており、前年度対比で1,923万4,000円の減少となっています。今後においてもこの事業費納付金の推移に留意しながら、国民健康保険事業における財政基盤の安定化を図ってまいります。

次に、4保健事業費の状況です。特定健診受診者数は、544人で前年度対比17人の増加、受診率は36.1%で、前年度対比1.2ポイント増加しています。令和2年度から引き続き、受診者数、受診率ともに新型コロナウイルス感染症の影響により、大きく減少していると考えています。

以上で、令和3年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。

熊木委員長 説明が終わりましたので、質疑を行います。(なしの声)

ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは質疑を終了いたします。

次に、審査順序の7番目、後期高齢者医療特別会計について審査を行います。

住民課長 それでは、令和3年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明をいたします。

初めに、歳入から説明いたします。決算書の195ページをごらんください。1款1項1目後期高齢者医療保険料、収入済額7,844万1,100円。収入未済額75万300円。収入未済額の内訳は、現年度分12件、3名、滞納繰越分13件、1名となっています。収納率は、現年度分が99.31%で前年度対比0.44ポイントの減少、滞納繰越分が28.02%で前年度対比5.91ポイントの増加となっています。

2款1項1目督促手数料、収入実績はありません。

3款1項1目事務費繰入金、収入済額498万6,000円。国の基準に基づく繰入金で、内訳は備考欄に記載のとおりです。

2目保険基盤安定繰入金、収入済額3,018万2,062円。国の基準に基づく繰入金で、後期高齢者医療保険料の軽減額を繰入れしたものです。

4款1項1目繰越金、収入済額15万3,954円。令和2年度後期高齢者医療特別会計からの繰越金です。

次ページになります。5款1項1目延滞金、収入実績はありません。

2項1目雑入、収入済額5万9,400円。後期高齢者医療広域連合からの還付金等負担金です。

以上、下段になります。歳入合計 予算現額1億1,478万2,000円。調定額1億1,457万2,816円。収入済額1億1,382万2,516円。収入未済額は75万300円です。

次に、歳出の説明をいたします。次ページをごらんください。1款1項1目一般管理費、支出済額120万4,020円。電算システム保守などの事務経費を執行しています。

2項1目徴収費、支出済額33万971円。保険料の通知・徴収に係る経費を執行しています。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額1億1,211万6,062円。北海道後期高齢者医療広域連合に対する事務費負担金、保険料等負担金、保険基盤安定負担金を執行しています。

次ページ、3款1項1目保険料還付金、支出済額5万9,400円。保険料更正などに伴い7件分を還付したものです。

4款1項1目予備費、予算の執行はありません。

以上、下段になります。歳出合計 予算現額1億1,478万2,000円。支出済額1億1,371万453円。不用額は107万1,547円です。

次に、次ページの実質収支に関する調書について説明をいたします。1歳入総額1億1,382万2,516円。2歳出総額1億1,371万453円。3歳入歳出差引額は11万2,063円です。4翌年度へ繰り越すべき財源はありません。5実質収支額は11万2,063円です。6については該当ありません。

次に、決算資料 成果説明書の28ページ中段をごらん願います。後期高齢者医療特別会計です。本特別会計は、広域連合の管理のもと、保険料を徴収し、広域連合に対し必要な費用を納付するための特別会計です。ただいま説明したとおりの内容を記載しております。被保険者数は、1,340人で、前年度対比13人の増加となっています。

以上で、令和3年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。

熊木委員長 説明が終わりましたので、質疑を行います。

ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは質疑を終了いたします。職員が退席しますので、暫時休憩といたします。

(午後 3時03分)

(午後 3時04分)

熊木委員長 休憩を閉じ、会議を再開します。

本日本日予定しておりました審査項目が終了いたしました。明日9日午前9時30分まで延会といたします。

お疲れさまでした。

(午後 3時04分)

決算審査特別委員会会議録

(2日目 R3.9.10 9:30~14:45)

熊木委員長 おはようございます。

昨日より延会となっておりました決算審査特別委員会をただいまから再開いたします。本日の出席人員は9名全員であります。直ちに会議を開会します。

審査順序の8番目、第5款農林水産業費について審査を行います。それでは説明をお願いいたします。

農業委員会事務局長 決算書75ページをお開きください。5款1項1目農業委員会費、支出済額631万538円。農業委員会運営経費として、農業委員の報酬、旅費。事務局経費として農地台帳システム保守経費の執行となっています。

産業振興課長 決算書は75ページ下段です。主要施策の成果説明書は13ページからとなりますのであわせてごらんください。2目農業振興費、支出済額5億3,233万5,031円。繰越明許費3,830万7,000円。不用額590万5,969円。繰越明許費は、国の補正による農業経営高度化促進事業の鶴城二期地区に係るパワーアップ事業分、同じく国の補正による強い農業づくり事業を翌年度へ繰越して実施するものです。また、不用額の主なものは、有害鳥獣捕獲等業務委託料の減、新型コロナウイルス感染症による食育事業の中止に伴う執行残です。

農業振興経費では、総合農政推進協議会運営経費、関係団体への負担金など139万1,729円を執行しています。

次に76ページ下段です。有害鳥獣対策事業では、有害鳥獣捕獲等業務委託料、狩猟免許取得支援事業助成金など232万839円を執行しています。

次に77ページ中段。経営所得安定対策事業では、農業再生協議会に対する経営所得安定対策事業補助金として272万円を執行しています。

次に、耕地利用高度化推進事業では、農地の良好な生産環境を維持するため、地域での共同利用機具備品購入費として1,222万7,600円を執行しています。

次に、農業振興補助金交付事業では、JAが取り組む農業振興事業の一部助成として364万6,936円を執行しています。

次に、農業経営高度化促進事業では、農地・農業水利施設の整備に伴う農家負担の負担軽減措置と工事に伴う休耕による農家の所得損失の補てんのための負担金として2億7,725万8,278円を執行しています。

次に78ページ。スマート農業推進事業では、RTK基地局光回線利用料として10万1,640円を執行しています。

次に、農業制度資金利子補給事業では、認定農業者や農業後継者が借り入れた、制度資金の利子補給として305万4,979円を執行しています。

次に、担い手育成対策事業では、4Hクラブ活動事業補助金、親元就農者等に対するふるさと就農促進事業給付金など1,375万2,148円を執行しています。

次に79ページ。地産地消活動推進事業では、農産物加工センター指定管理経費、

キャベツキムチ町民還元事業負担金などの経費として256万1,218円を執行しています。

次に、都市との交流と販路拡大事業では、農業者が実施するグリーンツーリズム事業補助金、北海道日本ハムファイターズ主催ゲームでの本町特産品の提供経費として18万9,544円を執行しています。

次に、食育活動推進事業では、食育推進計画策定委員会運営経費、バケツ稲づくり事業、なんぼろレシピ本の作成、子育て支援米支給事業などの経費として507万9,925円を執行しています。

次に80ページ下段になります。多面的機能支払事業では、農業農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域内の3つの地域資源保全協力会への交付金など1億9,714万8,635円を執行しています。

次に81ページになります。環境保全型農業直接支援対策事業では、環境保全型農業を推進する生産者への補助金として1,088万1,560円を執行しています。

続いて中段になります。3目農地費、支出済額7,302万3,812円。不用額127万7,188円。不用額の主なものは、換地計画図作成業務委託料の入札減及び農業農村整備事業推進本部負担金の確定による執行残です。

土地改良事業経費では、西幌ほか3地区の道営経営体育成基盤整備事業換地業務等委託料、国営かんがい排水道中央地区及び国営農地再編整備中樹林地区の負担金、国営造成施設管理体制促進事業補助金など6,615万8,812円を執行しています。次に、82ページ中段の農業集落排水事業特別会計繰出金については、特別会計決算の中で御説明します。

続いて86ページ中段になります。2項1目林業振興費、支出済額108万1,476円。林業振興経費では、防風林監視人に対する報酬、野ねずみ駆除薬剤散布委託料、町有林の倒木等処理経費などを執行しています。

以上で、農林水産業費の説明を終わります。

熊木委員長 説明が終わりましたので、質疑を行います。

川幡委員 林業振興経費についてお聞きしたいと思います。南15線の耕地防風林が数年前の台風によって倒木がたくさん出ました。その関係では、あそこを通ってもまだ処理されていない、整理されていない倒木もあります。年次計画で処理されているのか、その辺をお聞きしたいと思います。あと数年かかるのか、その辺もお聞きしたいと思います。

農政G主幹 南15線の防風林の整備ですけれども、現在、北海道の治山事業と町の単独事業を使って整理をしています。治山事業のほうについては、西13号のほうから西17号に向かって毎年度、面積にして2反程度ですけれども防風林内の整備をしています。町のほうは、防風林外に張り出した枝や倒木の処理を優先して、防風林内については、根からめくれ上がっているような倒木を選んで処理を進めているというような状況であります。少しずつですけれども、毎年このように進んでいくという予定になっています。以上です。

川幡委員 あそこは被害が酷かった、木が古くなってああいう状況になったと思うんですけれども。ほかにも南幌には耕地防風林がたくさんあるんですけどもそんなに

影響がなかったのか、その辺をしてお聞きしたいと思います。

あと、木の植栽も木も植えなくてはならないと思うんですけど、その辺はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

農政G主幹 町内防風林の被害としては、南15線以外にも結構出ています。特に南15線と川向の南8線、よく目立つところですので被害が大きいと思っています。現在、道の治山事業で保育事業として整備しています。倒木をして追っかけて補植をしていくような小規模な整理を今は続けている状態です。南15線だけではないですけども、防風林のほとんどに北海道の保安林の指定がかかっていますので、治山事業だけではなくて、今国の補助を使って保安林の改良事業として大きく整備していくことができないかということで北海道では今協議を始めているところです。それは南15線だけじゃなくて南8線も含めてになりますけれども、今後は治山事業だけではなくて、国の補助事業を活用できるものは活用して、できない部分を町のほうで整理していくという方向で進めていきたいと思っています。以上です。

川幡委員 ぜひ、そういう方向へ進んでいていただきたいと思います。ありがとうございます。

熊木委員長 ほかに質問ありませんか。

本間委員 成果説明書の13ページ、有害鳥獣捕獲の件ですけれども、鳥獣対策ということで実施隊員などいろいろやっているといます。それと狩猟免許取得支援事業ということで1名の方に狩猟免許。これはどんな内容の狩猟免許なのかちょっと教えていただきたい。

あと79ページの農産加工施設管理に指定管理で出されていますけれども、農産加工施設の中のコロナ対策はどうなっているのかということで、ちょっとお聞きしたいと思います。

熊木委員長 2点ですね。お願いします。

農政G主幹 まず、狩猟免許取得支援事業ですけれども、箱わなの免許を取得していただいて猟友会に入っていて、箱わなの駆除に加わっていただく方を対象に免許の取得費用を補助するといった内容になっています。去年の1名の方については、もともと猟友会に入っている方で銃の免許を持っていた方ですけれども、今回箱わなの免許を取っていただいて、アライグマの駆除に加わっていただくということになっています。

それと加工センターのほうですけれども、感染対策としてはほかの公共施設と同じ扱いになっています。緊急事態宣言中については研修室を閉鎖しています。対策としても通常の対策になっております。マスクとアルコール、換気といった対策になっています。以上です。

本間委員 箱わなの免許ということで、もともと猟友会に入っていたということでわかりました。何とか新たな人、毎回私も言っていますが、箱わなそして狩猟の免許など、いろいろ対策を打っていただけて増やしていただければありがたいなと。去年のアライグマ175頭ですけども、今年も相当やられていますので、農業のほうで相当いっていますので、やっぱりそういう人員を増やしていけないと、やっぱり人海で取らないととれないのかなというふうに思っていますので、そこら辺よろしくお

願います。加工センターのほうはわかりました。どうもありがとうございます。

熊木委員長 回答はいいですか。もし回答があれば。

産業振興課長 今の猟友会のお話ですけども、高齢化が進んでいると。今現在若い方でも50歳代、あとの方は70歳代以上の方ばかりというふうな状況となっていて、担い手の確保をするのがこの事業の目的です。なかなか、なり手がいないのが現状であるんですけども、今後さらに高齢化が進んでいくということは間違いない事実ですので、今後、関係団体、関係機関と連携しながら事業の周知などを含めて担い手の確保に努めてまいりたいと考えています。以上です。

熊木委員長 ほかに質疑ございませんか。

内田委員 農業で、コロナの影響が大きかったことあれば教えてください。そしてまた今年もさらにそれが追い打ちをかけるようなことがあれば教えてください。

それと資料の81ページの環境保全型農業対策、このことは質問したこともありましたが、その内容と脱炭素型農業に関連したところがあれば教えてください。以上です。

熊木委員長 2点ですね。お願いします。

農政G主幹 まずコロナの影響ですけども、一番大きな影響を受けたのは花農家ということになっています。町内には花農家が専業で3件、兼業で1件ということで、町内としては影響としては限定的かなと思っております。それと米ですけども、コロナの影響だけではないですけども、コロナの影響も若干受けているとは思いますが、米の価格が下がっているということで、その辺は本年と来年以降もちょっと影響が出るのかなと思います。あと畜産の関係ですと、町内に肉牛がいませんので酪農だけになりますけれども、牛乳の消費が、給食の影響で減ったりずれたりしていますので、影響が出ることを想定していましたが、加工用に回すことでそれほど大きな影響は出ていないといった内容になっています。野菜についても、給食の影響を受けて若干時期がずれて安くなった時期があるかもしれませんが、逆に高くなった時期もありますし、野菜のものによっては昨年からずっと高い価格のものもありますので、それほど影響はないのかなと思っております。コロナのほうは以上です。

それと環境保全の事業の内容ですけども、化学肥料と化学農薬を北海道の慣行レベルから5割以上低減する取組にあわせて、緑肥を作付けることや堆肥を投入するなどということに対して交付金が交付されるという内容になっています。事業の内容としては、今国でいっている緑の食料システム戦略の内容と一致しているのかなというふうに思います。以上です。

内田委員 ありがとうございます。商業というかそっちのほうの被害が大きくてちょっと隠れていた面もあったんですけども、花き農家さんでは面積は変わらず今年も続けられているということでしょうか。それと牛乳は被害が少ないということで、そして給食に提供される野菜などにもあまり影響はなかったと、時期はずれていたけれども提供できたということでしょうか。

それとちょっと物議を醸すかもしれませんが、今、新聞等で行われている脱炭素農業というか、そのことについて何か考えがあれば教えてください。以上です。

熊木委員長 先ほどのコロナの説明にさらにもう1点と今の環境のことで、お願い

します。

農政G主幹 まず農業の経営面積ですけれども、今のところ経営面積への影響は出ていません。通常どおり本年は営農できているということになっています。給食の影響ですけれども給食に提供ができなかったという意味ではなくて、給食の影響によって価格の上下が発生しているという意味ですので、供給に問題があったという意味ではありません。

それと脱炭素の関係です。今後農業分野でもこの動きというのは当然必要になってくるかと思いますが、現状のまま単純に化学農薬や肥料を低減するということは作物の収量や品質を下げるということになりますので、それは農業者の所得が下がるということにつながりますので現時点では単純に低減することは推進できないという考え方になります。この後、国のほうでもちょっと示していますけれども、農業所得を確保できるような技術開発や経営対策が出てくれば推進していくことができるかと思います。以上です。

熊木委員長 ほかに質疑ございませんか。

石川委員 先ほどの川幡委員の関連で、防風林についてお聞きしたいと思います。先ほどもいろいろ説明がありまして、道の事業や町のほうでも対応をしているという話ですけれども。3年前にあの大風が吹いた時には相当防風林が倒れたということで、あれに対してもその地先の農家の方から早くよけてくれというふうなことで要請があって、町の職員若手の人たちも総出で対応したということは見ていましたけども、今年も5月に結構強風が吹くなどして何本か木が倒れているものも見ました。それに対しての対応もやはり職員の方がされていたのかなという感じがするんですけども、中でも大きい木が倒れていることに対して、既にもうそこは水田に水が張っていたり、作物が植えられたりということで、大きい木に対しては人間の手ではなかなか対処できないような状況の中では、どういうふうな形で対応されているのかということをもまずお聞きしたいと思います。それと私も南15線の防風林、とりわけ多く通るので見るんですけども、確かにきれいに伐採や植え替えなど、何かしてはあるところもありますけども、どちらかといったらその場所は大した倒木が目立たなかったなど。別なところで相当倒木があるけれども、既に今年の5月も倒れているのにそこにまた風が吹いたからまたさらに広がったような場所もありますけれども、どういうふうな形でその場所を選定されているのか。こっちのほうが優先だったのではないかなというところも見受けられるなどするんですけども、その辺りどういうふうを選定されておられるのか、それについてお聞きしたいと思います。

農政G主幹 まず、大きな木が外へ倒れている状態ですけれども、水田のほうに今作物を植えていますので、収穫までそれ以上動かないような固定をしている状態です。収穫後に速やかに撤去する予定でいます。それと場所の選定ですけれども、治山事業については道の事業になっています。北海道と現場を把握している森林組合と町のほうで立会をして場所を決めているといった状況になっています。以上です。

石川委員 取りあえず作物がなくなるまでは対処しているというふうなことですけど、あくまで職員のほうで人力でいくらか固定するなど何かされているというふうなことなのではないでしょうか。作物に完全に触れてしまった状況ならばある程度持ち上げな

くてはいけないでしょうし、危うい場合にもそれ以上下がらないような対処が必要かなと思うんですけども、それについても再度お聞きしたいと思います。選定に関しましても、そこでは町のほうで立会いとか何かされているのか、その辺りについてお聞きしたいと思います。結構太い木や何かが寄りかかっている、それにもたれている木がだんだん悪くなっているというのが見受けられますので、そういったものは十分判断してほしいなというふうに思います。

もう一つ、前にもちょっと聞いてお答えいただいた経緯がありましたけども、例えば晩翠墓地のそばの防風林、伐採はして刻んだけれどずっとそこで積んであると、片付けないのかといったら、そのままで風化させるまで置いてあるという話でしたけども、風化してその後植えることは計画に入っていないのか。片付けるなり何かの形で処理して次の木を植えるための対処というのは当然考えられてくると思うんですけども、その辺りはどう考えているのかお聞きします。

農政G主幹 まず固定している木ですけども、固定している木は大きな木になりますので、職員のほうではちょっと対応できませんので、これは業者のほうに発注しています。その分、今回の補正予算の中で追加しているということになっています。それ以外の木については、小さい木、人で処理できるものについては職員が直営で処理をしているということになっています。

それと晩翠墓地の木ですけども、晩翠墓地の防風林については国有林になりますので、国の所有、管理、伐採した木に関しても国の財産ということになります。国のほうでは、伐採した木については販売はするという言い方になっています。外へ持ち出すとなると運搬費や手間とお金がかかりますので、基本的には、中に堆積したままにするということになっています。以上です。

石川委員 わかりました。伐採した国有林もそうです。その後植えることについては国としては全然関与していないのか、その辺りどうなのかと思います。それとさっき言いました南15線の防風林のところでも伐採する順番というのは町もいづらか関与はしていないのかどうか。それについてお答えをお願いします。

農政G主幹 まず南15線の場所ですけども、選定については道と森林組合と町の三者で決めていますので、町のほうも関与はしています。それと国有林のほうですけども、当然防風林は更新ということになりますので、伐採して追っかけて植えていくという予定はあります。ただ、それがいつになるかというのは今の状況ではわからないということです。以上です。

熊木委員長 ほかにありませんか。

西股委員 先ほど有害鳥獣の関係で質問があったんですがそれに関連で一つだけ質問させていただきます。昨日、道新で、普及センターが中心になって捕獲の試験を昨年からやっているというのが掲載されていましたが、昨年はアライグマが175頭という数字で出ていますが、その効果というのがあったのかどうかということをちょっとお願いいたします。

農政G主幹 新聞に出ていたように、全ての普及センターに窓口を設置するという事で進めてはいますが、南幌の管内については現実的にはまだ町が中心でやっているということで普及センターとしてまだ大きな動きはないという状況です。ですので、

普及センターによる影響というのは今のところほとんど出ていないかなと思います。以上です。

西股委員 捕獲のわなを500メートル間隔というか、それに仕掛けをしたという表記が新聞では出ていたんですが、この普及センター云々ということではなくて、町でそういうことをやったというような感じで捉えていたんですが、普及センターで全部いろいろ調査の対象にはなっているかもしれないけれども、わなの仕掛け云々といったらやはり町でやらなかったらできないのかなと、生産者に頼むなど、そういう部分が多かったのではないかなというふうに思いますが、実際にはわなをどのぐらいかけて、どういう効果があったのかということを知りたいです。

熊木委員長 もう一度そこをお願いします。

農政G主幹 すみません。新聞に出ていたのは、北海道が実施しているアライグマ根絶モデル事業ということで、アライグマの根絶を実際に目指すものではないですけども、生息数の推計や、えさの位置を変えたりわなの位置を変えたりして、効率的な捕獲方法を分析するといったことを目的に昨年から3年間、空知では平地で南幌町、山間部で新十津川町ということで選定されて研究を行っているということです。それによる捕獲の影響というのはそんなに出ていないかなと思います。以上です。

西股委員 その研究の成果というのは町のほうに何か来ているのでしょうか。一つだけ。

農政G主幹 3年間のモデル事業になっていまして、3年間が終わった時に検証をして、それを全道的に広げていくということを目的にしています。今年の捕獲の実績ですと、年間50機わなを設置して56頭の捕獲をしているという実績になっています。以上です。

熊木委員長 よろしいですか。それではほかに質疑ございませんか。(なしの声)
それではないようですので、質疑を終了してよろしいですか。(はいの声)

それでは質疑を終了します。

次、審査順序9番目、第6款商工費について審査を行います。同時審査として統計調査費の説明についてもあわせてお願いいたします。

産業振興課長 決算書は86ページ下段になります。主要施策の成果説明書は15ページからとなりますのであわせてごらんください。6款1項1目商工振興費、支出済額1億1,123万2,059円。不用額900万7,941円。不用額の主なものは、南幌温泉浴室改修工事の入札減、町民無料入館券配布事業負担金の確定によるものです。

商工会運営助成事業では、商工会が実施する会員への経営相談事業や、地域振興事業に対する助成金として820万4,965円を執行しています。

次に87ページになります。観光協会運営助成事業では、観光協会が実施する観光振興事業、観光総合案内所職員配置経費などに対する補助金として182万1,600円を執行しています。

次に、中小企業資金利子補給事業では、北海道中小企業総合振興資金を活用した商工業28社に対する利子補給助成など179万2,497円を執行しています。

次に南幌温泉経費では、南幌温泉指定管理料、町民無料入館券配布事業負担金、宿泊棟浴室天井改修工事など3,753万300円を執行しています。主要成果説明書15ページ下段の南幌温泉管理運営事業をごらんください。町民無料入館券の利用実績は、5,178人に1万5,534枚の無料券を交付し、利用延べ人数は10,834人で69.7%の利用率となっています。また温泉全体の年間利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、対前年、4万4,911人減の17万9,501人となっています。

次に決算書の88ページになります。地域おこし協力隊設置事業では、報酬や共済費、活動にかかる経費として384万701円を執行しています。

次に、緊急経済支援事業では、町民・事業者への新型コロナウイルス感染症対策事業として、休業協力・感染リスク低減支援金など12事業、5,684万1,096円を執行しています。

次に89ページ下段になります。商工振興経費では、南空知4町連携の消費生活相談や観光連携事業などにかかる経費のほか、空き店舗活用支援事業補助金として120万900円を執行しています。

続いて90ページになります。2目ふるさと物産館管理費、支出済額4,622万8,539円。ふるさと物産館管理経費では、施設の維持及び管理運営に係る経費を執行しています。不用額の主なものは、空調・換気工設備工事などの入札減によるものです。主要成果説明書16ページ、ふるさと物産館管理事業をごらんください。利用状況は、施設全体で4万5,501人、対前年比32.7%の減で、内訳としましては、一般来館者が3万2,121人、会議室利用者は2,259人、観光協会特販所6,566人、軽食コーナー4,555人です。

以上で、商工費の説明を終わります。

引き続き、同時審査 統計調査費を御説明します。決算書54ページ下段をごらんください。2款5項1目統計調査費、支出済額370万7,191円。統計調査経費では、定期的に実施される5つの法定統計調査にかかる経費を執行しています。

以上で、説明を終わります。

熊木委員長 説明が終わりましたので、質疑を行います。

内田委員 商店街では本当に甚大な影響あったんですけれど、最大の減収幅というか、最大の減収といったものがわかれば教えてください。商店街の減収です。

それと、南幌温泉ですけれども、ここもわかります。でもこのコロナによる自助努力というのでしょうか、従業員を削減し、経費を削減したなどといったことがあれば教えてください。

商工観光G主幹 商店街の減収ですけれども、綿密な数値としてはおさえていませんが、補助をしていますので補助した時に収入の部分がマイナスの部分については見えています。しかし全体としての統計はとっていないので申し訳ありません。

それと南幌温泉の削減策については、今現在時間短縮による営業を行ってまして、職員1時間程度ですけれどもその分の削減とあと電気代の関係も、光熱水費のほうもひっくるめてですけれども削減しています。あと利用者が少ない時に、閉館間近ですけれども、ゲームセンター等余計なところの電気を消しています。ちょっと暗いとい

った部分も出ていますけれども、そういった削減方法を行っています。あと職員の数ですけれども、どうしても1、2部屋の宿泊があった場合食堂関係、レストラン関係など全て職員の配置が必要になりますので、なかなか簡単には削減できない状況になっています。以上です。

内田委員 職員を削減していないということでよかったです。また、国や道からの補助でそういう従業員を維持するための補助というか、そういったのが出ていたはずなので、利用していただいていると思います。それで、数字ばかり追っていても苦しいだけよね。それで私、すしはんの店長の友達がやっているという温泉、道南のほうですけれど行ってみました。そしたらそこで宿泊者向けのファイルにその町の歴史をファイルしてありました。すごいなと思って、資料館も行ったんですけれども、やっぱり苦しい時ほど、その数字以外の気持ちの面ですか、そういうサービス、ですから写真、何でしたか地域おこし協力隊のとてもきれいな写真を飾るなど癒しになる、そういったちょっと視点を変えた努力というものをこれから考えてみる必要があるのではないかなと思います。そしてやっぱりその温泉では、道路からその施設にまで入るのに4キロあって、きれいに草払いをしてあったので、町がやってくれるのですかと聞いたら、従業員4人で4日間かかってやっていますと、そこからウエルカムというかその思いが表れているので、やっぱりその温泉の周りにもそういったこと。今この苦しいときだからこそ、そんなこととは思わないで、やっぱりやっている姿が誰かの目に留まれば、また温泉を利用することもあると思うので、そういったことについての指導といいますか、あとほかに何か考えていることがあれば聞かせてください。

商工観光G主幹 宿泊者向けのファイルに歴史のパンフレットということで、うちの温泉でいきますと、ロビーのところに史跡標柱のパンフレットのほう、教育委員会ですけれども、こちらのほうで置いています。これを宿泊室のファイルのほうにというのは、ちょっとアンビックスの考え方もあると思うんですけれども、今後ちょっと支配人のほうにお話をしていきたいなというふうに考えております。それとあわせて青木さんの写真関係もありますので、そういったことも検討材料としてお話しできたらというふうに思います。

それと先ほどの草刈りの件ですけれども、南幌温泉の外観回りですね。こちらのほうも幾度か指摘を受けたところでして、支配人が変わりました、最近のところをちょっとずつ見ていただければと思うんですけれども、正面玄関の横にタイヤやブルーシートがあったような状況というのは一切片付いています。正面から見て左サイドのほうの奥側にちょっと物があったような状況もあったと思いますけれども、こちらでも支配人のほうで、経費が相当かかっていますが全部撤去しております。近々外回りの木の壁といいますか、そういったものも職員のほうでペンキを塗っていく予定であるというようなことをお聞きしていますので、外観等も少しずつではありますけれども気をつけてやっていっているような状況です。以上です。

内田委員 そういったことはやはり感じます。どこか一つきれいになっていくと続いていくものだなと思っています。また中のお湯も露天もきれいになってきていますから、お客さんに通じるものだと思います。それで一つ聞きたいのが、露天風呂に行く壁、男性の方はわかりませんが、女性の壁に前は蛇みたいのが書いてあったん

ですけれど、それが消えているんですけど消したんですね。それは聞いていませんか。

商工観光G主幹 今の壁の件ですけれども、ちょっと把握していませんので確認したいと思いますし、そういった部分があるのであれば積極的に消していただくようにお話ししていきたいと思います。以上です。

熊木委員長 ほかに質疑ございませんか。

本間委員 10ページの商工費の緊急経済支援の関係ですけれども、今も緊急事態宣言が出ていて、いろんな支援を昨年からやっているんですけども、もう今年で2年目になりますよね。各店からの要望などもいろいろあると思います。そういうことをちょっと聞きたいのと、今年が2年目になると昨年の実績から50%などと言われると、相当苦しい方がいらっしゃるのではないかなとは思っています。それで当然国、道の決め事もあるんですけども、うちの町としてこれから緊急事態が終わるか終わらないかは今の段階で何をなさいとは言いつらいですけれども、その辺ちょっと、もし何かあれば教えていただきたいというふうに思います。

商工観光G主幹 緊急経済支援事業の飲食店からの要望ということですが、今まで行ってきたものに対して、飲食店のほうからは非常に助かっていますというお言葉をいただいています。現状ですぐにどうこうというような要望は特に受けてはいないですけれども、飲食店の方々が心配されているのは、収束後にお客さんが果たして戻ってきていただけるのだろうかというところが今心配されている内容なのかなというふうに理解しています。以上です。

本間委員 要望はたぶん出しづらいと思ってしていないと思うんですけども、あとお客さんが戻るかどうかという心配もすごくわかります。それで、今たぶんこれがあけたらいろんな応援チケットなど商工会もいろいろ考えて今やって動いていると、要望はこちらにも来ていると思うんですけども、そういった意味でやっぱり相当な手を入れていくというか、そういったこともやってほしいと思うので、国の予算も当然来ているので、そこら辺も見据えてやっていただければありがたいなと思うので、何か今、目ぼしいものがあればちょっとお願いしたいと思います。

商工観光G主幹 先ほどの質問でお答えできなくて申し訳ありませんでしたが、昨年との比較というところは確かに本当に厳しいと思いますので、今後行っていく事業、まだこれからですけれども、行っていく際には、平常年だと思われる2年前との対比で本当に困っている方に対して一番支援が行くような形の制度設計を目指していきたいなというふうには考えていますので、御理解いただければと思います。以上です。

熊木委員長 ほかに質疑ございませんか。

西股委員 本当は温泉のことを聞こうと思ったんですが先に言われたところがあって重複するので、私は予算書54ページの統計調査の関係でちょっとお聞きしたいのですが、統計調査の関係で最近では回答をインターネットでお答えくださいというような形に変わってきていると思うんですが、そういう中で、今その普及というのが進んでいるのかどうかという点について質問させていただきたいと思います。回答のほうをよろしくをお願いします。

商工観光G主幹 統計調査のインターネットの利用ですけれども、こちらのほうは回を重ねるごとに増えていっているような状況です。それと最近多いものは郵送で戻

ってくるというものも多いと思います。以上です。

西股委員 細かい数字は別として、今までですと調査員の方が回ってまた回収していたというような形でやっているんですが、インターネットだとかそういうような郵送でやっていて、回収率というのは上がってきているのでしょうか。今まで調査員の方が手で集めるよりもインターネットと郵送をあわせた回収率というのはどのようなになっているかということです。

商工観光G主幹 数としては綿密にはおさえていませんが、忘れている方々がいらっしやって、今までだと調査員が回っていますのでわかるというような状況がありますけれども、現在では忘れている方に対して催促のはがきを入れています。それによって遅れてですけれどもインターネットなり郵送なりで帰ってくるというような形になっています。総数はそれほど変わっていないのかなというふうに思っています。以上です。

熊木委員長 ほかに質疑ございませんか。(なしの声)

それでは、質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは質疑を終了します。

職員の入れ替えがありますので、10時30分まで休憩にします。

(午前10時20分)

(午前10時30分)

熊木委員長 それでは休憩を閉じ、会議を再開します。

審査順序の10番目、第7款土木費について審査を行います。同時審査として機場施設管理費の説明についてもあわせてお願いします。

都市整備課長 決算書91ページをお開き下さい。決算書資料は16ページから18ページになりますのであわせてごらんください。7款1項1目土木総務費、支出済額62万936円。土木積算システムなどに係る経費の執行となっています。

2項1目道路橋梁総務費、支出済額139万7,700円。道路台帳修正に係る経費、次ページにかけて、道路、治水など関連7団体の負担金の執行となっています。

2目道路維持費、支出済額3億6,034万3,846円。町道管理経費は、町道及び排水路の維持管理経費、道路橋梁の長寿命化計画に基づく改修工事等に係る経費として、修繕料、委託料、工事請負費、原材料費など2億1,535万1,305円の執行となっています。

決算書資料の17ページをごらんください。橋梁長寿命化修繕事業は、補修設計と補修工事をそれぞれ1橋行っています。決算書にお戻りください。

93ページ下段です。町道除排雪事業は、町道及び公共施設などの除排雪業務にかかる経費として、燃料費、修繕料、委託料など1億4,392万8,975円の執行となっています。令和2年度は、降雪量が過去10年平均より30センチメートル以上多かったため、委託料は当初予算より約700万円の増額となりました。不用額は、除排雪事業の追加補正後の降雪量が少なかったことによるものです。

次に94ページ中段、総合保安センター管理経費は、施設の維持管理に係る経費として106万3,566円の執行となっています。

3項1目都市計画総務費、支出済額4万9,906円。都市計画審議会運営経費、及び関係団体の負担金の執行となっています。

2目公園費、支出済額1億2,086万1,026円。公園施設管理事業は、96ページにかけて、公園及び緑地帯などの維持管理に係る経費及び公園施設長寿命化計画策定などの委託料、原材料費などの執行となっています。不用額の主なものは、入札減による執行残によるものです。決算書資料17ページには、公園の利用状況等を記載していますので参照してください。

次に96ページ下段。3目公共下水道費、支出済額5,519万7,000円。下水道事業特別会計繰出金です。後ほど特別会計決算にて説明いたします。

4目街路事業費、支出済額357万8,532円。街路事業経費は、街路灯の電気料等の経費の執行となっています。

次に97ページ、4項1目住宅管理費、支出済額5,988万6,315円。建築事務経費は、建築業務の設計積算に必要な経費として14万2,741円の執行となっています。

町公営住宅管理事業は、町公営住宅の維持管理、栄町公営住宅改修工事に要する経費として4,936万6,613円の執行となっています。

栄町公営住宅改修工事は、1棟12戸の給排水施設の改修を行っています。これで栄町団地6棟中、6棟の全ての改修を終えています。

次に98ページ、道公営住宅受託管理事業は、道営住宅の維持管理にかかる修繕料、委託料等に要する経費として480万4,961円の執行となっています。決算書資料17ページには、公営住宅管理事業として、道公営住宅、町公営住宅の管理内容、年度末の入居状況などを記載しています。

住宅リフォーム等助成事業は557万2,000円の執行となっています。決算書資料18ページ中段をごらんください。住宅リフォーム事業は6年目となりますが、申請件数27件、申請額557万2,000円で申請者に助成しています。

以上で、土木費の説明を終わります。

引き続き、同時審査の機場施設管理費の説明をいたします。決算書82ページ下段をごらんください。5款1項4目機場施設管理費、支出済額1億4,426万2,412円。機場基幹水利施設管理事業は、5つの排水機場、4つの揚水機場の維持管理及び機場の運転に必要な経費として、電気料、点検整備に要する修繕料、委託料などの執行となっています。

以上で、説明を終わります。

熊木委員長 説明が終わりましたので質疑を受けます。質疑ございませんか。

内田委員 1点目、町道の草刈りについてですけど、これもちょっと寄せられた苦情だったんですけど8号道路と東町に入る橋のところだそうです。そしてあそこは運河があって草刈りをしていて、国道ですか道道ですか、そこにイタドリがすごく生い茂って、ついでにちょっと草刈りをしてくれませんかと言ったら、そこは開発だからできないという返事をもらったということで、何年も前からそういう交差点の角の草刈りについて話はあったと思うんですけども、各交差点なんかはどうされているのかなということです。除雪になれば絶対、何と言いますか町道と国道、道道の交差

点はもちろんきれいにするんですけれども、草刈りについてはそういう住み分けをしてしまうのかなということが1点です。

それと公営住宅14区の空き状態を知りたいのと、改修したことで入居率というか、そういうことに反映されているのか。お風呂を付けたところが埋まっているのか。これは14区の公営住宅に住んでいる方からの要望ですけれども、高齢化率が上がってごみ出しや除雪が大変になってきているので、入居の時点でバランスの取れたような入居を進めてほしいと、そういうことはできないかというのが要望でありました。

あと住宅リフォームです。申込みが27件ということだったんですけれども、これも寄せられた意見では2回落ちましたと。それで申込者全てにプールしてはどうだろうかということが寄せられていました。以上、お願いいたします。

熊木委員長 3点ですね。お願いします。

土木G主幹 まず1点目の、道道と国道の草刈りについてご説明をさせていただきます。道道、国道は草刈りのみならず、道路の維持管理につきましてはそれぞれ道路管理者が行うということになっていますので、当然道道につきましては道道の管理者、国道につきましては国道の管理者が行うということですので、回数などは我々が聞いているのが年に1回程度ということで聞いております。ただ、そのほかにも、我々のほうにも道道などの草刈り、伸びていますよという話をいただいています。そういった部分につきましては直接道路管理者のほうにお電話させていただいて対応をお願いしているところです。以上です。

都市施設G主幹 公住の空き状況についてですが、お風呂を付けた部屋の状況ということですが、今の公住の来月の公募の状況ですけれども、お風呂付の改修が3戸終了しましたので、3戸分を新たに公募で出す形になっています。そのほか元町の公住、夕張太の公住が各1戸ずつ。道営住宅につきましては3LDKが1戸、あと子育て住宅もまだ1戸空いています。あわせまして7戸の公営住宅の公募を出す予定ですが、現状の入居状況ですけれども、子育て住宅の方たちという部分でいいですよと、なかなか入居のほうはないような形になっています。最近は風呂付の部屋につきましてはしっかり入っていただいています、入居される方につきましては高齢の60歳以上の独居の方が最近に入居されて、また軽い身障の方が入られているというような状況になっていまして、一応部屋の内装、混合栓の取付け等々、状況的には十分満足していただいているような話を聞いています。2点目の高齢化のためバランスの取れた入居ということでございますが、なかなか公営住宅につきましては、住宅に困っている方に対して住居を提供するというような考えで行っています。今現在は栄町の入居者につきましては、確かに昔からの方が多くなってございまして、高齢化が進んできているという状況もありますが、申込みの段階で、部屋の空き状況にもよるものですから、どこの棟に対してどのように振り分けるといえるのはなかなかちょっと難しいような状況で今現状ではその辺につきましては考えはありません。ただ、公営住宅というのは、共用通路の除雪など基本的に公住の敷地内につきましては入居者の皆さんで対応していただいているという原則がありますので、各棟におきましては、入居の方々で自治会ではないですが班のような形をつくっていただいております。各問題等も対応していただいているところですが、なかなか対応し切れないような部

分につきましては町のほうでも全体に対して啓発文書を出すなど、できるだけサポートするような形ではやっているところです。

もう1点、住宅リフォームですが、この事業につきましては、平成27年度から令和3年度で7年目という形になっています。町民のほうからは今現在も大変申込の多い事業となっていますが、なかなかこの助成金は、落ちた方、助成金をプールして皆さんに要望のほうを聞いてあげるといった形のことも検討を考えていたこともありますが、なかなかこの助成金をプールするというやり方になると、助成金額がやはり低くなってしまいまして、そうすると住宅リフォームをやろうとした時に目的といたしましたのは、町内建設業者の育成ということもありまして、やはりある程度の助成金額があるということで指定業者制度をひいておりますが、それで町内の建設業者にお願いをして、町内の住宅建設に対して活性化を図るという部分もあるものですから、これがなかなかプールして助成金額が低くなるという形になると、知り合いの町外の業者をお願いしようかなと、なかなかそういう町内業者の育成という部分ともちょっと目的が違ってきてしまうものですから、これからの事業につきまして、今年度は第6期の後期総合計画の見直しを実施している最中ですが、その際に住宅リフォーム事業についても事業のあり方や助成率等について検討のほうは進めていくんですが、現担当課としましては、定住促進に関わる重要な事業であるというふうに位置付けていることから、できるだけ現制度も維持した形で、現行予算の範囲内で事業を実施していきたいと考えています。また令和2年度事業におきましては38件の申込みがございました。実質事業を実施した方は27件ですから11件の抽せん漏れがありましたが、申請受付時において、対象者のほうにはしっかり抽せんの形になるということで御理解をいただいて事業のほうをやりましたが、落選された方のほうからは特に原課のほうには苦情等大きなものはなかったという形になっているものですから、その辺につきましては御理解していただけているのではないのかなというふうに考えています。以上です。

内田委員 リフォームの件ですけれども、やはり何ていうかもう町外の業者をお願いするというのは全くないんですね。そしてやっぱり町内の慣れた業者で、そして公費をいただいてお得感を味わうというか、そういった感覚なのかなと。そしてまた、ほかの方も代弁したのではないかなと思うんですね。やっぱり町外の業者さんで、これぐらいの補助を受けられるからこれぐらいちょっとサービスしてと、それではまた満足はいかないんだと思います。見直しの機会があれば、そういったこともよくよく検討していただいて、そしてその30何人の中の、何人ぐらいが再度何回目かわかりませんが、そういったことまで聞くにいたらないのかどうなのか。その辺をお聞きます。

それで公住の入居率、お風呂があることでよかったと思うんですけども、何年も前のお風呂を付ける前の答弁では、ふれあいの湯があるからということもあったんですけど、そちらの兼ね合いもあるし、お年寄りのアンケートみたいなものをとられたことはあるのでしょうか。お風呂はあったほうがいい、なくても大丈夫というのは、そういうものの聞き取りなど何かあったのかお聞きます。それとこの除雪、ごみは今後もすごく大きな問題だと思います。それでどのように、間に何と言いますか、歩

道ロータリーあたりが入って飛ばすこともできるかや、貸出しなんかも除雪機が借りられるのだったら借りて、今の60歳代というのは若いですから、公営住宅の中ではね。だから農家のほうから引っ越されてきた方なんか見ていると70歳代ぐらいかなと思うんですけど、一生懸命除雪をしたりごみをやったりなど、やっぱり60歳代、70歳代が若いなという感じはします。それで、共にこのごみ出し、除雪。今後もずっと考えていただきたいですし、また相談にもものっていただきたいと思います。

それと町道、道道の交差点の草刈りですけど、やっぱり安心・安全な生活をするためにももう少し角を譲り合うぐらいの気持ちで、ちょっとサービスでイタドリなんかは倒していただくとありがたいなと思うんですけども、そういったところまで可能性としてはあるのかなのか。一応そういう訴えもあったものですからお聞きします。以上です。

都市施設G主幹 まずはリフォームについてですが、リフォーム事業はこの現計予算600万円という形のは令和2年度から行っています。これにつきましては、第2次南幌町行財政改革の実行計画加速化プランというものに基きまして、今後の事業のあり方というものを十分検討した結果、なかなか補助財源もないという部分もあって、それ以前につきましては補正対応で青天井のような形では行っていましたが、なかなか財源を単独費の中で賄い続けるというのはなかなか難しいということから、現状は600万円という範囲の中でやっていこうという形で上限が決められているような事業で進めているところですので、先ほど議員のほうからおっしゃったように、今年度見直しについて考えていくという部分もありますので、その辺のことも十分踏まえながら、新たな事業の概要というものを考えていきたいというふうに考えています。

2点目の公住のアンケート等の話ですが、これにつきましてもお風呂を付ける、付けない、あいくるのお風呂などという部分のお話の時に、どれだけ希望者がいるのだろうかということで3回ほどアンケートをさせていただきました。今お風呂が付いていない部屋を重点的にピックアップしまして、そこでお風呂を付けることによって改修の家賃計算の係数が入るものですから若干高くなってしまいます。家賃が上がってもお風呂付きがいいですか。また今後どうしたらいいですかなどというアンケートをとらせていただいています。現状は、お風呂が付いてない方で付けたいという方の部屋につきましては全戸付きました。空き部屋に関しましても一応全戸に付きました。今後においては、現居住でもともと自分でお風呂を付けて古くなっているような方たちにもアンケート等を実施して、どれだけ希望者がいるのかというふうに確認して、どういった形で事業のほうを展開していくかを考えていきたいというふうに考えています。

都市整備課長 先ほど今言っていた除雪やごみの関係ですけど、これは今、当然公営住宅だけではなくて、ほかの市街地でもそれぞれ班を組んでごみステーションの当番、また入り口の除雪などというのは、特に公住ではやられているということです。その中で班、多いところは12戸ということになっていますけれども、当然高齢の方で対応が厳しいという人はおそらく飛ばしたりということで、それぞれ工夫されてやっているといますので、当然どうしたらいいのかというところがあれば役場へ相談

をいただきながら、より良い方法を検討していただいたり、隣の班のやり方も聞いてもらって、やはり早く順番が回ってくるというのはどうしても仕方がないことはあると思います。当然皆さんは隣の班の方々の年齢構成や身体状況などというのは十分理解していると思うので、お互いの中でやっていただくことが一番いいですけども、確かに限界はあると思いますので、その辺含めて。公住でしたらうちのほうに、ほかの班はどうやっているのか、何かいい方法ありますかということがあれば、班長さん含めて相談をいただいて、いろいろと相談に乗っていきたいと思っていますので、その辺は御理解いただきたいと思います。以上です。

土木G主幹 先ほどありました安全、安心の目線での維持管理ということですが、道道、国道。本町だけではなく大きな広域の部分で道路管理をしているものですから、なかなか町道の管理で目が行き届かない部分が当然あるかと思います。その部分については、我々がパトロール等で気がついた部分については、要望、要請も行っているところですし、あと町民の方などからそのような要望があればお伝えして、対応していただけるものは対応していただくというような運びになっています。また現在、年に数回ほど国道、道道の管理者とは意見交換という場を設けて、その際もそういった維持に関する要望についてはお伝えしているところです。引き続きそういうような形で維持管理が少しでも向上するような形でお願いしていききたいというふうに思っています。以上です。

熊木委員長 よろしいですか。それでは次に質疑ございませんか。

川幡委員 都市公園の指定管理について、公園整備事業などいろいろあると思いますが、この辺は地元の土木に関わる業者にある程度仕事がいっていると思いますが、入札または随契でやっているのか。そして仕事は固定されているのか、年度ごとで回っているのか。その辺をお聞きします。

土木G主幹 公園の指定管理について御説明をさせていただきます。まず公園の指定管理につきましては、通常の都市公園ということで25の公園と町営球場を含めての管理を南幌町建設業協会のほうで行っていただいています。三重湖公園のほうは三重湖管理組合さん。それとカートコースにつきましては南幌カートスポーツクラブの団体さんをお願いしているところです。この業者の決め方につきましては、指定管理という制度の中で公募を募りまして選定しているという運びです。公園の作業につきましては、それぞれ指定管理の業者の方に草刈り、あと例えばキャンプ場などの受付などの業務、そのほか電気等光熱水費の支払いなどといった部分、一切合切の公園の管理にかかわる部分を業務としてお願いしているところです。以上です。

川幡委員 金額については。お金の動きについてはどういうやり方でやっているのか。入札でやっているのか。それとも随意契約。それとも一括で建設業協会に委託をしているのか。

土木G主幹 指定管理の業者を決定いたしまして、その業者さんと随意契約という形で契約をさせていただいて、それぞれの金額につきましては、年度協定というものをまた新たに結びますので、その中で金額を決めまして、それで指定された期日にお支払いしているというような運びです。以上です。

川幡委員 仕事の中身はちょっと私たちもわかりませんが、ある程度積算を

きちっとした中での金額の設定だと思うので、その辺は信用しています。そのやり方でいいのであればそれでいいと思っています。この件に関してはよろしいです。

もう一つ、町道除排雪事業ですけども、冬は大変お世話になっていますが、この除排雪事業の地区というのは固定されているのか、それともローテーションで回っているのか。その辺をお聞きしたいです。

土木G主幹 除雪につきましては、短い時間の中でスムーズに除雪をしなければいけないということもありますので、その年に業者さんが決めた路線を受け持ってもらって、固定で例えば北町だったらA社、西町であればB社というようなことで、そのシーズンは固定で除雪をしていただいているような運びです。以上です。

熊木委員長 ほかに質疑ございませんか。

加藤委員 成果説明書の17ページ、都市公園指定管理、キャンプ場のことについて、質問というより少しちょっと要望に近い発言になってしまうかと思うんですけども。コロナ禍の中でもキャンプ場に、リバーサイド公園と三重湖公園あわせて1万8,000人以上の利用者に来ていただいているということはすごく望ましいことでもあります。やはりちょっと治安の悪化というのが聞こえてきているので、常に御尽力いただいているかとは思っていますけれども、さらにまた徹底して管理をお願いしたいというところで、もし把握しているのであれば、キャンプ場利用者の町内と町外の内訳などがわかれば教えていただきたいです。

土木G主幹 御質問のキャンプ場の町内、町外の利用区分ですが、申し訳ございません、三重緑地公園の内訳はお伝えできまして、町内の方が135名、町外の方が1万865名ということで、昨年度はトータルで1万1,000人の方に利用をしていただいたということです。今、三重湖のほうの数字はないですけども同じような形態で、だいたい9割方が町外の方に利用していただいているというような状況です。以上です。

加藤委員 ありがとうございます。ほぼ想定どおり、町外の方の利用ということで。やはりコロナ禍ということで感染対策。外なので密には判定しづらいかなとは思いますが、やはり人が集まる場所ですのでどのように感染対策をしているのか。あと、これだけ人が集まる場所ですので、南幌町をPRするにはとても良い場所かと私自身は考えていますけれども、施設管理としてどのように今後キャンプ場を考えているのか教えていただきたいと思います。

土木G主幹 まず、感染対策ということで、昨年はたくさんの施設が休止になるなどがありまして、特に南幌町のキャンプ場を多くの方が利用していただきました。その中で先ほど議員からお話があったとおり、一部マナーの悪いキャンパーがいるということで、そういった分も踏まえまして、今年度につきましてはまず感染対策という部分もありますので、おおむね昨年の最大の1日の利用人数から7割程度という形で三重緑地公園については200張まで、三重湖公園については80張までという形で利用していただくということで感染対策をとりました。そのほか、受付の際に、我々のほうで作成しました利用心得を配布させていただきまして、現在北海道で取り組まれている感染対策や、通常あります他人には迷惑かけないでください、路上駐車をやめてくださいなど、そういったような啓蒙になるようなプリントをキャンパーの方に

お配りをさせていただいております。そのほか、パトロールのほうも我々のほうで今年度につきましては土日で当番を組んで、混雑状況なども把握をしながら、指定管理者とも連携しながら管理に努めているような形です。あと議員のほうからお話ありました、たくさんの方が集まるということで、観光などの交流人口、観光の部分の増加というような形の話ですけれども、まず、例えばそこで何か商売などをされるというふうになりますと、当然その指定管理者のほうで取り組んでいただくという形になっています。それで指定管理者さんでは今のところは取り組まれてないですけども、そういった部分で多くの方が来るのでどうですかということで我々も話をさせていただいているのと、現在でいうと南幌温泉のほうで割引券を置いていただいて、それで多くの方に南幌温泉を利用していただくということで取り組んでいただいているところです。以上です。

熊木委員長 ほかに質疑ございませんか。

志賀浦委員 関連して聞きます。今の三重緑地公園のほう、時間的にいつて8時5時なのか、9時5時なのかはわかりませんが、人数の把握というのはかなり難しいかと私は思っています。昨年度は本当に酷かったですよね。違法駐車や張数は倍以上で、今年はロープを張って感染で使っていないということもあって、なかなか少ないとは思っているけれど去年は酷かったなと思って。その中で本当に料金収入などそういうのはしっかり把握できているのか。だいたい1万1,000人と聞いていない数字がちょっと気に入らないんだよね、私としては。その中で今年はテントの張数も制限されているから良いかなと思うんですけども、その辺で管理というのはどのぐらいまでできるのか。5時過ぎに来て、ロープ際に車をとめてどんと張ってしまっちは管理にならないですよ。そういうのはどういう対策をとっているのか。あと、苦情もあるのかないか、苦情は結構あると思うんだよね。あとごみの苦情は最近少なくともなっているけれども、帰りに団地内に捨てていく人がいっぱいいるんだよね。しまいには、同じ指定ごみ袋を買ってくれてやってくれている人がいいけれど、ちゃんと分けをしないで置いていくのが本当に目立つ。だからそういうところの指導というのはどういうふうにやっているのか。その辺を教えてください。

土木G主幹 まず管理体制ですけれども、まず8時30分から17時までの間に管理人さんが常駐してまして、その中で利用者の方に受付をしていただいて、料金をいただいて、キャンプをしていただくというような運びで行っています。先ほど議員からお話あったとおり、当然5時以降に来た場合はどうなのかという話があると思うんですけども、翌日に管理人さんが来て、キャンプの受付をしていただいた時に目印になる札を渡していてテントに付けていただいています。それで目印がない方については、当然受付していないですねということで受付をしていただいてという形で料金を支払いして、利用していただいているという運びです。ただそういうながらも5時以降に来られて管理人が来る前にいなくなる方もいらっしゃるかもしれませんので、そういった方の部分を踏まえると、もしかすると昨年多かったのではないかとこのところがあるのかもしれません。それで日中の苦情めいたもの、昨年も多くの方にも御利用していただいたので、我々のほうにも警察のほうを通じてということで何件か苦情も来ていました。今年になってからは直接我々のほうに苦情めいたものがなか

ったですけれども、先日警察のほうから1件だけ、夜に騒がしい方がいて、警察が来て出動したという話を聞いています。それで、我々の対策といたしましては、先ほどもご説明しましたが、その受付の際に、例えばごみは持ち帰ってください、ですとか当然周りの方に迷惑にならないような時間帯で飲食や騒がしくしないでください、ですとか、路上駐車はしないでくださいなどということでお知らせをして、少しでも多くの方が快適にキャンプを利用していただくような形で取り組んでいるところです。以上です。

志賀浦委員 一生懸命取り組んでもらっているのはわかっているけれど、今年は少なくていいですけど、去年は本当に酷かったと。要は河川敷側の道路、あそこは本当にとめるところがないくらい車がとまっていましたよね。あれで事故が起きないほうが不思議なぐらいだけど、事故件数というのはあったのかないのか。きっともって、あれだけ駐車しているところで子どもが飛び出したら絶対避けられないのかなという状況が見受けられたので、交番に届けている事故件数があるのかないのか、その辺を教えてください。

土木G主幹 事故の件ですけれども、我々のほうに事故があったということで報告は受けていません。それと議員御存じのとおり、今年からは荷下ろしなどといった部分で使われるということが予想されるので、堤防敷については約1メートル程度緑地側のほうに、芝生側のほうに停車スペースを設けまして、そこで荷下ろしなどをしていただくような形で取り組んでいます。以上です。

熊木委員長 ほかに質疑ございませんか。(なしの声)

ないようですので、質疑を終了してよろしいですか。(はいの声)

それでは質疑を終了いたします。

それでは、審査順序の11番目、下水道事業特別会計について審議いたします。同時審査として合併処理浄化槽整備事業費と上水道費についても説明お願いいたします。

都市整備課長 それでは、下水道事業特別会計歳入歳出決算の説明をいたします。歳入の説明をいたします。決算書の147ページをごらんください。1款1項1目下水道事業負担金、収入済額939万9,190円。1節受益者負担金、収入済額11万9,500円。新たに1件の下水道の接続があったことによる受益者負担金です。2節管理費負担金、収入済額927万9,690円。北海道住宅供給公社からの南幌及び江別市に対します起債償還負担金です。

2款1項1目下水道使用料、収入済額1億1,578万5,324円。1節現年度分使用料、収入済額1億1,528万3,749円。収入未済額42万5,266円です。2節滞納繰越分、収入済額50万1,575円。不能欠損額8万5,993円、対象者は3名です。収入未済額39万2,007円です。収納率は、現年度分が99.6%で対前年と同率で、滞納繰越分が51.2%で2.9ポイントの減となっています。

3款1項1目一般会計繰入金、収入済額5,519万7,000円。一般会計より公債費の不足分として繰り入れられたものです。

4款1項1目繰越金、収入済額740万8,994円。前年度決算により繰り越したものです。

次に148ページ、5款1項1目延滞金、収入金はありません。

2項1目雑入、収入済額813,068円。内訳として、807,200円は消費税額確定による過年度還付金です。

6款1項1目下水道事業債、収入済額1,880万円。江別市の南幌関連事業の負担額及び公営企業会計移行にかかる経費を起債により借り入れたものです。

以上、歳入合計、予算現額1億9,985万5,000円。調定額2億830万6,842円。収入済額2億740万3,576円。収入未済額81万7,273円でございます。

次に歳出の説明をいたします。149ページをごらんください。1款1項1目総務費、支出済額8万6,590円。日本下水道協会の負担金の執行となっています。

2目管理費、支出済額1億1,266万9,613円。149ページから151ページになりますが、管理費では、管理業務職員の給与、ポンプ場及び下水道施設の維持管理に係る経費、使用料徴収業務及び公会計移行業務などの委託、江別市に対する汚水処理に要する施設維持管理負担金、施設整備に借入した起債償還負担金及び消費税等の執行となっています。

次に151ページ、3目建設費、支出済額1,682万857円。江別市において本町が関係します、汚水処理施設の改修に係る工事負担金などの執行となっています。

次に152ページ、2款1項1目元金、支出済額5,880万8,296円。2目利子、支出済額730万8,405円。下水道事業の整備に要しました費用の一部について、起債の借入を行いました下水道事業債などの償還費の執行となっています。

以上、歳出合計、予算現額1億9,985万5,000円。支出済額1億9,569万3,761円。不用額416万1,239円でございます。

次に153ページをごらんください。実質収支に関する調書の説明をいたします。歳入総額2億740万3,576円。歳出総額1億9,569万3,761円。歳入歳出差引額1,170万9,815円、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、実質収支額は1,170万9,815円となります。

続いて、決算書資料28ページをごらんください。公共下水道事業特別会計における下水道普及率を記載しており、水洗化率は99.80%となっています。続きまして、決算書資料52ページをごらんください。下水道事業特別会計では、公営企業会計適用債で200万円の借入れを行い、下水道事業債及び臨時財政特例債も含めた年次償還を行っており、状況は記載のとおりでございます。

以上で、下水道事業特別会計決算の説明を終わります。

次に、同時審査の合併処理浄化槽整備事業費及び上水道費の説明をいたします。決算書74ページ中段をごらんください。4款2項3目合併処理浄化槽整備事業費、支出済額273万1,000円。合併処理浄化槽設置補助金で、設置戸数は7戸でございます。設置戸数の内訳は、決算書資料13ページに記載していますので、御参照ください。

続いて74ページ下段をごらんください。3項1目上水道施設費、支出済額3億5,

869万4,140円。19節負担金補助及び交付金、支出済額3,899万7,640円は、第1浄水場及び第2浄水場の施設改修事業に係る起債負担金、企業長の給与費の一部を負担する運営負担金です。23節投資及び出資金、支出済額3億1,969万6,500円は、第2浄水場改築整備に係る、南幌町負担分の出資金となっています。内訳は決算書資料13ページ上段に記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

熊木委員長 説明が終わりましたので、質疑を行います。

石川委員 決算書74ページの合併浄化槽についてお聞きします。合併処理浄化槽を設置している人たちには毎年定期的に検査という、法定検査といいますか、されているんですけども、検査料は8,000円ぐらいかかりましたか。そういった形で、あれは義務だというふうな形で言われていて浄化槽をいろいろ検査するんですけども、あれを拒否される方もいるというふうに聞いています。実際その件数というのはこちらでも抑えているのでしょうか。また、それに対して何らかの指導やアプローチなど何かをこちらでされているのかどうか、それについてお聞きしたいと思います。

熊木委員長 1点ですね。お願いします。

都市施設G主幹 合併浄化槽、毎年の検査ということで、設置した時には7条検査という形で受ける形になっています。毎年、検査されるというのは11条検査になるかと思いますが、確かに議員おっしゃるとおり、この受検をやられない方もいます。ちょっと件数につきましては、今ちょっと把握していないものですから、後ほどお伝えしたいと思います。対応につきましては、浄化槽協会のほうから受検拒否等の資料のほうが出て、私たちのほうで11条検査の受検に対しましての啓発の文書等を発送させていただいて、浄化槽を設置するにあたってこのような義務がございますということを重々わかっていただいて、受検率の向上という形で取り組んでいるところですが、なかなか100%受検していただけないという形にはなかなかならず、粘り強くやっているところです。以上です。

石川委員 わかりました。私もある1件の方が拒否したという話を聞いたことがあるんですけども、やっぱり相当な、ちゃんと使っているんだから必要ないのではないかと、ちゃんと水道屋さんがちゃんと見てくれているからというような言い方もされたりしていますが、やはり環境の汚染を防止するための行為というふうなことがあるんですよね。そしたら粘り強くということやって、それによっていくらか改善されているのか、理解していただけているのか、その経緯についてお聞きしたいと思います。

都市施設G主幹 確かにおっしゃるとおり、改善はしてきています。今までやられていなかった方も、やってくれた方も増えてきてはいます。ただ、なかなかやってくれていました、またやめられたという事例もありまして、なかなかこれが難しく、北海道、空知総合振興局のほうに確認して、強制的な罰則の法などがないかということも考えましたが、なかなか道内市町村で強制的な罰則をやっているところがなくて、皆さんしっかりと啓發文書等を出して促しているというような状況でして、近年では合併浄化槽整備事業の申込みの段階でしっかり7条検査、11条検査はやってくださいということで制約的なものも一緒に申込みの段階で受けていますので、最近の方は

そういうことはないですが、平成11年から合併浄化槽整備事業をやっていますが、当初がちょっとそういう制約の形などという状況になっていなかったものですから、当初のほうに設置された方がなかなかちょっと、普段の維持管理をやっているからいいのではないのかというような考えの方もいらっしゃるの事実ですが、少しずつですがしっかり成果が出ているということがありますので、その旨で頑張っているということをお伝えします。以上です。

石川委員 特に農村部の方が付けているところが多いと思うんですけども、実際に建てたところ、例えば、家族がいっぱいいるからと言いながら7人槽を付けたところが、もう家族が減ってしまって今は2人や3人しかいない中で7人槽を付けていたら絶対まず余程のことがない限りは汚れることはないはずですよ。ですから、そういったことも十分加味した中で、例えば毎年ではなくて2年に1回やるだとか、そんな柔軟な対応もしてくれたらまだ理解されていくのではないかなというふうに思いますが、そんな働きかけもできたらお願いしたいなというふうに思います。以上です。

熊木委員長 要望ですか。ほかに質疑ございませんか。(なしの声)

ないようですので、これで質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは、質疑を終了します。

それでは午前中の最後です。審査順序の12番目、農業集落排水事業特別会計についてを審議いたします。説明よろしくお願いします。

都市整備課長 農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の説明をいたします。

歳入の説明をいたします。決算書159ページをごらんください。1款1項1目農業集落排水事業分担金、収入済額34万3,100円。1節受益者分担金、収入済額34万3,100円。新たに1件の下水道の接続があったことによる受益者分担金です。2款1項1目下水道使用料、収入済額726万9,713円。1節現年度分使用料、収入済額725万4,488円。収入未済額2万76円です。2節滞納繰越分、収入済額1万5,225円。収入未済額はあります。収納率は、現年度分が99.7%で対前年度比0.1ポイントの減、滞納繰越分が100%で対前年度比と同率となっています。

3款1項1目一般会計繰入金、収入済額686万5,000円。一般会計より管理費並びに公債費の不足分として繰り入れられたものです。

4款1項1目繰越金、収入済額103万931円。前年度決算により繰り越したものです。

5款1項1目延滞金の収入金はあります。

次ページにかけて、6款1項1目下水道事業債、収入済額150万円。公営企業会計移行に係る経費を起債により借り入れたものです。

以上、歳入合計、予算現額1,656万1,000円。調定額1,702万8,820円。収入済額1,700万8,744円。収入未済額2万76円でございます。

次に歳出の説明をいたします。161ページをごらん下さい。1款1項1目管理費、支出済額1,086万9,371円。管理費では、浄化センター及び下水道施設の維持管理に係る経費、及び使用料徴収業務及び公会計移行業務などの委託に要した費用

などの執行となっています。

下段、2款1項1目元金、支出済額467万3,307円。

続いて162ページ、2目利子、支出済額62万3,243円。農業集落排水事業の整備に要しました費用の一部について、起債の借入れを行いました下水道事業債などの償還費の執行となっています。

以上、歳出合計、予算現額1,656万1,000円、支出済額1,616万5,921円。不用額39万5,079円でございます。

次のページの実質収支に関する調書の説明をいたします。歳入総額1,700万8,744円。歳出総額1,616万5,921円。歳入歳出差引額84万2,823円。翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、実質収支額は84万2,823円となります。

続いて、決算書資料28ページをごらんください。農業集落排水事業特別会計における下水道普及率を記載しており、水洗化率は98.60%となっています。次に決算書資料52ページをごらんください。農業集落排水事業特別会計では、公営企業会計適用債で150万円の借入れを行い、下水道事業債及び臨時財政特例債も含めた年次償還を行っており、状況は記載のとおりでございます。

以上で、農業集落排水事業特別会計決算の説明を終わります。

熊木委員長 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。
(なしの声)

質疑がないようですので、終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは、終了いたします。

午前中の審議が全て終わりました。午後1時まで昼食休憩にします。

(午前11時36分)

(午後 1時00分)

熊木委員長 それでは、休憩を閉じ会議を再開します。

審議に入る前に、昨日の西股委員の質問したことに対する追加資料が出ていますので、説明をお願いします。

福祉障がいG主幹 御手元に昨日の西股議員からの質問に関してのお答えということで資料を出しています。障がい児通所給付利用状況ということで、放課後等デイサービス事業の利用状況について記載しています。まず、町内事業所の受入れ状況についてはかざみどり、ルカノア、たけのこランドの3施設がありまして、それぞれ定員は10名ずつ。登録者について、町内はかざみどりで18名、ルカノアは現在0名、たけのこランドは4名の方が利用されています。町外から来られている方につきましては、かざみどりが4名、ルカノアが9名、たけのこランドは15名の町外からの利用者ということで確認しています。町外者の内訳、来られている町については右に記載のとおりです。それぞれ施設の定員というところにつきまして10名とありますのは1日の受入れ人数ということです。受入れについては月曜日から土曜日ということで3施設とも同様の運営をしています。また参考としまして、南幌町民が町外の放課後等デイサービス事業所を利用している方の人数ということで14名の方がおられ

まして、行き先については記載のとおりです。重複している方もいまして9月現在の数字となっています。以上です。

熊木委員長 これについて何か質問ございますか。(なしの声) ありがとうございます。

もう1点です。先ほどの最後のほうで質問があったことについても追加で回答があります。お願いします。

都市施設G主幹 先ほど石川議員のほうから質問がございました合併浄化槽の法定検査の未受検者の数ですが、参考までに令和元年と令和2年度の2か年分についてお知らせします。令和元年度につきましては浄化槽協会のほうから28名の未受検者の報告が来まして、10月の段階で全ての設置者に対しまして啓発文書のほうを送付しています。令和2年度につきましては20名の報告がございまして、同様に10月の段階で20名全員に対して文書を送付させていただいています。以上です。

熊木委員長 これについて何か質問ございますか。

石川委員 検査の全体数はどれくらいなのか。何割ぐらいが未受験者なのか。

都市施設G主幹 ちょっと明確な件数までは把握していなかったんですが、実質未受検者に対しましては約1割から2割程度というふうに考えています。以上です。

熊木委員長 よろしいですか。ありがとうございました。

職員が退席しますので、少々お待ちください。

それでは、審査順序の13番目、第9款教育費について審議をいたします。説明をお願いいたします。

生涯学習課長 それでは、教育費について御説明いたします。決算書99ページ中段をごらんください。なお、決算書資料主要施策の成果説明書につきましては、19ページ中段からとなりますのであわせてごらんいただきたいと思います。

9款1項1目教育委員会費、支出済額191万2,886円。ここでは、教育委員会運営経費として、教育委員4名分の報酬、旅費、負担金などの経費を執行しています。

次に2目事務局費、支出済額70万1,367円。ここでは、学校運営協議会委員などの報酬、旅費ほか、教育委員会事務局に係る経費を執行しています。

次に100ページ中段、3目教育振興費、支出済額1億1,592万6,540円。ここでは、外国語指導助手招致事業、南幌高等学校支援事業、特別支援教育推進事業、高等学校等通学費補助事業など教育振興に係る経費を執行しています。

主要施策の成果説明書20ページをごらんください。決算書104ページの大学生等生活支援給付事業におきましては、新規に新型コロナウイルス感染症の影響を受け、世帯収入やアルバイト等による収入が減少し、経済的な影響を受けている大学生等の学びの継続を支援することを目的に、自宅又は自宅外で生活している区分ごとに支援金を給付しています。

次に、学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業では、新規に小中学校における児童生徒一人一台の情報端末の整備のほか、校内LAN等の環境整備を実施しています。

決算書105ページにお戻りください。上段、4目教育財産管理費、支出済額4,840万112円。ここでは、教職員住宅など教育財産の維持管理に係る経費を執行しています。

次に106ページ、5目通学バス運営費、支出済額1,734万1,061円。ここでは、通学バス運営事業として、スクールバス3台分の運行経費を執行しています。

次に、2項1目学校管理費、支出済額6,016万7,255円。ここでは、小学校の学校運営及び校舎管理に係る経費を執行しています。なお、小学校における新型コロナウイルス感染症対策として、消毒液などの校舎消毒に必要な経費、情報端末を活用した遠隔事業に係る研修費用、飛沫防止パーテーションなどの備品購入費、あわせて100万円を令和3年度への繰越明許費としてございます。主要施策の成果説明書20ページをごらんください。決算書106ページにあります小学校運営事業におきましては、新規に新型コロナウイルス感染症対策として、消毒液、非接触型体温計、マスクなどの消耗品や、扇風機、サーモカメラ、飛沫防止パネルスクリーンなどの備品を整備しています。また、小学校校舎管理事業では、保健室の仕切りカーテンの設置、水栓ハンドルの交換、空調・換気設備設置工事、トイレ衛生設備改修工事などを実施しています。

次に、決算書108ページにお戻りください。下段、2目教育振興費、支出済額1,537万7,918円。ここでは、小学校の総合的な学習事業、教育コンピュータ施設整備事業、ことばの教室事業、教育振興経費として要保護及び準要保護児童の就学援助に係る経費などを執行しています。

次に、109ページ下段、3項1目学校管理費、支出済額4,021万9,248円。ここでは、中学校の学校運営及び校舎管理に係る経費を執行しています。なお、ここでも小学校同様、新型コロナウイルス感染症対策として、消毒液などの校舎消毒に必要な経費、情報端末を活用した遠隔事業に係る研修費用、飛沫防止パーテーションなどの備品購入費、あわせて100万円を令和3年度への繰越明許費としています。主要施策の成果説明書20ページをごらんください。決算書109ページの中学校運営事業におきましては、新規に新型コロナウイルス感染症対策として、消毒液、非接触型体温計、マスクなどの消耗品や、学校祭用屋外ステージの設置経費、扇風機、サーモカメラ、飛沫防止パネルスクリーンなどの備品を購入しています。また、中学校校舎管理事業では、水栓ハンドルの交換、空調・換気設備設置工事、トイレ衛生設備改修工事などを実施してございます。

次に、決算書112ページにお戻りください。2目教育振興費、支出済額924万130円。ここでは、中学校の総合的な学習事業、教育コンピュータ施設整備事業、教育振興経費として要保護及び準要保護生徒の就学援助に係る経費などを執行しています。

次に、113ページ。4項1目社会教育総務費、支出済額51万5,484円。ここでは、社会教育審議会委員12名の報酬、旅費ほか、社会教育総務全般に係る経費を執行しています。

次に、2目社会教育振興費、支出済額122万5,418円。ここでは、社会教育振興事業として、放課後子ども教室、ふるさと南幌みらい塾、成人式などの運営に係

る経費のほか、子ども会育成連絡協議会、青年団体協議会などの社会教育関係団体への支援に係る経費を執行してございます。

次に、114ページ下段、3目子ども未来費、支出済額8万2,190円。ここでは、すくすく広場などの子育て支援事業に係る経費を執行しています。

次に、4目文化振興費、支出済額153万5,585円。ここでは、芸術鑑賞会の開催や読み聞かせ業務の委託など芸術・文化推進事業及び読書活動推進事業に係る経費のほか、文化協会に対する支援に係る経費を執行しています。115ページ中段の読書活動推進事業では、新型コロナウイルス感染症の影響で家庭で過ごす時間が多くなった児童生徒に対し読書時間を増やすため、図書カードを440人の児童生徒に配布しています。

次に、5目社会教育施設費、支出済額217万9,728円。ここでは、社会教育施設管理経費として、三重レークハウスの管理経費を執行しています。

次に、6目生涯学習センター管理費、支出済額4,639万3,410円。ここでは、生涯学習センター運営に係る経費を執行しています。主要施策の成果説明書22ページをごらんください。決算書105ページの生涯学習センター運営事業におきましては、新規に新型コロナウイルス感染症対策として、空調・換気設備設置工事、網戸設置工事、トイレ衛生設備・照明設備改修工事、通信環境整備工事、図書室の除菌ボックスなどの整備を行っています。

次に予算書118ページにお戻りください。5項1目保健体育総務費、支出済額488万876円。ここでは、スポーツ推進委員8名に対する報酬、旅費や各種スポーツ大会、スポーツ教室の運営に係る経費、スポーツ少年団などの社会体育関係団体に対する支援に係る経費のほか、スポーツ振興に係る経費を執行しています。

次に、119ページ中段、2目体育施設費、支出済額217万8,000円。ここでは、町営野球場の内野グラウンド改修工事の経費を執行しています。

次に、3目スポーツセンター管理費、支出済額4,571万8,731円。ここでは、町民プールを含むスポーツセンターの維持管理に係る経費を執行しています。主要施策の成果説明書23ページ中段をごらんください。決算書119ページのスポーツセンター管理事業におきましては、新規に新型コロナウイルス感染症対策として、空調・換気設備設置工事、トイレ衛生設備・照明設備改修工事を実施しています。また、トレーニングルーム整備事業では、ステップマシン1台とランニングマシン2台などを整備しています。

次に、決算書121ページにお戻りください。中段、4目給食センター運営費、支出済額9,516万9,224円。ここでは、新型コロナウイルス感染症対策として、トイレ衛生設備改修工事112万2,000円を含む、給食センターの管理運営及び給食賄材料などに係る経費を執行しています。

最後に、同時審査分として、決算書の84ページをごらんください。5款1項5目農村環境改善センター管理費、支出済額1,976万577円。ここでは、新型コロナウイルス感染症対策として、空調・換気設備設置工事費429万円。トイレ衛生設備改修工事費261万8,000円を含む改善センターの維持管理に係る経費を執行してございます。

以上で、教育委員会関連の決算内容についての説明を終わります。

熊木委員長 説明が終わりましたので、質疑を行います。

内田委員 今説明をいただいて、改めてこのコロナを乗り越えた1年というものを十分感じました。いろんなことをしていただいて感謝です。成人式もまた時期がずれて感染することもなく良かったなど、改めて今思うところでした。

そういう中で給食についてお聞きします。昨年、確か他市町村の特産品で、流通の関係上滞ったというんですか、そういったものを子どもたちが給食でいただけたという説明を聞きました。今年はそういったことがあったのか。また南幌町の食材については、学校休みがあったりしたと思うんですけれども、十分消化できたのか。前に使っていた食材の説明をお聞きしましたけれども、変わらずそれを使っていたのか確認したいと思います。また、厳しいこのコロナ禍の中で、やっぱりおいしいというか、そういう南幌の食材を使ったおいしい料理でもあれば、またそのコロナとともに心にしっかり残って、生きる力を育むことになるだろうと思うんですけれども、そういったアイデアというか、やっておられるのかお聞きします。以上です。

熊木委員長 給食についてですね。お願いします。

生涯学習課長 ただいまの給食についての昨年度の状況ですけれども、南幌産の食材については、常日頃、できるだけ多く取り入れるように、地元の業者さんと契約を結びまして取り入れるように努力をしているところです。昨年度については、お米については、例年どおり100%南幌産のお米を使用しています。また、小麦粉につきましては、うどんについては「きたほなみ」、ラーメンやパンについては「ゆめちから」などの小麦粉を使いまして、昨年度については全体の約80%使用をさせていただいています。また、野菜やきのこ類などにつきましても、できるだけ南幌産のものをということで、農協さんを通じて情報提供をいただきながら、できるだけ地元のものを使うということで努めています。昨年度についてはいも・野菜・きのこ類全体を含めまして、全体の21%南幌産を使用しています。内訳については、いも類が3.45%、野菜については約24%、きのこ類については50%ということでの内訳になっています。また、例年ですけれども、南幌の特産品の規定がどのようなことになるのか判断が難しいところですが、従前から南幌においてはキャベツキムチなどが南幌の特産として町内外に認知されているのかなというところで、そういったものを年に1回ですけれども給食週間にあわせて提供しているというところです。また南幌のたもぎ茸については、カレーライスにその食材を使用させていただいてまして、カレーについてはだいたい月1回、メニューを出させていただいていますので、南幌産のものをを使ったカレーですというようなことをお知らせしながら、給食を提供させていただいています。以上です。

内田委員 ありがとうございます。給食についてはおいしいということをよく耳にします。ありがたいなと思うんですけれども、ずっと以前ですけれども、なかなか南幌の食材を使っていかなかった時期がありました。ずっと以前です。その時の説明によると、その時期と野菜のそういう収穫があわなくてなかなか使えなかったというお話を、私、記憶しているんですけれども、その時から私ずっとと思って、その特産品というのを見て

いてトマトジュースというのは、1回加工すると1年中あるんですけど、その量が子どもたちが飲むだけあるかどうか、私もすみません確認はしていないんですけど、使っていただければいいかなと、私個人でずっと思っていたことですが、トマトジュース、シソジュースなど、子どもたちは嫌いかもしれませんが、そういったことで使っていただくというお考えはどうでしょうか。

生涯学習課長 南幌の野菜それぞれ作っている時期と、給食センターでつくっている献立との時期がうまく合うかどうかというのがあります。ただ、先ほど申し上げましたように、農協さんのほうからはだいたいこの時期にはこういう農産物が出ますということの情報をいただいているものですから、なるべくそれに合うような形で献立も栄養教諭のほうで作成していただいています。ただ献立をつくるのはだいたい今は一月半ぐらい前に献立を出さなくてはいけないものですから、それにうまく合えばそういう形で南幌産のものを使っていけるのではないかなというふうに思っています。それから、トマトジュースなどの使用の関係ですが、確かに南幌産のそういったものを使って加工されているということで、そういったものを使っていきたいと思っはいるんですけど、ただ実際、配膳などのことを考えますと、どうしても今市販されているものが大きな瓶で市販されているものですから、実際は配膳をする際には小分けにしなくてはならないという部分もありますので、そういった部分を考えてなかなか特に低学年あたりはそういった部分で配膳が難しいのかなということがありますので、できれば個包装などになってくれば、もっと使いやすい場面が出てくるのではないかなというふうには思います。以上です。

内田委員 ありがとうございます。生産者の思いも伝えられて、また教育委員会のほうの新たなお考えも聞いてよかったと思います。これからも合えば何とか使っていただけるような方向性といいますか、そういうことも考えていただければなと思います。ありがとうございます。

熊木委員長 ほかに。ございませんか。

西股委員 新型コロナの関係で、昨年臨時休校を行ったり、いろんな事業が中止や延期になったというようなところで、子どもたちに心の影響等がなかったのか。もう一つ、学力の低下というのは見られないのかというのがあります。

それと、今までない特殊な環境の中で、先生をはじめ児童生徒たちのメンタル面でカウンセリングが必要なケースはあったのかというような点についてお聞かせ願いたいと思います。

熊木委員長 2点についてお願いします。

学校教育G主幹 ただいま御質問がありました。まず昨年度の臨時休校中によります生徒たちの心の影響部分と学力低下の部分ということです。心のほうにつきましては2点目のカウンセリングのほうとあわせた回答をさせていただきたいと思います。学力のほうですが、なかなか比較するのが難しい部分ですが、昨年はちょっと中止になっていますが、毎年小学校6年生と中学校3年生を対象に全国学力学習状況調査というものが行われています。その中で、今年はまず点数までして分析はこれからになりますが、それで一昨年の点数と比較しますと当然受検している児童生徒も変わっていますので単純比較というわけではありませんが、その比較をしますと今年につい

てはそのときの点数といいましようか上がっているという状況です。その中で、学力の低下の部分については抑えられたのかなという形で考えています。その要因としても前半部分の臨時休業がありまして、6月1日から再開をしていますが、その後、先ほどありました行事等の中止、夏休みを9日に短縮したという部分で授業をした中で時数を確保できたという部分がありますので、学力低下の部分につきましては抑えられたのかなということ考えています。

次の、先生や児童生徒のカウンセリングの形ですが、カウンセリングにつきましては、まず道教委のほうから中学校が配置校ということでスクールカウンセラー1名配置をされています。昨年につきましては、小中学校あわせて年間76時間ということで配当をされているところです。昨年のカウンセリングの実績というところでは、まず児童生徒への個別のカウンセリングにつきましては、昨年実人数で9人、そのうち、好転が見られた児童生徒につきましては7人ということで実績が出ているのかなと思っています。そのほかで小中学校合わせて実人数の実績でいきますと、教員への助言という部分の実績につきましては20人、保護者への助言につきましては昨年度は3名ということになっています。それぞれで多かった相談内容ということで詳しい内容につきましてはそれぞれ個人情報的なものが全てありますので、スクールカウンセラーと個人の中の共有という形になっていまして、教育委員会につきましては、どういう項目かという形での報告が来ています。まず、多かった相談としまして、児童生徒の部分につきましては、件数でいきますと45件ございましたが、うち21件については家庭環境についての相談ということでカウンセリングを行っているということです。次に、保護者のほうにつきましては全体件数として59件ありましたが、こちらも同じく家庭環境の相談ということで24件という内訳になっています。教員のほうにつきましては全部で5件という形になっていますが、こちらは、生徒等の家庭環境、また心の健康などの相談がそれぞれ2件ずつということになっています。それで昨年コロナがあったということですので、前年度の比較という部分につきましますと、実人数という部分につきましては前年は児童生徒が13名だったということで実人数としては減ってはいますけども、それぞれ1件1件が重いといましようか、なかなか難しい問題だったということで件数としては増えているということで児童生徒につきましては令和元年が17件だったものが、先ほど言った45件に増えているというような形で、件数としてはそのほか、保護者も10件から59件になっています。ただ教員のほうにつきましては、前年の15件から5件に減っているということにはなっていますが、全体としてスクールカウンセラーの活用によりまして、皆さんカウンセリングを行って、ストレスを若干低減していただいているのかなということ考えています。それに加えまして、教員のストレスチェックというものも行っていますので、これにつきましては例年10月、11月にウェブによるストレスチェックを行っています。結果につきましては、あいくるから教育委員会に本人の同意があったものについては届いています。それで結果の全体的な判定の一覧につきましては校長先生へのみに配布をしているという状況です。その中で、高ストレス者の方については、あいくるを通して学校医等の面談という形を希望される方については行うということになっています。昨年につきましてはそのような中でカウンセリングを

行っているというような形になります。以上です。

熊木委員長 ほかに質疑ございますか。

志賀浦委員 スポーツセンター管理、23ページかな、その辺についてちょっと伺います。プール、スポーツセンター等の令和2年度までの数字は出ているんですけども、最近はまだどうなっているかちょっとわからないですけど、利用が増えることは良いことだとは思っているんですけども、町内外の分け方というか、確認の仕方が不完全なのかなという声が結構出ています。例えば、券売機で購入して入るだろうと思うんですけど、その分け方や確認の仕方というのはどういうふうにしているのか。逆に、町外から来てもらって利用してもらうことは悪いことではないですけども、町外から来て町内料金で入って、公に公言しているような話も聞こえているんですよ。そういうことを放置するとはいかなものかなと。その対応の仕方をちょっと教えてほしいです。

あと、スポーツセンター、前に課長には一度伝えてあるのでこれ確認ですけど、例えばスポーツセンター内に伝言をしたくて入ったのに料金を払いなさいと言われた事例がありました。それは相談してお話ししているからいいんですけど、その対応の後はどうなったのか。どういう指導をされたのか。その辺をちょっとお知らせください。

熊木委員長 1点ですね。お願いします。

社会教育G主幹 スポーツセンターの受付の方法についてですけども、券売機では町外、町内の分けで本人さんがそれを選んで押していただくというのが前提ですけども、券売機で買った券をお持ちいただいて受付の際に小さな申請書を書いていただいています。お名前と住所と連絡先を書いていただいたものを券売機で買った券と一緒に出してもらって受付は完了という流れになっていますので、町内、町外はその小さな受付票で確認しているところです。ただ、スポーツセンターだけではなく公共施設については身分証明書などの提示というのは行われていませんし、実は担当のほうとしても、そういった町内、町外を偽って使用しているということを初めて聞いたところですので、現状が把握できていないというのは正直なところです。そういった状況の中で、身分証明書の提示を常に行うということになると、町内で今までご利用された方が、持って来ていないとか、お忘れになったということで使えないということ。また顔見知りだから、町内の方だとわかるから使ってくださいといったような、使う使わないの判断でまず難しい部分が出てくるだろうということが予想されます。また、午後5時以降は管理人さんのみになってしまいますので、そういった時になかなか自分で判断できないということになってしまいますと、あの時は使えた、この時は使えないといったケース・バイ・ケースが出てくるのも不公平な部分が考えられます。ですので、我々としては現状を把握していませんので、そういった現状を改めて把握するべく情報提供などをしていただくとともに、今度は受付の際に住所の書き方が疑わしくないかというところを職員と管理人にお伝えして未然に防止したいと思っています。以上です。

生涯学習課長 2点目のスポーツセンターに伝言を伝えるだけで使用料を払ってくださいということの指導があったということの関係ですけども、それにつきまし

ては、以前志賀浦議員さんのほうからそういうお話を伺いまして、担当のほうにそういう状況があったかどうかの確認をさせていただきました。確かにそういうことがあったということで、たまたま対応した受付については委託の方だったものですから、その辺についてもう一度丁寧に説明をして、齟齬のないようにしていただきたいということで私のほうから申し伝えています。以上です。

志賀浦委員 2点目は確認ですのでわかりました。そういうようなことがないようにしっかりしていただければと思います。

1点目の町外利用者かどうか見分けるのはかなり難しいと思います。ただこれからの方針をしっかり決めていただいて、例えば身分証明書の提示をお願いしますということの周知期間を何か月か置いてやっていけば、きっともって3か月ぐらいのスパンで周知期間を設ければ、皆さん持ってこられるのではないかな。免許証ぐらい皆さん持っていますよね。女性で持っていない人もいるだろうけども。そういうこれからの方針をしっかり決めてほしいです。ということは、今コロナ禍で、確かに都市部から南幌は安くいいねと来てくれるのもよし悪しで、まあ良いとしますけれど、ただどその中で不正を働いて公に公言するなんてことはもってのほかだと私は思うんだよね。そんな高い料金ではないのにしっかり払ってくださいと言えるようにならないと。それを何とかそういうことが漏れ聞こえて皆がやってしまうということになるのは良いことではないですよ。だから周知期間を設けてもいいから、身分証明書の提示なり年間パスポートなどをつくるなり、そういう方法が考えられないかなと思って、それにちょっともし対応できるのであればお答えください。

生涯学習課長 ただいまのスポーツセンターにおいてはそういう状況で見受けられるということで、先ほど担当からも話がありましてとおり、我々として初めてそういうことを把握したわけです。ただ、これそれで申し上げましたように、そうすると公共施設全体のこともありますので、これは庁舎内全体でそういうことを検討していかなければならないのかなというふうに思います。それともう一つ、どうしても懸念するのは、町外の方についてもそういったことの取って手間をとらせるといいますか、そういったことにつながるということで、なかなか利便性という部分では難しいのかなというような形もありますので、これについては先ほど申し上げましたように、全町的な施設の考え方ということで今後検討させていただきたいなというふうに思います。

熊木委員長 ほかに質疑ございませんか。ありませんか。(なしの声)

ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは、質疑を終了します。

職員の入れ替えがありますので、暫時休憩します。

(午後1時40分)

(午後1時40分)

熊木委員長 それでは休憩を閉じ、会議を再開します。

次は、審査順序の14番目、第8款消防費についてです。説明をお願いいたします。

総務課長 それでは決算書99ページをお開きください。8款1項1目消防費、支

出済額3億1,849万3,000円。南空知消防組合負担金事業では、本部費負担金、南幌支署費負担金、南幌消防団費負担金、南幌支署施設費負担金を執行しています。成果説明書の18ページをごらんください。消防支署運営事業では、救急隊員等新型コロナウイルス感染防止対策事業として、記載の備品を購入しています。なお、火災・救急件数、火災出動の内訳、救急出動の内訳につきましては、19ページにかけて記載のとおりです。

次に、消防団運営事業では、消火栓1基の新設経費を執行しています。

次に、施設・資機材更新事業では、消防団小型動力ポンプ付積載車3台の更新経費を執行しています。

以上で、消防費の説明を終わります。

熊木委員長 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。(なしの声)

質疑がないようなので終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは終了いたします。

次に、審査順序の15番目、第10款公債費です。公債費についての説明をお願いします。

総務課長 それでは決算書の123ページをごらんください。123ページ中段、10款1項公債費1目元金、支出済額5億5,452万944円。地方債元金の償還金でございます。令和2年度末の地方債残高につきましては、前年度と比較して7億7,922万円増加し、64億6,979万3,000円となります。

次に2目利子、支出済額1,984万7,583円。ここでは地方債の償還金利子、一時借入金利子、基金繰替運用利子を執行しています。

以上で、説明を終わります。

熊木委員長 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑ございませんか。(なしの声)

質疑がないようですので終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは終了いたします。

次に、審査順序の16番目、第11款予備費について説明をお願いします。

総務課長 それでは決算書123ページ下段をごらん願います。11款1項1目予備費、予算の執行はありません。

最後に123ページ下段、歳出合計、予算現額87億6,142万7,000円、支出済額82億1,847万9,211円、翌年度への繰越明許費3億5,710万7,000円、不用額は1億8,584万789円です。

以上で、説明を終わります。

熊木委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。(なしの声)

質疑がないようなので、終了してよろしいでしょうか。(なしの声)

それでは終了いたします。

職員の入れ替えがありますので、10分休憩を取ります。次は2時からにします。

(午後1時50分)

(午後2時00分)

熊木委員長 それでは休憩を閉じ、会議を再開します。

それでは審査順序の17番目、一般会計歳入について説明をお願いいたします。

課税G主幹 それでは決算書の7ページをお開き下さい。1款1項1目個人、収入済額3億3,740万6,642円。不納欠損額22万9,090円。収入未済額1,254万8,354円。不能欠損の内訳は、消滅時効25件、7名でございます。収入未済額の内訳は、現年課税分127件、50名と2社、滞納繰越分533件、85名と3社でございます。

次に2目法人、収入済額5,187万4,500円。収入未済額56万5,920円。収入未済額の内訳は、現年課税分7件、5社、滞納繰越分4件、2社でございます。

次に2項1目固定資産税、収入済額3億1,569万7,505円。不納欠損額131万3,807円。収入未済額573万6,344円。不納欠損の内訳は、消滅時効34件、4名と3社でございます。収入未済額の内訳は、現年課税分69件、24名、滞納繰越分389件、44名でございます。

次に2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金、収入済額268万3,000円。北海道と国が所有する町内の固定資産に対して、交付金として交付されるものです。

次に3項1目環境性能割、収入済額113万2,500円。軽自動車の取得に対しかかるものです。

次に2目種別割、収入済額2,469万9,200円。収入未済額11万6,400円。収入未済額の内訳は、現年課税分4件、4名、滞納繰越分6件、4名でございます。

次に8ページ、4項1目町たばこ税、収入済額5,646万4,777円。売渡し等にかかるたばこの本数に基づき納付されるものです。

次に5項1目入湯税、収入済額1,330万9,200円。南幌温泉の入湯行為にかかるものです。

次に決算書資料の1ページをお開き下さい。決算書資料の数値は、過去3か年分の決算数値を記載しております。なお、各調書は右側の令和2年度で御説明いたします。はじめに、町税に関する収入調書につきましては、現年課税分と滞納繰越分を合算したものでございます。上段の町民税、個人、収入済額前年比1,742万4,000円の増。主な要因は給与所得及び農業所得の増によるものです。法人、収入済額前年比332万6,000円の減、主な要因は工業団地の法人税割の減によるものです。次に固定資産税、土地、収入済額前年比178万円の増。主な要因は工業団地売却の増によるものです。家屋、収入済額前年比631万8,000円の増。主な要因は新築住宅の軽減終了と新築家屋の増によるものです。償却資産、収入済額前年比122万円の増。主な要因は課税免除終了によるものです。交付金、収入済額前年比4万7,000円の減でございます。次に軽自動車税、環境性能割、収入済額前年比96万4,

000円の増。主な要因は環境性能割が令和元年10月に創設されたことからの増によるものです。次に種別割、収入済額前年比31万1,000円の増。主な要因は重課車両の増によるものです。次にたばこ税、収入済額前年比78万1,000円の増。主な要因は税率の増によるものです。次に入湯税、収入済額前年比445万8,000円の減。要因は宿泊・日帰り利用者数の減によるものです。以上、町税の収入済額合計額は8億326万8,000円、収入済額前年比2,096万7,000円の増でございます。

続きまして、左下の納税義務者等に関する調書について御説明いたします。数値は現年課税分を記載しております。町民税、個人、前年比3人増の3,710人。法人、前年比7件増の201件でございます。次に固定資産税、前年比12人増の3,433人でございます。次に軽自動車税、前年比24台減の4,270台でございます。次に入湯税、前年比5万1,518人減の17万1,396人でございます。続きまして、新築住宅評価件数の推移でございます。前年比21件増の37件でございます。内訳は、町内15件、町外からの転入22件、うち、きた住まいるヴィレッジ3件でございます。最後に、法人町民税の納税状況でございます。法人全体で、前年比7件の増。納税額は324万6,000円の減で、201件、5,187万5,000円でございます。

以上で、1款 町税の説明を終わります。

続きまして、別途配布しております、町税等の収納対策関係資料につきましては、収納対策グループ主幹より説明いたします。

収納対策G主幹 私の方からは、最初に町税等収納対策関係資料について御説明させていただきます。1ページから5ページまでは、過去5年間の町税及び国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の収納状況について載せております。最初に令和2年度の現年度課税分の収納率についてですが、個人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料の5つの税目につきましては、前年度より微増ではありますが収納率は上がっております。収納率が上がった一つの要因としましては、昨年度は年度末のいわゆる4月から5月の出納整理期間中に新型コロナウイルス感染症拡大により緊急事態宣言が発令され、収納率向上に向けた最後の重要な時期に預金調査や差押えなど思うような取り組みができなかったところですが、令和2年度においては、引き続きコロナ禍という状況ではありましたが最後の出納整理期間中まで徴収業務を継続して取り組むことができたのが要因と考えられます。

それでは、税目ごとに御説明いたします。1ページ目は個人と法人の町民税についてです。上段の個人町民税の令和2年度の現年度分につきましては、収納率99.25%で前年度より0.14%増となっております。未納者は52名で、その約半数の方が分納誓約による分割納付を行っており、年度内での完納ができない状況となっております。収入未済額は収納率が上がったことから前年度より32万円程減少しております。なお、滞納繰越分を含めた収納率でも前年度を上回っており、96.35%となっております。下段の法人町民税の現年度分につきましては、収納率99.29%で前年度より0.8%下がっております。未納者は5社で、うち1社は徴収猶予の特例が適用されており納期限が1年延長されています。収入未済額は前年度より44万

円ほど増加しております。次のページになります。

2 ページ目は固定資産税と軽自動車税についてです。上段の固定資産税の現年度分につきましては、収納率99.69%で前年度より0.09%増となっております。未納者は24名で、うち3名が分納誓約による分割納付を実施しております。なお、収入未済額は収納率が上がったことから前年度より26万円程減少しております。下段の軽自動車税の現年度分につきましては、収納率99.79%で前年度より0.02%増となっております。未納者は4名で、前年度より2名減少しております。結果、僅かですが収入未済額は4,000円ほど減少しております。次ページになります。

3 ページ目は入湯税とたばこ税についてです。共に収納率100%ですが、上段の入湯税につきましては、コロナ禍の影響により収納額が前年度より大きく445万円程減少しております。次ページになります。

4 ページ目は国民健康保険税と介護保険料についてです。上段の国民健康保険税の現年度分につきましては、収納率98.41%で前年度より0.36%増となっております。収入未済額は収納率が上がったことから前年度より70万円程減少しております。下段の介護保険料の現年度分につきましては、収納率99.86%で前年度より0.2%増となっております。収入未済額は前年度より31万円程減少しております。次ページになります。

5 ページ目は後期高齢者医療保険料についてです。現年度分につきましては、収納率99.75%で前年度より0.13%下がっております。結果、収入未済額は前年度より11万円程増加しております。なお、資料には記載がありませんが、町税と保険料を合わせた全体の現年度分の収納率は99.39%となり、前年度より0.10%上がっております。結果、収入未済額は104万円程減少しております。また、同様に、滞納繰越分の収納率は12.75%となり、前年度より0.31%上がっております。結果、収入未済額は423万円程減少しております。次ページになります。

6 ページ目は滞納処分の状況について載せております。滞納処分については、納期限到来後、未納者に対し督促状を發布し、その後、納付や相談がされなかった方に対し、差押を前提とした文書催告や財産調査を実施後、随時滞納処分の執行を行っているところです。最初に、差押執行状況についてですが、預貯金の差押を行ったのが23件、403,898円となっております。他に、給与の差押と国税還付金の差押を含め、合計で31件、527,411円執行しております。次に、差押事前通知書の送付については85件、財産等把握調査においては預貯金調査で456件、各自治体への実態調査では63件実施しております。また、納期どおり納めることができない方については、納付相談により分納誓約書を徴収しておりますが、今年度は87件となっており、前年度より64件増加している状況となっております。次ページになります。

7 ページ目は不納欠損について載せております。上段が税目別の内訳ですが、令和2年度は町民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料で不納欠損処理を行っており、合わせて17人、1,845,811円となっております。前年度より70万円程多い額となっております。下段は根拠法令別の内訳ですが、地方税法第18条第1項による納期限から5年経過し、時効となったものが14人で、176万3,58

3円となっております。また、介護保険法第200条第1項による納期限から2年経過し、時効となったものが2人で、8万2,228円となっております。次ページになります。

8ページ目は町税等滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例に係る納税確認同意書の提出件数について載せております。提出件数は合計で889件となっており、前年度より79件減少しております。項目別集計を見ると、提出が一番多かったのは、25番の高等学校等通学費補助で284件、次いで17番の福祉ハイヤー利用料助成事業で122件となっております。また、昨年よりも特に提出が増えたのは、26番の住宅リフォーム等助成金交付で26件の増、逆に、提出が大きく減少したのは、19番の除雪サービス事業で49件の減となっております。なお、納税確認の結果、滞納により納税相談を要すると判定された件数は6件ありましたが、下段の表にその内訳を記載しております。この6件のうち5件は納税相談がされた、もしくは相談前に納付確認ができたことにより特例措置としてサービスを受けられておりますが、うち1件は納税相談の求めに応じなかったことから、結果的にサービス制限が適用された状況となっております。以上で町税等収納対策関係資料の説明を終わります。

次に、別冊となります、町税等収納状況【平成24年度～令和2年度】の資料について御説明いたします。こちらの資料は、表紙に記載がありますとおり町民税からたばこ税までの9つの税目について、過去9年間の推移を棒グラフと折れ線グラフで表示したものとなっております。1ページをごらんください。町民税になりますが、上段が現年度分と滞納繰越分の合計、中段が現年度分のみ、下段が滞納繰越分のみということで、それぞれ調定額、収納額、収納率の9年間の推移を表示していますので、参考にごらんいただければと思います。説明については割愛させていただきます。

次に、コンビニ収納の状況について御説明いたします。表紙に【平成31年度・令和2年度比較】と記載の資料の方をごらんください。なお、資料は各年度の4月1日から3月31日までの現年度分と滞納繰越分の合計で表示したものとなっております。1ページは、税目別に曜日別の利用件数を示したものです。令和2年度は月曜日、金曜日、水曜日の順で利用が多くなっています。また、中段の件数の表を見ていただきますと利用件数の合計は1万169件で、前年度より629件増えており、全ての曜日で利用が増加しております。なお、金融機関が休日の土日の利用件数は2,209件あり、前年度同様、全体の2割以上の利用があります。

次に2ページ目は、税目別に曜日別の納付金額を示したものです。前年度と同様、令和2年度も月曜日、金曜日、水曜日の順で納付金額が多くなっております。また、中段の金額の表を見ていただきますと、納付金額の合計は1億1,465万515円で、前年度より約768万円増加しており、全ての曜日で前年度の納付金額を上回っております。

次に3ページ目は、税目別に1日の時間帯別の利用件数を示したもので、続いて4ページ目は、1日を6時間ごとに分けて集計した利用件数を示したものとなっております。3ページの下段のグラフをごらんください。11時から12時の時間帯が一番利用が多く、次いで10時から11時の時間帯となっております。この2時間で2,

186件の利用があり、全体の2割以上の利用があります。なお、金融機関が閉店している15時から翌朝9時までの利用件数は4,727件であり、全体の半数近い利用があることから、24時間いつでも納付可能なコンビニ収納の利便性が大きいことが伺えます。

次に5ページ目をごらんください。税目別に1日の時間帯別の納付金額を示したもので、続いて6ページ目は、件数と同様、1日を6時間ごとに分けて集計した納付金額を示したものとなっております。グラフの計上は、先程の利用件数とほぼ同様の状況となっております。

次に7ページから8ページは、税目別にコンビニ別の利用件数と納付金額を表示したのになります。7ページ目の中段のグラフをごらんいただきますと、平成26年度の開始当初から変わらず、ローソン、セブンイレブン、セイコーマートの順で利用が多くなっています。この3つのコンビニの合計で9,885件となり、全体の約97%の利用があります。

最後に9ページから10ページにつきましては、コンビニ収納を開始した平成26年度から令和2年度までのコンビニ収納の状況を棒グラフで示したのとなります。9ページの上段をごらんいただきますと、グラフは右肩上がりです。毎年、利用件数が増加しているのがわかります。令和2年度と開始年の平成26年度を比較しますと約2,000件増加しており、収納額では約1,662万円増加している状況です。

続きまして、同じくコンビニ収納状況に関する資料で、もう一つ別冊で表紙に【納付地域別】と書かれた資料の方をごらんください。こちらの資料は、1ページから2ページは、令和2年度のコンビニ別の町内、町外、道外の区分による納付地域別の件数と納付額について示したのとなっております。3ページから5ページは、平成31年度と令和2年度の税目別の納付地域別及びコンビニ別の件数と納付額について示したのとなっております。6ページから9ページは、南幌町内におけるコンビニの利用件数と納付額をコンビニ別に示したのとなっております。最後10ページから11ページは、市町村及び都道府県別の利用件数、利用店舗数、納付額について示したのとなっております。

それでは1ページをごらんください。上段1の表になりますが、利用件数の合計1万169件のうち、町内のコンビニで納付された件数が6,771件で全体の66.6%を占めております。また、町外と道外のコンビニで納付された件数が3,398件あり、約3分の1の方が町外のコンビニを利用されていることがわかります。

4ページをごらんください。下段の前年対比となります増減の表になりますが、セブンイレブン、ローソン、セイコーマートの3つは、いずれも町内においては同程度の件数で増加しておりますが、町外においてはセブンイレブンだけが他の2店に比べ、114件と大きく増加しているのが特徴です。

6ページをごらんください。町内におけるコンビニ別の収納状況になりますが、令和2年度に初めてセブンイレブン、ローソン、セイコーマート以外での納付があり、下段に記載がありますエムエムケーで1件の納付がありました。納付店舗はツルハドラッグ南幌店となります。なお、エムエムケーとは、8ページの下段をごらんください。米印で記載しておりますが、株式会社しんきん情報サービスが全国展開しており

ますスーパーマーケットやドラッグストア、薬局、病院、大学内の売店などに設置されているマルチメディアキオスク端末の設置店舗となります。

10ページをごらんください。道内市町村及び道外における納付状況ですが、道内では札幌市からむかわ町までの50市町村、544店舗で納付されております。また、道外では東京都から沖縄県までの19都府県、145店舗で納付されております。

最後になりますが、令和2年度は例年以上に利用件数が増えたわけですが、その要因としましては、コロナ禍という状況の中、外出する機会や人との接触する機会を極力減らすなどの理由から、通勤途中での納付や金融機関に行くよりも買い物と納付を一緒に出来る手軽さから、身近なコンビニでの納付を選択された方が多かったのではないかと推測されます。なお、当町ではなかなかコロナの収束が見込めない状況の中、より自宅で過ごす時間が増えることが想定されることから、町民の方の納付方法の拡大と利便性の向上を図るため、本年4月よりスマートフォンを利用した電子決済を導入したところです。スマホにPayPayまたはLINE Payのアプリをダウンロードしていただき、納付書のバーコードを読み取って簡単に納付することができます。また昨日、志賀浦委員より御質問のありましたクレジット決済につきましては、まだまだ道内において導入している自治体は少なく、管内では岩見沢市のみという状況ではありますが、スマホ決済の利用状況や導入経費なども含め考慮し、今後検討してまいりたいと思います。

長引く新型コロナウイルス感染症の影響による経済の低迷、経営の悪化などにより、今後、徴収業務においても厳しい状況が想定されますが、町民の皆さんが少しでも納付しやすい環境整備に努め、収納対策を推進してまいりたいと思います。

以上で、説明を終わります。

熊木委員長 それでは説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。(なしの声)

質疑がないようですので、終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは質疑を終了します。

税務課の職員が退席しますので、暫時休憩とします。

(午後2時28分)

(午後2時28分)

熊木委員長 それでは休憩を閉じ、会議を再開します。

それでは、一般会計の歳入について説明をお願いいたします。

総務課長 それでは、以降の歳入につきましては、主な項目のみの説明とさせていただきますので御理解をお願いいたします。決算書8ページ中段になります。2款1項1目地方揮発油譲与税、収入済額2,212万3,000円。国税として揮発油に課税された地方揮発油税のうち、ルール分により市町村に交付されるものです。

2項1目自動車重量譲与税、収入済額6,437万1,000円。国税として徴収される自動車重量税の3分の1が市町村に交付されるものです。

3項1目森林環境譲与税、収入済額63万4,000円。国税として徴収される

森林環境税の一定割合分が交付されるものです。

次ページにかけまして、3款1項1目利子割交付金、収入済額71万2,000円。道に納付された利子割額のうち、5分の3が市町村に交付されるものです。

4款1項1目配当割交付金、収入済額172万円。道に納付された配当割額のうち、5分の3が市町村に交付されるものです。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金、収入済額208万5,000円。道に納付された株式等譲渡所得割額のうち、5分の3が市町村に交付されるものです。

6款1項1目法人事業税交付金、収入済額346万9,000円。道に納付された法人事業税のうち、一定割合分が交付されるものです。

7款1項1目地方消費税交付金、収入済額1億7,313万8,000円。消費税のうち2.2%が都道府県に配分され、その2分の1が市町村に交付されるものです。

次ページにかけまして、8款1項1目ゴルフ場利用税交付金、収入済額468万3,228円。リバーサイドゴルフ場利用税の70%が市町村に交付されるものです。

9款1項1目環境性能割交付金、収入済額603万5,000円。道に納付された自動車税環境性能割のうち、一定割合分が交付されるものです。

10款1項1目地方特例交付金、収入済額572万6,000円。この交付金は、住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う減収分を補てんするために交付されるものです。

11款1項1目地方交付税、収入済額24億3,661万7,000円。内訳につきましては、普通交付税20億7,758万3,000円、特別交付税3億5,903万4,000円です。前年度と比較しますと、普通交付税は4.9%の増、特別交付税は1.6%の増となっています。

12款1項1目交通安全対策特別交付金、収入済額87万1,000円。交通違反の反則金を原資に、交通安全施設整備費に充てるための財源として交付されるものです。次ページになります。

13款1項1目農林水産業費分担金1節農業費分担金、収入済額289万6,950円。排水路整備分担金及び道営土地改良事業分担金として収入したものです。

2項1目民生費負担金1節老人保護措置費負担金、収入済額103万8,900円。老人保護措置費用徴収金です。2節児童福祉費負担金、収入済額180万7,200円。なんぼろ児童会に係る学童保育料です。3節保育所費負担金、収入済額430万9,900円。南幌いちい保育園に係る保育料です。4節滞納繰越分、保育所保育料の過年度滞納繰越分ですが、本年度収入額はございません。少し飛ばしまして次ページになります。

14款1項4目土木使用料3節住宅使用料、収入済額2,451万7,616円。公営住宅及び子育て支援住宅使用料で、収入未済額は27万1,900円、滞納件数は公営住宅分6件です。4節滞納繰越分、収入済額32万3,600円。収入未済額は90万5,087円で、公営住宅使用料7件の過年度滞納分です。

5目教育使用料、2節スポーツセンター使用料、収入済額186万800円。町民

プール使用料50万8,150円が含まれています。次ページになります。

15款国庫支出金、16ページにかけまして、法令等に基づきます事務事業に対する国からの負担金、補助金及び委託金です。それぞれ歳出と連動しており、各制度に基づく国の負担割合に応じて措置されているもので、内容の説明は省略いたしますが、各項目とも調定額どおりの収入済額となっています。

次に、16ページ下段、16款道支出金、21ページにかけまして、国庫支出金と同様、法令等に基づいた事務事業に対する道からの負担金、補助金及び委託金です。内容の説明は省略いたしますが、各項目とも調定額どおりの収入済額となっています。

次に、21ページ下段、17款2項1目不動産売払収入、収入済額1億9,019万9,702円。南幌工業団地工業用地2件、国の河川改修等に伴う町有地4件の売却によるものです。

次に、18款1項1目一般寄附金、収入済額138万円。個人7名、法人2社から寄附金を受けたものです。

次ページ、3目ふるさと応援寄附金、収入済額1億1,519万2,484円。日本各地の方々より8,776件のふるさと納税をいただきました。前年度と比較しますと、件数で81%の増、納税額では120.1%の増となりました。主な要因としては、特別栽培米の返礼品の追加、トウモロコシの先行受付方法の拡大によるものと分析をしています。

次に、19款1項1目財政調整基金繰入金、収入済額9,011万2,000円。歳入財源不足を補うため基金から繰り入れを行ったもので、令和2年度末の基金残高は7億9,532万566円です。

2目減債基金繰入金、収入済額1億5,000万円。歳入財源不足を補うため基金から繰り入れを行ったもので、令和2年度末の基金残高は2億7,943万4,481円です。

3目南幌温泉ハート&ハート基金繰入金、収入済額1,580万円。南幌温泉指定管理料などの管理運営経費に充てるため基金から繰り入れを行ったものです。

4目ふるさと応援基金繰入金、収入済額4,470万円。子どもの医療費助成、少年団活動、高校生通学費補助や高齢者世帯の除雪支援など、寄附指定事業を行うため基金から繰り入れを行ったものです。

次ページにかけまして、20款1項1目繰越金、収入済額1億1,210万2,569円。令和元年度一般会計からの繰越金で、うち、強い農業づくり事業及び農業経営高度化促進事業の明許繰越一般財源分10万円が含まれています。

次に、23ページ下段、21款4項1目北海道住宅供給公社受託事業収入、収入済額1,721万9,000円。住宅供給公社が所有する用地の草刈りなど町が受託するための事業収入です。次ページにまいります。

3目土地改良事業調査受託事業収入、収入済額408万100円。西幌ほか3地区の道営経営体育成基盤整備事業換地業務を町が受託するための事業収入です。次ページにまいります。

上段、5項4目給食費収入1節教育関係給食費収入、収入済額2,365万8,487円。収入未済額は12万1,503円で、滞納件数は8件です。2節滞納繰越分、

収入済額 23 万 4,069 円。収入未済額は 77 万 9,768 円で、過年度分の滞納件数は 9 件です。

次に、27 ページ中段、22 款 1 項 1 目総務債 1 節公用施設改修事業債、収入済額 3 億 2,720 万円。役場庁舎改修事業に係る起債です。2 節防災対策事業債、収入済額 2 億 6,710 万円。北海道総合行政情報ネットワーク更新事業ほか 3 事業に係る起債です。3 節高度無線環境整備推進事業債につきましては令和 3 年度への繰越事業です。

次ページにかけまして、2 目衛生債 1 節保健衛生事業債、収入済額 2,340 万円。南空知葬斎組合伏古斎苑改修事業に伴う南幌町負担分、ほか 1 事業に係る起債です。2 節清掃事業債、収入済額 4,110 万円。南空知公衆衛生組合破碎処理施設改修事業に伴う南幌町負担分に係る起債です。

3 目公営企業債 1 節一般会計出資債、収入済額 3 億 1,960 万円。長幌第 2 浄水場改築事業に伴う南幌町負担分に係る起債です。

4 目農林水産業債 1 節土地総合整備事業債、収入済額 3,770 万円。農業競争力基盤強化特別対策事業に係る起債です。2 節農業施設整備事業債、収入済額 270 万円。農業水路等長寿命化整備事業に係る起債です。

5 目土木債 1 節道路整備事業債、収入済額 1 億 3,830 万円。町道長寿命化整備事業、ほか 2 事業に係る起債です。3 節公営住宅改修事業債、収入済額 1,610 万円。栄町公営住宅改修事業に係る起債です。

6 目消防債 2 節消防設備購入事業債、収入済額 4,270 万円。小型動力ポンプ付積載車購入事業に係る起債です。

7 目臨時財政対策債、収入済額 1 億 61 万 4,000 円。地方の財源不足を補うための起債です。

8 目教育債 1 節教育施設整備事業債、収入済額 930 万円。学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る起債です。

9 目減収補填債、収入済額 792 万 7,000 円。新型コロナウイルス感染症の影響により、国が減収補填債の対象税目を拡大したことを受けて、税収減を補うための起債です。なお、5 目土木債及び 6 目消防債において節番号が飛んでいるのは、地方債の補正により廃止したことによるものです。次ページにまいります。

以上、歳入合計、予算現額 87 億 6,142 万 7,000 円。調定額 84 億 316 万 5,327 円。収入済額 83 億 8,057 万 7,154 円。不納欠損額 154 万 2,897 円。収入未済額は 2,104 万 5,276 円です。次に 124 ページをお開きください。

最後に、実質収支に関する調書について説明をさせていただきます。1 歳入総額 83 億 8,057 万 7,154 円。2 歳出総額 82 億 1,847 万 9,211 円。3 歳入歳出差引額は 1 億 6,209 万 7,943 円です。4 翌年度へ繰り越すべき財源のうち、(2)繰越明許費繰越額 128 万 1,000 円。これは農業経営高度化促進事業のほか事業に係るものです。5 実質収支額は 1 億 6,081 万 6,943 円です。6 については該当ございません。

以上で、説明を終わりますが、お配りしております南幌町決算資料の 29 ページ以

降には、町有財産としての土地、建物並びに有価証券や出資金、各基金の現在高、又、各会計の決算比較表など、参考として添付させていただいておりますのでお目通しをお願いいたします。

以上で、全ての説明を終わります。

熊木委員長 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑がないようなので、質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは、質疑を終了します。

本日本日予定しておりました審査項目が終了いたしました。9月13日月曜日、午前9時30分まで延会といたします。

(午後2時45分)

決算審査特別委員会会議録

(3日目 R3.9.13 9:30~10:07)

熊木委員長 おはようございます。

金曜日より延会となっておりました決算審査特別委員会をただいまから再開します。本日の出席人員は9名全員であります。直ちに会議を再開します。

それでは、令和2年度南幌町病院会計事業決算の審査を行います。それでは説明をお願いいたします。

町立病院事務長 決算を説明する前に、毎年度お配りしてございます各項目別の3年度対比表を記載してございます資料を本日御手元にお配りしております。特に説明は行いませんので御了承のほどよろしくお願いいたします。

それでは令和2年度南幌町病院事業会計決算を説明します。決算書1ページをごらんください。(1)収益的収入及び支出です。初めに、収入です。

1款病院事業収益1項医業収益1目入院収益、決算額2億5,002万7,559円です。

2目外来収益、決算額9,172万2,054円です。15ページをごらんください。

(1)業務量、イ患者数及び料金収入です。入院の状況です。令和2年度入院患者数11,708人、1日平均32.1人、平均単価が21,355円で、いずれも次の段にあります前年度実績を上回っています。外来の状況です。令和2年度外来患者数12,931人、1日平均53.2人、平均単価が7,093円で、延べ人数及び1日平均人数は前年度を下回っていますが平均単価は上昇しています。入院は10月からの病床転換により平均単価が6,660円上昇しています。また外来は新型コロナの影響などで受診控えもあり、延べ人数とあわせて1日平均人数も減少しましたが、単価が高い訪問診療やPCR検査の実施などにより、こちらも平均単価の上昇に伴って収益は前年度より933万円程度増収しています。1ページにお戻り願います。

3目その他医業収益、決算額7,207万4,841円。主に健康診断料、予防接種料及び救急告示病院の交付税算入分に係る一般会計からの繰入れです。

2項医業外収益1目受取利息配当金、決算額714円。預金利息です。

2目患者外給食収益、決算額98万8,800円。職員の給食費です。

3目他会計負担金、決算額1万9,000円。企業債償還利息の3分の2を一般会計から繰り入れたものです。

4目他会計繰入金、決算額2億6,156万8,000円。普通交付税の病床割分、特別交付税の不採算地区病院分など、資金不足分などに係る一般会計からの繰入れです。

5目その他医業外収益、決算額867万4,711円。病院職員寮の家賃、おむつ等の取扱手数料などのほか、町民の方からいただいた御寄付です。

6目長期前受金戻入、決算額716万7,415円。減価償却費の補助金等見合い分です。

7目補助金、決算額2,910万5,000円。新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業、地域医療介護総合確保事業及び病床機能再編支援事業に係る補助金でございます。

3項特別利益1目その他特別利益、決算額1,500万円。新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金です。

以上、収益的収入の合計は、この表の1段目、1款病院事業収益、決算額7億3,634万8,094円です。

続きまして2ページをごらんください。支出です。

1款病院事業費用1項医業費用1目給与費、決算額4億2,981万1,446円。職員の給料、手当、共済費及び医師の報酬などの人件費でございます。

2目材料費、決算額3,868万5,114円。主に薬品費、診療材料費などです。

3目経費、決算額1億5,037万6,392円。光熱水費や燃料費、病院施設の維持管理費など病院運営にかかる固定的な経費です。

4目減価償却費、決算額3,739万9,515円。建物、医療機器などの減価償却でございます。

5目資産減耗費、決算額205万9,303円。医療機器等の更新による機器の残存額の除却処分、期限切れ医薬品の処分などにかかるものです。

6目研究研修費、決算額46万3,041円。参考図書の購入費や研修会への参加費等です。

2項医業外費用1目支払利息及び企業債取扱諸費、決算額2万7,023円、企業債8件の支払利息分などです。

2目患者外給食材料費、決算額73万3,216円。職員の給食材料費です。

3目雑損失、決算額124万6,000円。消費税納付額です。

3項特別損失1目過年度損益修正損です。未納医療費にかかる特別損失処理はございませんでした。

2目その他特別損失、決算額1,500万円。新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の収入と同額を支出しています。

4項予備費1目予備費は執行がありませんでした。

以上、収益的支出の合計は、この表の1段目、1款病院事業費用、決算額6億7,597万1,050円です。3ページをごらん願います。

(2) 資本的収入及び支出です。はじめに収入です。

1款資本的収入1項出資金1目出資金、決算額2,228万1,000円。企業債償還元金の3分の2を一般会計から出資されたものです。

2項繰入金1目繰入金、決算額7,876万5,000円。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と国民健康保険調整交付金をそれぞれ一般会計と国保会計から繰り入れたものです。

3項企業債1目企業債、決算額2,500万円。医療機器等の購入に伴い、企業債を借入したものです。

4項補助金1目補助金、決算額274万5,000円。在宅医療提供体制強化事業及び病床機能分化事業に係る補助金です。

以上、資本的収入の合計は、この表の1段目、1款資本的収入、決算額1億2,879万1,000円です。

続きまして支出です。

1款資本的支出1項建設改良費1目固定資産購入費、決算額9,757万4,235円。電子カルテシステムの導入や医療用電動リモートコントロールベッドの購入などです。それぞれの内容は14ページに記載のとおりとなっています。

2目病院事業整備費、決算額1,157万2,000円。隔離病室衛生工事、ボイラー用軟水器更新工事です。

2項企業債償還金1目企業債償還金、決算額3,342万1,044円。企業債7件の償還元金です。

以上、資本的支出の合計は、この表の1段目、1款資本的支出、決算額1億4,256万7,279円です。

続いて4ページからの損益計算書、6ページからの貸借対照表、8ページの剰余金計算書、そして9ページの欠損金処理計算書につきましては、今申しあげました収支やこれまでの累積などを踏まえて仕訳したもので記載のとおりとなっています。

10ページです。事業決算報告書に入ります。11ページをお開きください。

1概況、(1)総括事項を読み上げます。令和2年度は、国民健康保険町立南幌病院改革プランに基づき、地域に貢献できる医療体制の確保を図り、病院事業が安定した経営の下で役割を継続的に担うため取り組んできました。南空知構想区地域医療構想推進シートにおいて、急性期病床及び慢性期病床は余剰となり、回復期病床が不足することが見込まれる中、急性期病床26床・慢性期病床54床を削減し、回復期病床60床への病床機能転換をするとともに、2病棟から1病棟への病棟削減、さらに総病床数を80床から60床へ減らすダウンサイジングを行いました。また、全病床を地域包括ケア病床とすることにより、急性期治療後の患者の入院受入、自宅での急性増悪患者の入院受入、入院患者の在宅復帰支援を行い、専従職員の配置による地域医療連携室の拡充の結果、他医療機関等との連携強化が図られ、入退院支援が充実することとなりました。地域の医療体制の充実を図るため、内科医師3名、小児科医師1名の常勤医師4名体制とし、令和2年8月から在宅療養支援病院となったことにより、従前からの訪問診療が深化し24時間、365日体制での電話での指示・往診等が可能な在宅医療の提供も可能となりました。このことにより、南幌町地域包括ケアシステムの一環として「ときどき入院ほぼ自宅」の実現を支援する病院としての取り組みが可能となり、町民が安心して暮らせるよう、身近なかかりつけ医としての機能を基本に病院づくりを進め、各種健康診断・予防接種を行い、保健・医療・福祉の地域連携を図りながら、町民の健康管理に努め、あわせて町内唯一の病院として救急医療も維持しています。医療機器等整備・工事としては、経営の効率化と医療安全の向上のため、電子カルテシステムの導入、医事システム・医用画像管理システム・超音波画像診断装置等の更新、新型コロナウイルス感染症対策のための遺伝子解析の購入、感染症専用診察室の設置、隔離病室衛生工事の実施、在宅訪問診療のためのポータブルエコー・訪問診療用車両の購入等を行いました。病院の経営状況としては、患者数は、入院患者は対前年比6.6%増の11,708人、外来患者は対前年比8.8%減の

12,931人となり、入院収益は対前年比55.0%増の2億5,002万7,559円、外来収益は11.3%増の9,172万2,054円となりました。この結果、収益的収支は6,037万7,044円の純利益となりました。資本的収支については、収入額1億2,879万1,000円。支出額1億4,256万7,279円となり、不足額1,377万6,279円は損益勘定留保資金で補てんしました。

続きまして12ページです。(2) 議会議決事項です。令和元年度の決算認定を含めて8件となっています。

(3) 行政官庁届出事項等です。新型コロナ対応や病床転換などに伴う病院開設許可の一部変更申請で6件となっています。

13ページです。(4) 職員に関する事項のイ、職種別職員数は記載のとおりです。ロ、給与改定はありませんでした。

続きまして、2資産の取得状況(1) 工事費等の概要です。ボイラー設備の更新と隔離病室衛生工事を施工しています。14ページに入ります。

(2) 資産です。上段の輸液ポンプから一番下の点滴チェアベッドまで、記載のとおり医療機器や設備などを取得しています。15ページです。

3業務(1) 業務量、イ、患者数及び料金収入です。主な内容は先ほど申し上げたとおりです。ロ、病床利用率です。一般病床が54.4%、療養病床が31.3%、合計で48.1%となっています。なお、10月以降の地域包括ケア病棟につきましては一般病棟に区分しています。次にハ、科別状況の延べ患者数です。内科は入院1万1,708人、外来1万1,299人、合計では2万3,007人です。なお、今年の6月から、特にこれまでと診療体制は変わっていませんが、よりいっそう身近なかかりつけ医として地域の皆さんに寄り添ってまいりたいという意味を込めて、診療科目を内科から内科・総合診療科という表記に変更しています。外科は、外来で116人です。7月までの間、月2回の出張医による整形外科診療分を計上しています。小児科は外来で554人です。眼科は、毎週火曜日に出張医が外来に当たっておりまして、962人です。16ページに入ります。

(2) 事業収入に関する事項と、次の(3) 事業費に関する事項は、記載科目における前年度対比を掲載しています。全般的に収支状況が改善されていることがおわかりかと思います。

(4) その他主要な事項は、ございません。

17ページです。4会計の(1) 重要契約の要旨は、700万円以上の業務契約です。

(2) 企業債及び一時借入金の概況です。イ、企業債の年度末残高は2億733万1,906円です。ロ、一時借入金の借り入れはなく、年度末残高は0円です。

18ページに入ります。令和2年度キャッシュ・フロー計算書、19ページの注記事項、そして20ページからの収益費用明細書、23ページの資本費用明細書までは、これまで説明した収支科目の明細で記載のとおりとなっています。

続きまして24ページに入ります。固定資産明細書です。(1) 有形固定資産、(2) 無形固定資産と、それぞれ記載のとおりです。このうち(1) 有形固定資産における車両につきましては、町民の方からいただいた御寄付を基に購入した訪問診療用の自

動車です。

25ページは、企業債明細書で企業債9件の内訳となっています。この表の一番下の企業債につきましては、医療機器の購入に伴い、令和2年度中に借入したものです。その他、別に決算資料をお配りしていますが、説明は省略をさせていただきます。

以上で、令和2年度病院事業会計決算の説明を終わります。

熊木委員長 それでは説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

西股委員 昨年電子カルテを導入したんですが、それによって事務の効率化などが図られたというような形で聞いているんですが、具体的にどのような形になっているのか。数的にそういうのが表れているのであれば、それをお聞かせ願いたいと思います。

熊木委員長 1点ですね。お願いします。

町立病院事務担当主幹 昨年8月よりカルテを電子化いたしまして、今までの紙カルテから電子カルテということで展開しています。主な電子カルテの効用としましては、前よりも情報共有が早くなったこと。ドクターのみならず看護師、あと医事課のスタッフが同じ患者さんのカルテを同時に見ることによって非常に話が早くなり、業務の効率化が図られました。また、ドクターの指示、検査等の指示がその場で電子カルテに反映されまして、検査などの部分で確認できると。確認が終わった後はチェックするという機能もありまして、指示漏れ、指示受け漏れなどの減少にも役立っています。また、患者IDにより電子化されていますので、患者さんについての患者の取り違い等の危険性も減っています。また数的なことですが、今まで申し上げたことは数字には表しにくいですが、数字としてもし表すのであれば、今回電子カルテを入れたことによりまして、データ提出加算という診療報酬が取れることになりました。こちらにつきましては、収益の中に含まれているものですから、いくらという金額は今ここで出てこないですけども、診療報酬、つまり病院の収入として、こちらのほうも収益として上がっていると。これが今のところが電子カルテを入れたことによるメリットです。

西股委員 今聞いた範囲はだいたいわかりましたが、データについて今は既に全部移行されたという形になるのですか、今まで既存のデータは。

町立病院事務担当主幹 データはカルテを移行する際の方法といたしまして、過去の紙カルテのデータを新しい電子カルテに入れるという方式はとっていません。8月1日から新たに電子カルテに診療したものを載せていくと。ただ当然、当院に通院されている患者さんにつきましては過去のデータが必要なものですから、最初の1年間分、だいたい半年か1年間、今年の夏ぐらいまでは紙カルテを併用しながら電子カルテを見て、電子カルテに記載するけれども過去の情報については紙カルテを参照して。どんどん新しい情報がいきますので、おおよそ1年を通したところで、だいたいの患者さんにつきましては電子カルテのデータで十分まかなえるというふうになっています。

熊木委員長 ほかに質疑ございませんか。

内田委員 決算の項目ではないですけども、医療従事者としてワクチンが全て終

えられていると思うんですが、定期的なPCR検査などをされる予定というのはあるのでしょうか。

それとよそから南幌に引っ越してきた場合に、2週間というんですか、そういう期間を置かないと受診できないとか、そういったことがあるのでしょうか。2点です。

町立病院事務長 まずPCR検査の関係ですけれども、当院といたしましては、基本的に当日中で判明する自前の検査につきましては1日12検体まで、また翌日以降に判明します外注検査、業者のほうに出すほうですけれども、こちらにつきましては外来看護師が検体採取できる範囲までとなっています。そこでPCR検査の対応ですけれども、基本的に院内では当然万全のコロナ対策を期すために、風邪などの症状があった職員スタッフにつきましてはPCR検査をあわせて行っています。また、町外から本町に来られた方に対する検査等々につきましては、当院では特に実施はしていません。以上です。

内田委員 ありがとうございます。やはり病院、みどり野医院も近いものですからその辺は十分に注意されてお願いしたいと思いますし、また、よそからいらした方、その病院によって2週間はだめですというところもあるようですから、そういうことがないということで大変ありがたいなと思っています。今後ともよろしく願いいたします。以上です。

町立病院事務長 説明が不足しました。当院に新たに入院される方につきましては2週間の隔離はございませんが、当然、事前にPCR検査を実施して陰性が判明してから受け入れをさせていただいています。説明が漏れていました。よろしく願いします。

熊木委員長 よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

志賀浦委員 コロナ対策でいろいろ大変だったと思うんですけども、外来の人数、コロナ関係で入ってきた人数をわかれば教えていただきたいなと思います。逆に言うと、外来が減になっているのに、それ以上にまたコロナ対策でそれを抜くとまた減になると。将来的な経営安定のためには、外来患者の増が見込まれないとまずいかなと思うんですけども、その辺の差の人数、それも教えてもらって、あと、次年度以降、今年度もそうですけど、どのように対応していくのか、その辺わかったら教えてください。

町立病院事務担当主幹 コロナで当院に受診された患者さんという定義が、コロナ患者さんの場合は、検査を受けている陽性の方は岩見沢市立等に転院するものですから、それでいうとうちでコロナを治療した患者さんというのはいないですけれども、例えばPCR検査の件数は、例えば令和2年度ですと病院で行った件数が429件というふうな数字が出ています。この方々は基本的には風邪の症状があってコロナの疑いを持っているので、外来を受診されたという人数として算定していいと思っています。コロナによる受診控えですが、確実に外来患者さんは減っていますが、今後うちの病院が、当然コロナが収束して、当院としては外来患者さんに来てもらえるような診療体制を築いていかなくてはならないと。そのためには病院スタッフ一丸となって、患者さんに来ていただくような体制をつくっていく、これは院長共々常に考えていることです。コロナ患者さんで外来患者さんが増えてきますと、当然症状の重い方につ

いては当院に入院していただくということで、当院の病院事業全体としても経営が改善していくというふうに考えていますので、今後も外来患者さんが増えるように努めてまいりたいと考えています。

志賀浦委員 だいたい429件ということで、PCRその他で外来扱いになってくるのかなと思うんですけど、それを引いてしまうと外来分がもっと減が増えるのかなと。今年度、令和2年度、令和3年度とこの状況が続くのかなと思って、なかなか外来が戻ってこないのが事実ですけども、それをもうちょっと何かいい方法とかその取組があって、うまくやってほしいなと思います。

その中で、コロナ患者が例えば岩見沢管内かなとは思いますが、コロナで受入れられた後、要は退院時期になって南幌町で入院受け入れるなどという事例はあるのかなのか、その辺ちょっともしあるのであれば。コロナは治ったけれどもまだ入院しなくてはいけないという人方が南幌町であったかどうか、その辺を教えてください。

町立病院事務担当主幹 結果を申し上げますと事例はあります。当院でコロナの判定が出まして岩見沢市立病院へ転院されましたが、その後岩見沢市立では一定期間が終了したということでコロナの治療も終わったということで退院するけれども、その患者様につきましては家へ帰られる状態ではないという患者さんにつきましては、当院で受け入れて治療が終わるまでいてもらった経緯があります。実績数は1件ないし2件というふうに考えています。

熊木委員長 ほかに質疑はございませんか。それではないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは、質疑を終了いたします。

説明員が退席するまで暫時休憩といたします。

(午前10時00分)

(午前10時00分)

熊木委員長 それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

9日から審査を行っておりました認定第1号 令和2年度各会計決算認定について並びに認定第2号 令和2年度南幌町病院事業会計決算認定についての審議が終了いたしました。初めに3日間の質疑の状況を事務局長が記載しておりますので、その中で説明員の答弁漏れなどについて確認をお願いいたします。

議会事務局長 3日間で質問の数としては31人の方、45件の質問という状況になっています。あと、即答できなかった部分については、件数や人数の部分、例えばそれから町外、町内の内訳などということにつきましては、日程が終了した後、次の日程の前に各担当に来ていただいて資料等を配布して、説明をしていただいたということで、答弁漏れは結果的にはないと思います。以上です。

熊木委員長 ありがとうございます。今局長が報告したとおりですけども、特別委員会の意見について、特に付すべき事項があるかどうかお諮りいたします。

西股委員 統計調査の回答というのはまだいただいてないと思います。あの時は担当者がいないということで、まだその分がいただいていないというふうに思います。

議会事務局長 後日確認して御報告いたします。

熊木委員長 今、西股委員のほうから統計調査の質問についての回答がなかったということで、後日、資料を出してもらおうということでよろしいですか。

それでは、特別委員会の意見について特に付すべき事項があるかどうかをお諮りいたします。ありませんか。ないようですので、意見を付さないとして報告することに御異議ございませんか。（なしの声。）

それでは御異議なしと認めます。よって、意見を付さないことに決定いたしました。

本特別委員会に付託されました認定第1号及び認定第2号の2議案の審査が終了いたしましたので、採決をいたします。採決は議案ごとに起立採決といたします。

お諮りいたします。決算審査特別委員会に審査付託されました認定第1号 令和2年度各会計決算認定について、南幌町議会会議規則第77条の規定により意見を付さないで、認定すべきものと決し、第3回議会定例会に報告することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立9名、着席0名）

起立全員であります。よって、令和2年度各会計決算認定については、意見を付さないで認定すべきものとして、第3回議会定例会に報告することに決定いたしました。

続きまして、決算審査特別委員会に付託されました認定第2号 令和2年度病院事業会計決算認定について、南幌町議会会議規則第77条の規定により意見を付さないで認定すべきものと決し、第3回議会定例会に報告することに、賛成の議員の起立を求めます。

（起立9名、着席0名）

お座りください。起立全員であります。よって、令和2年度病院事業会計決算認定については、意見を付さないで、認定すべきものとして、第3回議会定例会に報告することに決定いたしました。

採決のとおり本委員会に審査付託された2議案については、規則第77条の規定により、本日付けをもって全員賛成により認定すべきものとして議長に報告書を提出いたします。そのほかで皆様から何かあれば賜ります。ございませんか。（なしの声）

それでは、以上で決算審査特別委員会の議事全てを終了いたしました。本日まで3日間、委員各位のご協力をいただきありがとうございました。また私、初めての委員長で、議員の皆さん各位に本当に協力いただきありがとうございました。また説明する職員の方も丁寧に説明をいただいたと思っています。それから、事務局にもお世話になりました。1日目に時計が目の前にはないものですから休憩の時間などを取るのにうろうろしていました。そしたら局長が2日目にテーブルにこの時計を持って来て置いてくれました。そういう皆さんの協力のもと無事終わらせることができました。本当にありがとうございました。ただいまをもって決算審査特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午前10時07分）